

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その５）

招集年月日時刻及び場所

平成17年8月11日（木） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

県下水道公社理事長 田中邦治氏

元県下水道公社専務理事 笠原武氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
 - 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項
- 会議に付した事件
- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

開会時刻 午前10時

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について証人から証言を求めます。本日、出頭を求めました証人は、県下水道公社理事長田中邦治さん、元県下水道公社専務理事笠原武さん、以上2名であります。

次に、証人田中邦治さん、笠原武さんから証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、音声のみでお願いしたい旨の申し出がありますが、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いを申し上げますところでございます。

これより、証人の入室を求めます。

[各証人入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまことにありがとうございました。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のために御協力をくださるようお願いする次第でございます。

証言を求める前に、各証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことが

できます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

念のために申し上げますが、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め全員の御起立をお願いいたします。

まず、田中邦治証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[田中証人、宣誓書を朗読]

次に、笠原武証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[笠原証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席をお願いいたします。

お諮りします。本日、証人として田中邦治さん、笠原武さんの出頭を求めておりますが、お二方を同席の上で証言を求めることとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立の上、発言をお願いいたします。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう、要望をしておきます。

これより証人田中邦治さんから証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

まず田中邦治証人にお尋ねをいたします。あなたは田中邦治さんですか。

田中証人 はい、そうです。

小林委員長 それでは、現在の役職名をお述べください。

田中証人 現在は財団法人長野県下水道公社理事長でございます。

小林委員長 次に、笠原武証人にお尋ねいたします。あなたは笠原武さんですか。

笠原証人 はい。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

笠原証人 職業につきましては、県を退職しておりますので公表は控えさせていただきたいと思っております。

小林委員長 ありがとうございます。次に発言の申し出がありますので、順次これを許します。

倉田委員 尋問に入ります前に証人に、尋問の経過の中で証人に見ていただきたい書類がございますので、お諮りをいただきたいと思います。一つは、昨日、証人にお見せした平成14年「下水道公社改革の方向」という文書。それから2つ目には、下水道公社から出ております平成13年12月28日から2月5日までの記録。それに対する回答、「下水道公社技術援助業務費の値上げ要求に対する回答」ほか2通、それに「下水道公社改革の方向」、さらに平成14年11月25日に出されております、私が保持しております「下水道公社改革案」、この5つを尋問の関係上よろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

小林委員長 お諮りをいたします。ただいま倉田委員からの申し出に対して、申し出のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、以上5項目についてお渡しをいただきたいと思います。

倉田委員 どうも御苦勞様でございます。それでは私の方から数点にわたって尋問をさせていただきます。まず笠原証人に尋問させていただきますけれども、今お手元にお配りいただいた平成13年12月28日から2月5日という経過書類、そしてそれに対する回答書の関係で、当時下水道公社専務であられました笠原証人にお尋ねをいたしたいと思っております。

最初に、13年12月28日に下水道課より公社に3通の問題について示されたというふうに記載されております。この内容は、下水道公社技術援助業務費の値上げに対する考え方、2番目に北佐久広域事務所での下水道公社とN社との問題、3点目に13年度下水道公社見直し案。こういうものが下水道課から公社に示されたという形でございますけれども、これは事実であるかどうかということ。そしてこれを公社に示したのはどなたか。これをまずお聞きしたいと思います。

笠原証人 ただいま質問されました下水道課より公社に示されました3通の問題点につきましては、このとおりでございます。それからだれが持ってきたか、それについては、ちょっと記憶にございません。

倉田委員 それでは次に、1月4日から7日に公社で検討事項を作成したというふうに書いてありますが、この検討事項作成の経過と、そしてこの3通の問題に対して、検討するに当たってどういう御認識で検討に当たられたか、お尋ねをいたします。

笠原証人 この3通の内容につきまして、最初の技術援助費の値上げに対する要求、それから下水道公社とN社に関する問題、これについては、まず私ども関知していなかったものですから、まずは事実確認をするということで、出先の方に事実確認を求めました。いずれにしても、12月28日、仕事納めの日でございますので、その日に連絡をして、それから4日に、ちょっと日にちは定かではございませんが、4日に持ってきていただきまして、公社としての回答について、内部で検討いたしました。

倉田委員 私もこの回答書を読ませていただきますと、ある意味ではオーソドックスな回答書だというふうに見せていただいております。そういう点では、この要求をした知事後援会幹部の意向というものは、反映されていなかったとこういうふうに判断をしたわけですが、この問題提起をした業者の言い分についてはどう感じられたか、そのときのお気持ちをお伝えいただければとこうに思います。

笠原証人 その当時は、下水道課の方から知事への手紙ということでお伺いしておりましたし、下水道課に対する下水道公社の回答というようなことではございましたので、だれがこういうことを書いたのか、そこまではまだその時点では考えておりませんでした。

倉田委員 知事への手紙というのは、もう少し具体的に言うとどういうことではございますか。

笠原証人 そういふふうに下水道課の方から聞いた記憶がございします。

倉田委員 次に、この下水道課では1月30日に知事後援会幹部に3通の問題に対する回答を室長と下水道課長が回答をされた。このとき初めて陳情者が知事後援会幹部であることがわかったとこういうふうに認識されているのですけれども、笠原証人は、この知事後援会幹部というこの問題に対する認識というのは、この下水道課の認識と同じですか。それとももっと早くから御認識があったかどうか、ちょっとお願いいたします。

笠原証人 知事後援会幹部という方につきましては、正式と言えれば変ですが、認識を新たにいたしましたのは2月5日でございます。

倉田委員 それで、2月5日に公社専務と知事後援会幹部との打ち合わせ会議というのがここに記載されております。これはそうすると、今のお話ですと、この打ち合わせ会議のときに初めて知事後援会幹部だという認識をされたとこういうことでよろしいですか。

笠原証人 はい、私が認識したのはそのときが初めてです。

倉田委員 それではこの2月5日の知事後援会幹部との打ち合わせ会議、これは実は記録で今要求をしているところでございますけれども。これについて、お尋ねをいたします。これは、公社専務と知事後援会幹部との打ち合わせ会議というのは、どこからこの打ち合わせ会議をしてほしいという形が、どこからあったのか。それとも専務理事と直接知事後援会幹部との話し合いの中で、この2月5日の打ち合わせが決まったのか、この辺についてまずお聞かせいただきたいと思います。

笠原証人 ちょっと記憶が定かではございませんが、知事後援会幹部の方から2月5日に行き会いたいという電話をいただいたように記憶しております。

倉田委員 2月5日に笠原証人と知事後援会幹部との打ち合わせのときに同席したほかの人はおりましたか。

笠原証人 下水道公社の、当時の技術部長が同席しております。

倉田委員 この会議では、どういう内容がお話になられたのか、あるいは知事後援会幹部からはどういう例えば問題提起があったのか、その内容について、古い話でございますけれども覚えている範疇でお聞かせをいただければと思うわけでございます。

笠原証人 知事後援会幹部が来まして、下水道事業について、プライベートのことで来たという話をされておりました。それで、知事後援会幹部が下水道事業に対する個人のいろいろな考え方、基本的には12月28日の問題提起、そのような知事後援会幹部の考え方を述べられたと。その中で、私から下水道公社としての考え方を話した記憶がございます。

倉田委員 そうしますと、今のお話ですと、12月28日に3点の問題提起について、知事後援会幹部が下水道課に話をし、下水道課から下水道公社へ来て、下水道公社でその回答書を作成し、それを1月30日に知事後援会幹部に渡したということなのですけれども。それをもう一度、下水道公社へ来て、言ってみれば12月28日に知事後援会幹部が提起をしている問題点について、もう一度専務に指摘をしたとこういうことでございますか。

笠原証人 ちょっと記憶が大分古いことで定かではございませんが。話された内容は先ほどの問題点についてなんです。それについて、一つ一つ、これがどうですかとかそういうことではなくて、いわゆる知事後援会幹部の下水道事業に対する考え方の中でお話されておりますので、順番はあっちへ行ったりこっちへ行ったりとするような、いわゆる雑談形式の話だったというふうに記憶しております。

倉田委員 そうするとやっぱり12月28日のレベルの内容を、順番はいろいろなことがあったけれども、その内容を丁寧に下水道公社にもう一回説明したという理解でよろしいですか。

笠原証人 そのところは、知事後援会幹部の意思は、もう古いことですのでわかりません。

倉田委員 笠原証人はそれに対して、本日お手元にあります3通の回答文書を中心にしてお話されたということによろしいですか。

笠原証人 3通の問題について質問されましたことについては、回答の内容に沿って回答をいたしました。

倉田委員 そういう点では、2月5日に知事後援会幹部から電話があったときには、言ってみれば知事後援会幹部が知事後援会幹部の関係する法人の方であり、そして知事後援会の当時事務局長であるということは、御認識はありましたか。

笠原証人 2月5日に下水道公社に来たときに、知事後援会幹部の方から、私は知事のことをやっているということ、そのときに初めてお聞きしました。

倉田委員 下水道公社の場合、例えば笠原証人が専務理事になられてから、個別の業者さんが、例えば下水道公社に来られて、この以前に、いろいろな御要望を聞いたりする機会というのはあったのでございますか。

笠原証人 知事後援会幹部の関係する法人以外の会社ということですか。業者の方、下水道公社に来られたときはよく、顔は出していられました。

倉田委員 そういう点では、今のお話を聞くと、最初に電話でぜひ当時の笠原証人にお会いしたいと言われたときは、知事後援会の例えば事務局の者です、こういう御紹介で、知事後援会幹部は当時の専務に面会を求めたわけですか。

笠原証人 記憶が定かではございませんが、知事後援会幹部ですが専務さんにお話をしたいということで電話が来たような気がします。

倉田委員 この問題について、2月5日に知事後援会幹部がお見えになって以来、笠原証人が下水道公社の専務理事をおやめになるまでの間に、知事後援会幹部は下水道公社へお見えになって、専務とその後話をしたという経過はありますか。あるいは何回ぐらいお見えになったか。

笠原証人 その後一切話というか電話も公社へも来ておりません。

倉田委員 わかりました。いずれにしても、2月5日に知事後援会の事務局長だということもお話をされたという事実確認のみしておきます。

あと田中証人、14年12月25日に知事から示された「下水道公社改革の方向」というものがございますけれども。これは25日に知事より、小市土木部長と当時の田中専務に検討指示があるというふうに記録に書いてありますけれども。この田中知事からはどういう具体的な指示があったのか。どういう内容であったのか。それからもう一つは、この文書は知事から直接小市部長なり当時の田中専務にお渡しになったのか、この辺について、田中証人にお聞かせをいただきたいと思います。

田中証人 確かにこの文書だったと。その当時と様式が変わっているからですけど、いずれにしるこのものは知事から直接、私と小市部長と土木部の監理課長さん、3人が呼ばれて、知事に。読み上げられたかどうかわからないけど、これをよく検討するようにという指示はされました。

倉田委員 そういう点では、この内容を検討するようにと。この中身を検討しなさいというだけで、そのほかに別に知事からはお話はございませんでしたか。

田中証人 特にございませんでした。

倉田委員 私はその前に、今お手元に差し上げてある資料がございます。これは田中証人、「下水道公社改革案」、14年11月25日、これはごらんになったことがありますか。

田中証人 見たような気もするし、ちょっと記憶にないですね。

倉田委員 見たような気もするということは、言ってみれば田中証人は、当時現職の専務だったですよ、公社の。ということは、これも記録要求をしております、すぐまた記録として、要請を申し上げてありますので、出てきた場合は、例えば下水道公社に保管されていた場合ということもあり得ると思いますけれども。いずれにしても見たような気がするということによろしいですか。

田中証人 多分これは後援会の方がつくったのではないかと私は思いますけれども、今見れば、その後援会の方から書類をもらったことはありますけど、それは単なる個人的な御意見だと思って、何もしないで置いて、多分。質問されていない事項で申しわけないけど、私が行ったのは14年4月1日でございます、その13年までに、例えば先ほど笠原証人の方から知事後援会幹部といろいろあったというようなことは、私は一切知らないんです。そのまま行ったから、それで知事後援会幹部にもいろいろ書類をもらった覚えはありますが、この書類は何を意味しているのかというのはあまり内容的にその、そんな大事なものかと思ってもないし、一個人の意見だと思って、ただそれをそのまま私は机の中にしまっておいたかもしれないけど。私はそんなに、知事後援会幹部が何か文書をよこしてもそんなに意識はしなかったものですから。だから12月25日の知事から文書が出されるまでは、全然何もすることがなかったもので。もしその13年ごろからそういう問題があつて、そういうことを聞いておれば、これは大事なものだ、しまっておかなければいけない、また何か起きはしないかということ意識したと思うのだけれども、そういうことを何も知らなかったもので、ただそのまま封筒へ入れてしまっておいて、任期が切れるとき、私は14年、15年と2年間やって任期が切れますもので、そのときに全部書類等を整理しましたもので、多分そのときにこの話はもう関係ないと思って処分したと思います。だから今はちょっと、私の机の中にもないし、今ここでこれがどうかと言われても、はっきり断定したことは言えません。

倉田委員 そういう点では今の証言の中で、一つはこの「下水道公社改革案」は知事後援会幹部がつくったものだということを発言されましたし、意識はしていなくても、それで、いずれにしても知事後援会幹部がつくったものを見た覚えはあると。だから意識はしてなかったからそのまま机の中へしまっらずと放っておいたと、こういう御見解だと思いますけれども、事実としてもう一度確認しますけれども、先ほどの発言では、そういうものを見た、これは知事後援会幹部がつくったものではないか、もっと言えば後援会の方がつくったものではないかという認識はあったということによろしいですね。先ほどの発言をもう一度確認させていただきます。

田中証人 そこまではっきりわからないんですけど。もし見たような気がするというと、ほかにそういう書類をもらったことがないと思うので、多分そうじゃないかと。もらってないかもしれないのですけれども、こんなようなことを言われたこともあるから、多分そうじゃないかなというだけで。何回もそれを気にして開いてみたりいろいろしていないものだから、はっきりしたその断定ができないのです。

倉田委員 ここは重要なところでございますので、もう一度確認しますけれども、見た覚えがあるということでございますけれども、さっきの御発言では、それが自然のうちに知事後援会幹部がつくった文書だというふうにおっしゃっているわけで。そういう点ではその流れについて言えば、見た覚えはあると。そしてそれが、言ってみれば後援会の幹部がつくったものだということまでは、さっきの発言をもう一度確認しますけれども、そのよく覚えていないという話ではなくて御自分でおっしゃったことですから、それでよろしいですか。それでそれほど気にしなかったということによろしいですか。

田中証人 経営戦略局を通してもらったものがその中にあるかもしれないもので、ちょっとはっきり。ただ、例の後援会の方はこのようなことを言ったようなことがある、私に言ったようなことがあるから多分そうじゃないかと。最初にお会いしたときに、名刺交換したときに、下水道公社のことを改革しなければもう用はなくなってしまうだろうなんて言われたことがあったもので、そんなような中で多分こういうのをもらっているかもしれません。

倉田委員 今のお話ですと、最初にお行き会いしたときにというのはいつの話ですか。知事後援会幹部とお行き会いしたとき、経過の話ですね。だからそのときに意識があったから、大した問題ではないけれども、これも知事後援会幹部がつくったものだというふうに認識したとこういうことですか。

田中証人 最初にお会いしたのは、いわゆるあいさつというんですか、名刺交換の場で、その当時どこになるのですかね、ちょっと忘れてしまったけれども、その当時の、今の出納長さんがやっておられる部屋で、「おい、ちょっと来いや」って言われて行って、「今度、この

人が後援会のあれだよ」と言われて、「ああそうですか」と私も名刺を出して、向こうも出して、その雑談の中で、「いやもう下水道公社ももう用は済んだし、もうそろそろなくなってもいいんじゃないかな」なんて、そうしたら私が、「いや、そんなことを言わないでくださいよ。30人のプロパー職員がいるんですよ、その人たちをどうしてくれるんですか」と言ったら、「それには、おい、改革をしなければだめだな」というような話があって。その文書ももらったこともありますけど、これがそこに入っているかどうかというのは、ちょっとはっきり断定できないです。ほかにももらった文書がありますもので、このものがそのときにもらったかどうかという。ただ、言われていることは、ここに書いてあるようなこと、この書類にも同じようなことが書いてあったもので、改革しろとか人を減らせとかというようなことが。だからこれもその仲間であったのではないかなという、ただ記憶だけです。

倉田委員 ここ重要なところでございまして、11月25日の文書は、率直に言って当時の後援会の幹部が提言として上げた改革案なんです。これをやっぱり、そのほかにもまだ知事後援会幹部からいろいろな資料をもらっていると今おっしゃいましたね。そうだとすればこれからあとまた委員に詰めてもらいますけれども、そこを明確にしておかないと、つまりなぜかという、「下水道公社改革の方向」とちょっと字面が違うきりで全く同じ文書のわけですから。知事から手渡された文書というのは一体だれがつくったのかということになるわけでございまして。そういう点では、田中証人が、記憶をある意味では戻していただいて、はっきりと証言をしていただきたいということを申し上げて、私の尋問は終わります。

服部委員 田中証人、また笠原証人、御苦勞様でございます。ではわかっている範囲で結構でございますので、尋問させていただきたいと思っております。まず笠原証人、さっき倉田委員から御質問があった関連でございますけど、2月5日に元後援会幹部ときちんと打ち合わせをしたというお話を聞きました。これはわかるわけですが。そのときに、理事長は小市土木部長ですよ。土木部長とこの関連は、下水道課、土木部、県の関係とは、連絡が来たとか、あと知事後援会幹部と相談した内容を報告したとか、そういう何か関係はございましたか。

笠原証人 土木部長、当時は小市ではなくて荻原でございます。それで下水道公社の理事長は土木部長ということでございます。2月5日に来た内容につきましては、どちらかという雑談的な話でございましたので、総括的なことで、すぐではなくて何かの機会のときに話をしたと思います。いつしたか、記憶にございませんが。いずれにしても3点の文書につきましては、理事長の方まで、こういうことで回答を下水道課にいたしますという説明をしておりますので、何かの機会に話はしたと思います。ちょっと記憶がございません。

服部委員 わかりました。もう1点、きのう元下水道課長矢澤さんにもお話をお聞きするこ

とができます。そのときに、13年のころの課長さんと言いますと、下水道課長は井上課長さんですね。その方からの引き継ぎの中で、13年ころにも元後援会幹部の皆さんから、何らかの働き掛けがいろいろあったと。下水道公社のお仕事の中で働き掛けがあったというお話をきのう聞いているんです。そういうことについて、同じ時代に笠原証人さんは専務さんをやっていたらっしゃいますので、そういう働き掛けがあったようなことを覚えておりますか。

笠原証人 当時、私は働き掛けというふうに理解しておりませんでした。ちょっと下水道課長の引き継ぎの方については、どういうとらえ方をされていたか、ちょっとわかりません。

服部委員 わかりました。今度は田中証人の方へお聞きしたいと思いますけど、今、倉田委員からの御質問の中にも触れますけれども、知事から14年12月25日、例の下水道改革についてということで、土木部長と一緒に指示を受けたということですよ。それで、その前に元後援会幹部とお会いしたと、お話がありました、今の出納長さんの部屋かどこかでお会いしたとこういうお話をしていますけど。それはあれですか、前は政策秘書室と言ったんですね。そこできつとお会いになったと思うんですけども。そこでもう下水道公社のやり方も変えなければだめだという話を聞いたというお話をさっき言われましたよね。それをきちんとお話していただきますと、だれから連絡があって、そこへ行ってお話を聞いて、知事後援会幹部ときちんとお会いしたのか。

それからその後、知事後援会幹部とは今まで大体どういうペースでお会いしたことがあるのか。年に何回ぐらいとか、月何回ぐらいとかで結構ですが。その2点について、お聞きしたいと思います。

田中証人 政策秘書室ですか、向こうから、日にち等ははっきりしていないんですけど、ちょっと来ないかと言われて。その出納長さんというか、政策秘書室長さんと私、昔一緒に仕事をして親しいので。ちょっと来ないかと言って、私が行ったら、今度、今やっている後援会の幹部だよと、そのとき初めてお会いしたのです。だから私を彼に紹介してくださったのは出納長さんです。

それでそのときに、ちょっと雑談の中で、公社の、下水道もうんと普及したし、もう役目は終わったのではないかと。これでいけば2、3年のうちに解散だなというようなことを言われたわけです。私は、いや、そんなことを言わないでください、まだ仕事いろいろあるし、30人のプロパーのことをちゃんとしてもらわない限り、下水道公社をやめてしまうなんていうことはできないですと。平成3年にできたのですからまだ10年ちょっとだと。そうしたら、それでは改革するっていうものだなと言われて、そのときはそれで終わったわけです。

それで私はそのあと、下水道公社に行くときに、副知事さんから内示をいただくときに、来年からだか外郭団体の見直しがあるから協力を頼むねと言われて行ったもので、外郭団体

の見直しで、公社が残るにはどうすればいいか、自分自身もむだがないかとか、それから大体見直しということは人を減らすことだし、組織を簡素化することだと思ったもので、全国
の状況はどうだとか、そんなようなことをいろいろやっていました。

だからその下水道の、例えば入札方法変えるとかという、そういうのは15年からですか、
前任者の笠原さんがお変えになったばかりなもので、それは急に変わるなんていうことは、
私は全然考えていないもので。だから、あとは性能発注とかいろいろ問題を抱えていたもの
で、そういうことはみんな職員たちも一生懸命でどうするのかとやっています。私は12月25日
に知事室へ呼ばれるときに、これは知事からしかられると思いました、何もしていなかった
もので、今ここに書かれているようなことを。これはまずいなと思ったけれども、しかられ
ることもなく、これを検討しろよと。検討しろよと言われても、ここに書いてあることを見
ればもう決まったようなことを知事が言っているわけですね。だからそれを持ち帰って、み
んなで検討して知事に回答しました。

服部委員 わかりました。ですから、田中証人が下水道公社へ赴任した、専務理事でね、笠
原さんのあと。間もなくその政策秘書室で元後援会幹部とお会いしたというお話をしてくれ
たんですよ。それから12月25日に知事からきちんとした指示の文書が、下水道改革につい
て出るわけですけど、政策秘書室でお会いしてから、先ほど11月25日の文書についてはお話
がありました。その前に14年5月15日にもっと非常に細かいのが、元後援会幹部がおつくり
になったのではないかとされている文書があるのです、ここにね。これは細かいです、改
革の内容がね。ですからこれからつながって11月25日の文書になり、知事が指示した12月25
日、ひと月遅れの文書につながっていったのだと私も思っているのですが。この文書につ
いて、これは見たことがあるのではないですか、これイニシャルも入っているんですよ。こ
れずっと見ていくとS・Kというイニシャルまで入っていますから、これちょっと見せてく
ださい、田中証人に。委員長、よろしいですか。

小林委員長 今、服部委員から申し出がございましたが、田中証人にお見せすることをお諮
りいたしますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ではお見せください。しばらくお待ちください。どうぞごゆっくり見てください。

田中証人 これは多分見ていると思います。直接ではないと思うのですが、会っていないか
らその後は、だから政策秘書室あたりからもらったのではないかと思います。それか、私が
初めて会ったのが5月15日かもわからないから、そのときにもらったかもしれないですね。
その5月に、日付がそうになっていますから、だから私と会わせていただいたときが5月かも
しれないですよ。ただこの文書は、多分いただいています。けれども、先ほども申し上

げましたように、後援会の方と県がもめているということは知らなかったもので、そのまま机の中へ入れておいて、1人の方の御意見にすぎないと私はただそうして、特にこれを何するということにはなかった。だからあまり記憶にはないですね、中身については、

服部委員 わかりました。ですから田中証人もその文書を、元後援会幹部がもちろんおつくりになって、それを田中証人も見せてもらったと、受けたということですね。ということでよろしいですね。それで4枚目に、最後にS・Kと打ってあるんですよ。それは知事後援会幹部の頭文字ですし、そうかなとも余計感じるんですよ。それを見覚えないでしょうか、その4ページをちょっと。それについてどうでしょうか、もう一度確認ですけどそれでよろしいですかね。知事後援会幹部がつくって、それで田中証人に見せてくれたとこういうことでしょうかね。御指導いただいたということでもよろしいですか。

田中証人 どういうルートで私のところへ来たかよくははっきりしませんけれども。今の政策秘書室からもらったかどうかははっきりわかりませんが。その知事後援会幹部から出た文書だと私は理解しましたので。だけど先ほど申し上げましたように、13年ごろそういうごたごたしていたということは、私は全然知らなかったもので、ただそのまま持っていたという認識になって終わってしまっています。

服部委員 それで知事から土木部長と一緒に12月25日に下水道改革についての文書を、正式に知事から指示があったということですよ。それで今度は、下水道公社の方できちんとそれに対する対策をつくれと、案をつくれということになりますよね。それで案をつくって、それで部長から知事にお見せしたということにつながっていくわけですが。

まず1点目は、田中証人は今まで性能発注を一生懸命、国からもそういうことで行こうと、検討しているときですから。ここへ来て、地元業者を優先にできるだけ使った方がいいと。あるいはまたJVは一切認めない方がいいと。すべて随意契約でいけということですよ。今までやってきた下水道公社としての見直し。市町村としてなるべく経費がかからないようにということで努力していたことと逆行するような内容になりますね。ですからこれについて、どう思ったかですね。それを見たときに。おそらくそう受けられないんじゃないかと思うのですが。それが一つ。

それから、公社として改革案を今度は、実際のものを練ってくれと言われて、練ったわけですね。きちんとしたものをつくった。そのときに、もっとやはり、もとは後援会幹部から下水道改革の指示などの文書が出ているわけですから、おそらく相談したのかもしれないとは私も思うのですが。知事後援会幹部とはその後、その案をつくるときに、改革の中身を公社として案をつくっております、15年3月までとか、15年度以降は入札にしようとか、その前は随意契約とかいろいろありますけれども。そういう案をつくるときは、後援会幹部

とはいろいろ御相談するとか、いろいろなことはなかったわけですか。

田中証人 一切ありません。だから私は先ほど言ったように、あれは一つの意見であって、だからそれをいろいろ活用しようなんていうことは全然考えていなかったもので。例えばくどいように申しわけないのですが、前からもめているということになればそれを参考にしていかなければいけなかったんですけど、私はそういうことがあるとは全然知らなかった。だから我々として、部下が我々の答えを書くわけですけども、そのときの部下が書いてくれたものについて、私が相談を受ければそれでいいよと言っただけで、ほかへ相談するとかそういうことは一切ありません。

服部委員 わかりました。それから、私もあれから市町村とも行ったこともございまして、その下水道改革を練って、それで知事にも見せて、それから各町村へ説明に歩いたんですよ。田中専務も、もちろん下水道課長さん方と一緒に説明に歩いた。いや、お見えになったと言っていますよ。だから随分努力したと思うんですね。努力したのだけれども、やはり市町村の反発もある。今までやってきたことを変えるわけですから。それについてまた、知事からもきちんとなっていないと、改革になっていないじゃないかということで、部長を通じてもっとしっかりやらなければだめだという話があった。こんなこともずっとこう文書にも出ておりますが。

それらについて、下水道の改革をあまりにも急激に、今までやってきたものと全然違う改革ですよ。随意契約にしるとか、地元業者を入れなければだめだとかそういうことですから、その改革についての、当時の考えと、それから市町村へ行って、随分反発があったと思うんですね。それについての、回ってみたときの状況はどうだったのですか。

田中証人 最初にこの資料というか、私たちが答えをつくって、それで知事からいろいろ言われて、それを市町村、いわゆる広域ですね。広域に手をつけると言われたわけです。それを分割しるとか、それから県内業者にやらせるとかと言われたのです。それでそれを下水道課の方から、知事からこういう指示があったということで、それで下水道課長さんがではこうにしると出て、それでうちの担当者、下水道課も行ったかどうか知らないけれども係員が最初に行って、何か県の方針がこんなふうになるものでお願いしに行ったら、市町村が大反対したと。それでさらに私と下水道課の当時の課長さん、あるいは当時の部長さんと、今度はそれぞれの首長さんをお願いに行っただけです。けれどももう既にそういう県の方針が出てしまったのなら、もう県に頼まないで自分たちで入札をやるということまで言われて。ということは、公社にとっても非常に困ることなんです、人を抱えておきながら仕事なくなるのですから。そんなことがあって、それでも何回も何回も頼みに行ったりして努力したんですけど。最終的には今のままでなければだめだと、市町村は。そういう結論が出たわけです。

服部委員 それで結論的に、またそれでもとに戻すようになるわけですよ。市町村がだめだと言う、広域もだめだと、分割もだめだと、戻すようになりますけど。結果的に、例えば大町だとか、下水道公社の仕事が減ってしまう、そういうことにもなりますよね。そういうことについて、結果的にあまりよくなかったということになるわけですが。それについての感想と、もう一つ。各業者を集めて説明していますよね、1度、2月6日に。受注希望型ということで、説明会をやったら県外が41社、県内も50社も来たとかいうことですが。その中で、業者の中から今まで3年セットでやってきたと、それを変えるのかとか、あるいはまた17年から実際にやるようになりましてけど、一抜け方式を入札で採用するのは、それはどうということになるのかとか、いろいろな質問が出ています。これらについて、どういう説明を業者にしたのか。あるいはまた、そういう質問が来てどういうふうに答えたのか。まだ15年2月6日ですが、その時点のことをわかったらお話しください。

田中証人 会議をやったことは覚えているんですが、私が出たか出ないかも覚えがないもので、ちょっと。多分あいさつぐらいしたかと思うんですけど。どういう質問出て何とかというのは、ちょっと私は記憶がないんですけども。

服部委員 ではそれで結構でございます。あと2月14日と2月17日のことについて、触れたいと思っております。これは知事から直接部長に、田中専務も同席したということですがけれども。いろいろ改革がうまくいかないということで、直接、もう変えたらどうだと。15年の8月までは随意契約でいくと、簡単に言うと。広域も流域も含めて。それからそのあとは入札の方式でやったらどうだと。あるいはまた技術支援料をきちんと、労働力不足だとかいろいろなことがもっときちんと市町村へも説明をしっかりとされた方がいいのではないかと、こういう知事の指示であったというふうになっています。それでそのくだりに、知事後援会幹部にきちんと相談しろと。あの人はいい人だとこんな話もきのうありましたけれどもね。そういう話があったということ、そのときの矢澤下水道課長はお話しております。そのときに田中証人も部長と一緒に知事室に行ったのではないかと思うんですけども。知事後援会幹部にきちんと部長が相談したという経過については御存知ですか。その中身についてわかっていることがあったら話してください。

田中証人 2月14日の朝、私と土木部長さんですか、当時の理事長ですけど、もうこれ以上のことは市町村から大反対があってできないということを知事に説明をしたわけですね。それで、そうしたら知事が検討しておく。そこへつけ加えて言われたのが、みんな知事後援会幹部のことを悪く言う人もいるけどそんな人ではないからいろいろ相談するといいかもしれないよと、私はそういうふうには記憶していないんですけども。あとのこと、だから部長さんがどうされたか、そういうことは一切わかりません。

服部委員 もう一度確認いたしますけれども、14日に知事から知事後援会幹部はいい人だから相談した方がいいよという話があったということは田中証人も認めると。そういうことで、そのあと矢澤証人からお聞きすれば、土木部長はきちんと知事後援会幹部に、近藤秘書を通じて確認をします。今度は改革をするのにね。もとへ戻すと言いますか、15年8月までは随意契約だと。あとは入札というようなことをきちんと確認すると知事後援会幹部に。そういうふうに言っております。それについて、田中証人は、一応またもとへ戻すような格好になりますよね、案を。ですからそれについて、やはり知事後援会幹部と随意契約についてきちんと相談したことを、土木部長が相談しているかもしれませんが、近藤秘書を通じてですね。しているかもしれませんが、それについての認識はあるのかどうか。

田中証人 知事がそのときに言ったことは、私はこの案件について相談しろと私は受けていなかったもので、私は、この案件について。ただ一般的なことで知事が私たちに言ったと思ったのです。だからそのあと部長さんがどうされたかということとはわかりません。

服部委員 そうですか。それで、結論的に知事後援会幹部の関係する会社、これがその中身では県内業者を使うとか、それから入札しても県内業者の30%、下請を使うということをお決めになりますよね。決めた中に知事後援会幹部の関係する会社も、実際に2カ所、下請で入っているということは事実ですか。そうするとその会社につきましては、前ははどうだったのですかね、その15年度の前はどう覚えていらっしゃいますか。これについて、笠原証人についても聞きますけど、14年度より前は、知事後援会幹部の会社はどういうふうに、実際に下水道公社でやっている仕事、つまり市町村の委託業務もあります。広域もあります。流域のこともございます。これらについてどうかかわりがあって、今回、15年の随意契約になったときに、入札をやって随意契約になったものもありますけれども、そこへ今度は実際にこう入ってきたわけです。入ってきたことになりますけれども、その辺について、お聞きしたいと思います、お二人に。

田中証人 私は入札とかそういうのは非常に素人なものであれですけど。そういうことがあって、そのときはたまたま下流が、業者が指名停止を食ってしまったんですよね。それでそこだけは入札をやらなければならなかったんですよ。その当時、県の公共工事入札等適正化委員会というのがございましたよね、検討する。そこの方向がどんどん出されて、私たちもそれに振り回されているようなことであったもので、何しろ私どもは情報が入ってこないから、もう下水道課に指示をお願いするよりしょうがないのだと、もう。うちは県に準じてやるということにしていますので。だから30%だ何だというのも、当時その入札等適正化委員会から出されておりましたよね。だからそういうのが出ている、そういうのに基づいて下水道課の方からの指導によって、下流の入札をやりました。ただそのとき、多分下請条項がつい

ていますので、知事後援会幹部の関係する法人も入ったんだと思いますけど、その前のことは、私はちょっと記憶に、資料にあるかもしれないけれども、今は何ともお答えできません。

笠原証人 13年度当時の流域下水道の関係につきましては、知事後援会幹部の関係する法人は入って、JVでも入っていなかったと思います。それから市町村から委託を受けております広域管理の中にも入ってはいなかったと思います。それから下水道公社の場合に、下水道公社が個々の市町村から受けまして公社の方で発注する方法と、市町村が維持管理を発注して、技術支援をする2つの方法がございまして。市町村が発注する業務については、先ほど確認されました、青木村は確か知事後援会幹部の関係する法人が維持管理をやっていたというふうに記憶しております。

服部委員 総じて、改革を指示されながらなかなかできなかったということで、結果的に下水道公社としても仕事が減ってしまったということもある。あるいはまた広域、あるいはまた市町村とも、非常に下水道公社との仕事も今度は回るのがなかなか難しいような面もあったというようなことで、この改革そのものが、非常にとんざしたような格好になっております。15年度までですよ。今は別にしましてね。

その当時のことを思い出して、田中証人としましては、この改革について、どう今としては思い出されるのか。やったけれども非常に残念だったとかいろいろあると思います。それから笠原証人についても、いったんはもうおやめになりましたけれども、ずっとそのあとともこういろいろなってきたことはわかると思うんですよね。その辺についての感想と言いますか、思いを聞かせていただきたいと思います。

田中証人 そのときにあまり急激なことをやったから、市町村も怒ったと思いますね。それと、例えば広域というものは、県と市町村が十分相談し合っつくったものを、それを崩してもというようなことを言ったから。私は最初、小諸市へ行ったら、県は何を考えているんだとものごく怒られたんですよ。広域と進めておいて、今になってまたやめるなんて何たることだとすごく私は怒られたんですけど。そういうように、急激に、一方的に市町村へ何か押しつけてやったというような感じなのですね。だから、こんなの市長会で問題にしてやるとか、いろいろ言われたんですけど。私もそんなことを言わないでいろいろお願いして、続けてやっていただいていますけどね。ただそのときに、大町の広域が、これはそれが原因かどうかかわからないけど、そのときに大町の広域はもう公社には頼まないと。そのときに大町自体がばらばらになっていたという、私も感じがあるんですけど。土木部長さんもお願ひに行ってもらったんだけれども、結局大町がまとまらなかったということです。これは、私はどうも急激にやりすぎたのではないかというふうに思っています。

笠原証人 流域下水道の方の改革の方につきましては、県の方で決めてやっていくことです

から、それに対してはあまり、そういうものかなと、こういう時代なのかなというふうに思っておりました。それから市町村の関係につきましては、広域管理構想ですか、そういうものの中で、市町村に対して今後の維持管理をどういうふうにしていくのが一番経済的で、適正な維持管理ができるかというような観点からつくっておりますので、そういうものが崩れていくというんですか、否定されたということに対しては、残念だなという気持ちでございました。

高見澤委員 それでは最初に、下水道公社では通常の業務ですね、毎日の業務等につきましては、それらを遂行するに当たりまして、まず公社の理事長は当時は土木部長であったわけでありまして、土木部長という要職がありますので通常は専務理事が中心となっております、公社の中ではそういった系統の流れで、指示系統の中ではないかたわけでありましてけれども、それ以外の意思決定をしていく上においては、こういった流れ、こういった指示系統で意思決定をされていかれたのか。まずその1点を田中証人にお尋ねをいたします。

田中証人 公社で何か決めるとか何とかという場合は、私は必ず下水道課の方へ相談します。やっぱり下水道課の補完機関という、県の補完機関として私たちが設置されているものから、一番の親分であります下水道課には常に相談してものを決めていきます。

高見澤委員 それでは笠原証人にも同じことをお尋ねいたします。

笠原証人 ただいま田中証人が言いましたように、下水道公社は下水道課の補完機関というようなことで、下水道課の方に相談しながら進めておりました。それから決まったことにつきましては、出先の所長会議そういうもの、あるいは内部におきましては課長以上の会議ですか、そういうものの中で周知徹底をしていったということです。

高見澤委員 そうすると、やはり日常の業務につきましては、意思の決定については常に下水道課に相談し、下水道課の許可がなければなかなかできない面もあるという、そういう理解でよろしいでしょうか、田中証人。

田中証人 そうだと思います。特に、うちはいわゆる技術集団という考えを持っていますもので。技術的なことはやっぱりあれしているんで、いわゆる県が行政的なことを考えていただいて、私たちは技術者としてそれを実行していくんだという考えを持っています。

高見澤委員 当然ながらこれは、先ほどは下水道課というお話でございますが、下水道課の上司は土木部長につながるわけでありまして、下水道課の判断、下水道課長の判断というのは、やはり土木部長の判断をいただいてきているという、そういう認識でよろしいでしょうか、田中証人、お願いします。

田中証人 当然組織で動いていると思いますから、すべてが部長決裁になっているかどうかわかりませんが、県の決裁の規定によって部長が判断することもあるし、課長さんが判断

するだろうこともあり、いずれにしろうちは県が判断したことに従います。

高見澤委員 それでは、先ほど来2人の委員が尋問してまいりましたけれども、この尋問の内容は当委員会としても大変大切な部分、重要な部分を先ほど来尋問されております。ちょっと不確定なところが私は感じられましたので、ちょっとその辺のところを確認させていただきたいと思います。

最初に、14年2月5日に打ち合わせ会議が行われたときのことでございますけれども、笠原証人は、知事後援会幹部から2月5日に行き会いたいと電話があつて、そこに参加をしたということですが。雑談的な形の中で話をされたということでございますけれども、結果的に何のために呼ばれてどのような話をしたのかということ、もう少し具体的に記憶を呼び戻していただければと思いますが、お願いをいたします。

笠原証人 4年ぐらい前のことですので細かいことは覚えておりませんが、いわゆる知事後援会幹部の考えている下水道の維持管理、流域あるいは市町村の広域維持管理、そういうものについて、知事後援会幹部が、私はこういうふうに考えているんだけどもというような感じの中でお話をしたというふうに記憶しております。ちょっと細かいことは思い出せませんが、いわゆる全般的な内容です。それでその主な内容というのは、12月28日の指摘を受けました内容が多かったというふうに聞いておりますし、知事後援会幹部そのものも、これはこういうふうにしるとか、そういうニュアンスの言葉ではなくて、私はこういうふうに考えるけれどもどうですかというような感じの話だったというふうに記憶しております。

高見澤委員 その日のとき、知事の後援会の幹部ということの認識の問題でございますけれども、私は知事のことをやっているとして初めて知ったと、関係をという先ほど話でありましたけれども。もう少し具体的な名前を言われたのか、その関係と言ったのか、あるいはその私は後援会のこういう事務局長をやっているとか、何々をしていますとか、そういうようなもし具体的なことが思い出されたらお願いをしたいと思うんですが。

笠原証人 ちょっとどういうふうに言ったか、今思い出せないんですが。最初にあいさつをしたときに、私は今、知事の何々をやっていますというような自己紹介を受けたように記憶しています。知事の何々をやっているとか、そこまではもう忘れましたが。それで先ほど知事の関係というような、後援会の関係というような説明をしたんです。

高見澤委員 そうですね、ちょっと年数がたっていますので、大変失礼かと思うんですけども、その知事の ですね、何々をやっているということなんですけれども。後援会の幹部とか、後援会の事務局長とかという、あるいは秘書をやっているとかという、そういったのはいかがでしょうか。まことに申しわけございませんが、秘書ならば2文字で済んでしまいますが、後援会の事務局長というところ長くなりますが。いかがでしょうか、もう一回だ

けすみません、しつこいようですがお願いいたします。

笠原証人 ちょっと覚えておりませんし、私は下水道の維持管理をやっている業者の方という関係でお行き会いをしてお話をしたというふうに思っています。

高見澤委員 それでは田中証人にお尋ねをいたします。14年11月25日の文書の件、先ほど見ていただいたのでございますけれども、多分後援会の方が作成したものだということもお話をいただきましたが、その後はっきりしないというようなことでございます。多分後援会の方が作成したものだと思うというふうにまたなりましたが、この証言でございますけれども、もう少し考えを具体的に思い出していただけないでしょうか、田中証人、お願いいたします。

田中証人 先ほどお見せいただいた、あれは覚えているんですけども、ほかの資料。ちょっと私も、どうしてそれで11月25日にこの文書が出たのかということも、不思議なんで。この内容的に見ますと、先ほど見せていただいたような文書と同じようなことが書いてあるんですよ。何回も繰り返されているというようなあれで、この当時はお会いもしていませんもので、はっきり何か断定できる、見たと言えば見たような気もするし、違うと言えば違うと。本当にあいまいで申しわけないんですけど、思い出せないですね。

高見澤委員 このことは、先ほども触れておりましたけれども、今後の下水道改革の入札等、基本的な資料なんです。そしてまた、後の知事が発表する改革案の骨子となっている文書なんです。だから今これが重要なことなんです。ぜひこれは記憶を呼び戻していただきたいと思うわけでありまして。本当はもう少しお聞きしたいんですが、今のところは私からこれをそのまま終わりますけれども、後からまた委員の各位から同じような質問が、証人に尋問があろうかと思いますが、そのときはまた改めて記憶を呼び戻していただいて、正確なお答えをいただければということをお伝えしておきます。

それから、改革の話をされたそのときの文書であるかどうかという、そういうような話の中で、最初に知事後援会幹部に行き会ったときのことでございますけれども、名刺の交換程度で終わったというようなお話もございました。実際この日が2月5日であるのかどうか、最初に笠原証人が知事後援会幹部とお行き会いをした日、これ正確には覚えていらっしゃいますか。

笠原証人 行き会ったことは覚えているんですが、ちょっと日付については定かではございませんが。けさの新聞を見まして2月5日と出ておりましたので、2月5日ではないかというふうに思います。

高見澤委員 田中証人、14年5月15日の誠一レポート、田中証人はこの日に初めて政策秘書室でそのレポートをもらったか、これはそこで見ていると思うという話から、ちょっとその

レポートというか文書についてが、なかなかやっぱり明確にお答えになっていないんですが、証言されていないわけでございますけれども。いかがでしょうか、この日の文書、見ていると思うと言われたんですが、そこでいただいたのでしょうか、もう一度お願いいたします。

田中証人 見てはいます、いると思うんですけれども。ただ先ほど言った5月15日とか何とかと私言いましたけれども、いずれにしろその政策秘書室の室長さんの前で紹介されたときに、渡されたものかもしれないというだけであって、文書が15年の何日と先ほど入っていたからではその日ではないかなというだけであって、その文書の日付がそうなっているからその日とは私は限らないし、だから会った日は実際にはわかりません。覚えていません。

高見澤委員 それでは15年2月14日の、これは田中証人ですが、知事後援会幹部に聞けと言われたあのくだりの一件でございますけれども。知事後援会幹部と会ってよく聞いてと、この辺のところ、ちょっとよく私が聞き取れなかった面がありましたので、どのように言われたのか、その辺のところもう一回お願いしたいと思いますが。

田中証人 私が言われたのは、こちらが説明して、知事は検討しておく。それで引き続いて、知事後援会幹部という人を悪く言う人もいるけどそんな悪い人ではないよと。下水道のことは彼に相談するといいいよと言われただけで終わりです。

高見澤委員 それで結構でございます、ありがとうございます。それでその後、土木部長とどのような相談をなされましたか、その件につきまして。

田中証人 その後土木部長とは、私、接していません。

高見澤委員 それでは、それはおそらく事務局レベルでいろいろと協議をされたことかと思うんですが。次の尋問に入りますが、平成15年1月29日に、当時の政策秘書室の近藤主査が下水道課に行きまして、矢澤課長、早川補佐、あるいは田中技術専門幹に、下水道公社改革についての知事の方針の説明があったわけでありまして。その内容は技術費用の削減等は平成15年度当初予算からの対応でも、補正予算の対応でもよい。そしてそこに入札結果について報告のことと記されております。さらに平成15年度以降について及び性能発注について、4月以降結果報告をすること。また知事の方針について、説明したい点があれば土木部長または下水道課長から政策秘書室長へ話をすること。括弧書きで、知事決裁を受けたものであることを承知の上でと、念を押しているわけでありまして。以上について、土木部長、監理課長へ報告し、下水道公社へ伝えるとの記録があるわけでありまして。下水道公社はこのことについて、確かに下水道課田中技術専門幹、あるいは下水道課職員から連絡がありましたか。それから、当時下水道公社の理事長でありました小市理事長からも同様な指示があったかどうか、当時の専務理事でありました田中証人、お答えをいただきたいと思いますが。

田中証人 職員をもう1名減らせと書いてあるやつですか。いずれにしろ、私ども公社は下水道課からの指示を待つてやるわけで、その今言った部長が指示されたとか、何されたとかというのは、私たちはわからないんです。部長さんのところでお決めになって、下水道課で決めたことが私たちのところへおりてくるもので。その経過というのはちょっと、今の御質問にはずれているかもしれないけど。ただ私はそういうときに、今の中で知事決裁なんて書いてある文書もらったときに、何だもうこのような文書ならというようなちょっと憤りを感じた状態です。もうそれなら何もできないではないですか、知事の決裁をもらっているというようなことを書いてよこした文書ですからね。非常にそのときは何だということを私は思いました。

高見澤委員 先ほど冒頭に私の方から尋問し、発言がありましたが。いずれにいたしましてもこの一件につきましても、下水道課から当然、間違いなく公社の方に伝わったということであろうかと思えます。そのことによって、公社は、確かに公社案として作成するための大変な努力をされていたことは、いろいろ提出された記録を見てわかるわけではありますが。ただその入札結果について報告のこととありますけれども、この下水道課でなく政策秘書室に、先ほど親分と言いましたが、親分ですね。指示をされる下水道課からであるならばいいんですけれども、その政策秘書室に実際にそのような報告をされたのですか。これが1点です。

またそのような指示を受けた下水道公社は、維持管理業務の実施機関としてどのような感じとして受けとめられましたか。今のようなことですね。それで田中証人は、以前からもそのような部署から報告の指示があったかどうか。その辺のところをお答えいただきたいです。

田中証人 ちょっと記憶がないんですけど。政策秘書室へ報告するとしても、すべて下水道課を通していますから。直接私たちが政策秘書室とやりとりすることは1回もないし、現に近藤さんという方が何か窓口になっていたようですけど、私は1回も接したことがないし、すべて下水道課からおりてきています。

高見澤委員 平成15年2月7日に土木部長室で、小市土木部長、牛越監理課長と矢澤下水道課長、早川補佐、田中技術専門幹が、1月31日にわって下水道公社が5広域及び単独の方の施設へ説明されたこと、そしてまた2月4日と6日に矢澤下水道課長が5広域の代表市町村に説明されたこと、その説明の中で各委託された機関から非常に厳しい回答を得てきているという報告がされました。先ほど田中証人もそれらについても触れておられました。その報告を聞いた小市土木部長から、6日に知事の方針のとおり動くようにと指示をされたわけです。さらに7日に政策秘書室の近藤主査から知事の方針どおり動くよう再確認を電話にて受けたと。それらに基づいての対策会議となるような打ち合わせ会が開かれたわけです。その際、小市部長は、最善の努力をし、その結果を知事へ話をすると指示をされ

たわけであります。このとき、下水道公社から田中証人も、村田総務部長、小野田技術部長と一緒に同席をされていたわけですが。このような経過でよろしいでしょうか。

田中証人 何回も打ち合わせしているから。困って何回も打ち合わせをしたことはありますけど、具体的にちょっと。

高見澤委員 先ほど来からの、記憶だけで今、私は尋問をして、証人の方も記憶をたどってのお答えだけあります。そうすると、やはり証人の方にも不利益と言いますか、明確なお答えが返ってこない。証言にならないということでございます。昨日、矢澤証人から出された資料等、よろしかったら田中証人にもお渡しをいただいて、読んでいただいてから尋問した方がより一層明確なお答えが返ってくるのではないかなというように思いますが、お取り計らいをお願いしたいと思います。

小林委員長 お諮りをいたします。ただいまお聞きのとりの提案があったわけですが、いかが決定しましょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議ございませんか。それでは田中証人には、関連のあるこちらの記録を見ていただきます。したがって、それで証言をいただきたいと思えます。これから午後1時30分まで昼食を兼ねての休憩といたしますが、その間に、それらの資料を熟読いただきまして、できる限り真実の御証言をいただければと思うわけでございます。

それから笠原証人に私の方から一つだけお願いをしたいと思うわけですが。2月5日、初対面の方だったわけですね、知事後援会幹部とは。当然考えられますのは、初対面であれば名刺交換がされて、そしてお話し合いなり雑談なり入るとというのが、極めて常識的だと思うんですが。そんな御記憶もよみがえらせることができましたら、午後、お話をいただければと思っております。

竹内委員 あわせまして、私も午後の尋問予定があるものですからお願いをしておきたいんですけども。15年2月7日に出示された「下水道公社の発注」という1枚の用紙がございますけれども、それもあわせて証人の方に事前に見ておいていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

小林委員長 ただいまの御提案、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議なしと認めますので、あわせて田中証人の方へ御提出をお願いしたいと思います。それでは昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩時刻 午前11時43分

再開時刻 午後1時46分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○高見澤委員 休憩中に口頭電話記録用紙を見ていただきました。その経過を踏まえて、ひとつ証言をいただきたいと思います。経過につきましてはそのときにまたお答えいただければ結構でございますが、時間がございませんので続けますが。

この経過の中で、一生懸命、あらかじめ無理とわかっているような内容の公社改革案を、理事長を初めといたしまして、当時の専務といたしまして、市町村等に説明をしなければならぬ、実施機関の責務だったわけでありましたが、その辺のところも含めて田中証人はどういふふうにお感じになっておられたのか、あわせて先ほどの経過、これでよいのかというのとあわせての証言をお願いしたいと思います。

○田中証人 2月7日に、駒ヶ根の方へ多分行っていたと思うんですけども。大町も、確か木曽福島も行って、矢澤課長さんで行ったんですね、これは。それで要するに上の方、首長さんをお願いしたわけです、お願いしたいと。そうしたら、それぞれの首長さんは、それはもう担当者が決めていることで、俺がいろいろ担当者が決めたことに対して、俺の立場から言えないというようなことで、冷たくあしらわれたんですけども。それでも考える余地があったらお願いしますということでお願いして帰ってきたと。それで、その日遅く帰ってきて、多分下水道課の方に呼ばれて部長さんと会議を多分やっています。何回もやったり呼ばれたりしていますが、多分その日はやったと思います。遅く帰ってきて、部長さんの方に呼ばれて行ったと思います。

○高見澤委員 その日に土木部長に呼ばれて、会議と言いますか、一応話し合いはされたということによろしいわけですね。

続いてもう一つ、最後になるかと思いますが、これらの一連の指示は、直接的に土木部下水道課であるわけでありまして、先ほどのとおりでございますが。過去にも、このような重要案件が突然変更の指示があったのでしょうか。急に変更となったことは、信頼関係のある上部機関である土木部の判断で指示があったと思われましたか。そしてその当時、きのうも話がありましたが、知事のブレーンあるいは知事の特別な関係のあるというそういった方の、威厳を示していたと言われる知事後援会幹部が大きくかかわっていたと感じておられたか。その辺のことをお尋ねしたいと思います。

○田中証人 私、初めてのことで、過去のことはわかりません。それで、大体出てくるのが下水道課からみんな出てくる。それで下水道課の方は知事からの指示だと言われていたんですけども。それで、私はそれを信じていたんですけども、その2月14日に相談すればいいん

だと言われたときに、ああそうだなという感じは受けました。事実がどうか分からないですが、そういう感じは、そのときに初めてああそうだったのかなというふうに思いました。

○高見澤委員 わかりました。そのときに初めて、ああ今までそういうような話があったけれども、そういう方だったのかなと。知事との関係が深い方だったなというふうな理解でよろしいでしょうか。

○田中証人 深いからだと思えますけれども、深いからとかそうではなくて、こういうことを、どういうお立場で言ったか知らないけれども、知事にお伝えしているんだなということ、内容的にそうだなと。

○高見澤委員 わかりました。いずれにいたしましても、知事後援会幹部が多くかかわりがあるなということを、私自身も感じたわけでありますが。

最後に15年3月31日まで、知事後援会幹部と公社、あるいは県庁内、あるいはほかの場所などで、田中証人は何回ぐらいお行き会いをしたのか、最後にお尋ねいたしまして、私の尋問を終わります。

○田中証人 1度も会っておりません。

○小林委員長 笠原証人に申し上げますが、先ほどの名刺交換があったかということについて、証言を求めます。

○笠原証人 名刺交換をいたしました。2月5日のときに名刺交換をいたしました。

○石坂委員 お二人の証人、どうも御苦労様です。では私の方から何点か、お尋ねをさせていただきたいと思えます。最初に笠原証人にお伺いするんですが、先ほどからのお話の中では、平成14年2月5日、会ってほしいと言われて、知事の元後援会幹部にお会いをしてお話をしたということで、当時笠原証人は県下水道公社の専務理事さんだったというふうにお伺いしましたが、笠原証人が下水道公社のお仕事をされていたのは、私も承知していないものですから、何年から何年まででしょうか。

○笠原証人 下水道公社での仕事と言いますと、私、下水道公社は平成8年、9年のときに、8年のときは理事、平成9年のときは千曲川上流管理事務所の所長、それから平成13年度に専務理事と、都合3年間在籍しておりました。

○石坂委員 そうしますと、専務理事さんということは平成13年度と、今そういうお答えだったと思えますが。そのときに、14年2月5日、専務理事さんとしての年度の終わりごろに、知事後援会幹部に電話で会ってほしいと言われて、会ってお話をしたということなんですが。その当時の状況として、先ほどの証言にお答えになっていたと思うんですけど、ほかの業者の方もごあいさつに見えたり会うこともあったと。そういう他の業者の中のお一人として、知事後援会幹部には、1回お会いになったけれども、その後はお会いになっていないという

ことを確認させていただいていいでしょうか。

○笠原証人 その後は行き会っておりません。

○石坂委員 それでは、田中証人にお尋ねいたします。ほかの委員からも同じ種類の尋問がありましたけれども、改めて正確にと言いますか、確認させていただきたいのですが。年月日などは記憶にない部分があるということですので、大体のことで結構なんですけど。田中証人は平成14年、15年の2年間、県の下水道公社の専務理事をお務めになられたと。その14年、専務理事さんになられた年の、先ほどの証言では、5月ころ初めて知事後援会幹部にお会いになり、紹介をされたという形でお会いになり、最初にお会いになったときに、下水道公社の改革についての、知事後援会幹部の意見もその場所でお聞きになったということなんですけれども。先ほど高見澤委員の尋問の中で、その後、下水道公社に、例えば知事後援会幹部が出向くとか、それから県庁に呼ばれるというような形での、知事後援会幹部との直接の接触はその後ないと確か先ほど証言されたように思いますが、それでよろしいでしょうか。

○田中証人 ありません。いわゆる政策秘書室で名刺交換しただけです。

○石坂委員 そうしますと、田中証人でない方がもしそういうことがあるのであればということで、御存知でしたらお答えいただきたいのですが。この件に関しまして、過日、田中知事が記者会見の中で、元後援会幹部、また同時に下水道業者でもありますこの知事後援会幹部が、県庁にという言い方だったと思いますけど、かなり頻繁に、知事は徘徊という言葉をお使いになられましたけど、非常に出入りして頻繁においでになっていたと。下水道公社に対しては、そのように頻繁に出入りをするというような事例は、田中証人が承知している範囲であったのか、なかったのか、お伺いいたします。

○田中証人 ありません。私、県庁へもその人が頻繁に入っているということも全然知らなかったです。

○石坂委員 そうしますと直接御本人との接触というよりは、先ほどからいろいろな御提案、御提案というのは、知事後援会幹部の提案によるのであろうと思われる、また提案そのものの頭文字の文書のお話もありましたけど。そういうものは、下水道課を通じてとか、政策秘書室を通じてごらんになったことはあるが、御本人との接触はほとんどなかったと。下水道公社自身に御本人が出入りするというのも、田中証人が承知されている範囲ではほとんどなかったというふうに確認させていただいてよろしいでしょうか。

○田中証人 文書のこと、先ほどの件も含めて答弁させてください。いずれにしろ、うちへ来たことはありません。それから、文書も下水道課を通じて来たということも多分ないと思います。来れば、政策秘書室あたりから来たのではないかと思うんですけども。それで午前中にお見せいただいた5月15日というのは、私、見たことがある、受けた、私が持ってい

た覚えがあるという証言しました。

それから、きょうお見せいただいた「下水道公社改革案」さっきいただいた というのは、それとは逆にこれは見たことがない、持った覚えがないという方のあれになります。どうもこれ、12月25日の1カ月前にこの文書を私もらえば、見れば、全く25日のことと同じようなことを書いてあるのに、全然そういうことも何にも覚えがないもので、だから多分受けていないでしょう、持った覚えはないです、だれがつくったかもわかりません。

それで5月のものは、多分これは私も見たことがある、持っていたことがあるけれども処分しましたよと、そうなります。それで御承知をお願いします。

○石坂委員 そうしますと、確認できる事実としましては、先ほど午前中の田中証人の証言の中で、平成14年12月25日付の知事が示した「下水道改革の方向」、その文書について、中身も含め当時の土木部長、監理課長、下水道課長と一緒に知事室に呼ばれ、この中身での改革の方向について検討してほしいと知事から検討の指示を受けた、このことは事実として確認させていただいていいでしょうか。

○田中証人 事実です。だから今回のこういう問題が始まったのは、この紙一枚から始まっているんです。それまでは何もなかったと私は思っています。

○石坂委員 わかりました。そうしますと、この平成14年12月25日の「下水道公社改革の方向」のことで、知事から検討するようにと指示を受けた。この件に関して、2点の角度からお伺いをしたいと思いますけど。まず第1点は、私が拝見しましても、私、昨日の3人の証人の方にもお考えをお聞きしたわけですが、先ほど田中証人もそれに触れて少し証言をしておられました。やはり改革の方向とは言うものの、かなり実情に合わない無理な部分がありますよね。田中証人も無理があったと、先ほど他の委員のお尋ねで答えておられました。

そういう点で、例えば私が昨日感じまして、指摘をさせていただき、また昨日の証人の皆様もそこは無理であると、実情に合っていないとおっしゃったのは、コストの問題にかかわって職員を引き上げれば、その分人件費が浮くので、その浮いた人件費で市町村への負担金を減らすことができるというような改革の、第一の提案になっていますが。それは短絡的にそういえないのではないかと。それから県内業者の育成が、現実にも県も責任があることと思えますけど、ほとんどまだ間に合っていない、育成がされていない、技術者が養成されていない、力量がついていない、そういう状況の中で、ただ機械的に下水道公社の職員を減らして人件費が削減されたとしても、それがイコール市町村の負担の削減にはならないということで、これは改革とは言えない無理な中身であるというふうに、ほかにもいくつかあるわけですが。

そういう点で、この改革の方向とって示された方向の中に、改革とは言えない無理な部

分があるという事実は踏まえた上で、しかしその下水道公社そのものが平成2年ですか、発足されまして、広域的なコスト削減を含めた市町村への技術支援、それから県が直接運営される流域下水道の運営などで、一定の大きな役割を果たしてこられたことは評価しつつ、しかし全体としての、例えば入札改革や下水道公社のあり方という点で、改革の時期に来ていたと。知事後援会幹部が働き掛けた中身の一つでもあります。同時に県民ニーズでもあり、議会でも決議を上げた、できる限り地元業者が参入できるような形の改革などを含めて、改革の時期にあったということ、改革を目指す努力は必要であったと。その点についての御認識はいかがでしょう。

○田中証人 知事の後援会の人に言われたように、下水道はもう、今や80何%ですか、下水道の仕事がもう終わるような言い方をされたり、公社の務めは終わったんじゃないかと。私もそういうことが一番困るし、それから経費の節減がどうしても私はしなくては行けないと思っていました。だから第一に考えたことは、人を減らさないといけないということで、全国に35だかある下水道公社の人員構成とか、全部そういうものを洗い出したり、それから組織もどうなっているかというのを私なりに調べて、それで人を減らせるところは減らそうとしてきてやってきました。

それで、私が行ったばかりは100人ほどいたんですけども、今は80何人ぐらいになっていると思うんですけども。できるだけ効率的にやろうということで、職員とみんなで話し合っ、では何とかしよう。それから、例えば車だって、例えば黒い車なんかが、私が行ったらあったんですね。こういうものも、市町村からお金をもらってやるのに、市町村へこういうものを取りつけるのはおかしいんじゃないかと、それも全部バンにかえたりして。それでできるだけ値上げをしないで今まで持ってきて、さらにこれからは性能発注やれば、さらに市町村の負担が軽くなるんじゃないかという方向で、今いろいろ下水道公社と下水道課で一緒になって研究を進めているところです。

○石坂委員 ありがとうございます。それからもう1点、この平成14年12月25日付の「下水道公社改革の方向」について検討するようにと指示された件について、お伺いしたいんですが。先ほどの土木部長や監理課長と一緒に田中証人が呼ばれて、この方向で改革の検討をするようにと言われたときに、知事が知事後援会幹部を悪く言う人がいるがよい人だから、いろいろ意見を聞いたり相談をするようにと言われたということですけど。これは知事がそういう中身のことを言ったということでしょうか。

○田中証人 あの25日、今、日付ですけど、2月ですか。

○石坂委員 ちょっとお聞きの方が悪かったんですが、2月14日に呼ばれたときに、知事後援会幹部を悪く言う人がいるがよい人だから意見を聞いて相談するようにと言ったのは、知

事ということでよろしいですね。相談するように、意見を聞くようにと、よい人だと言ったのは、知事ですね。

○田中証人 もうちょっと言い方、私が受けたのは、相談するといよいよと、要するにアドバイスを受ければいよいよという感じで受けました。だから相談して何かやれよとか、そういうんじゃないくて、私は、全然下水道のことなんか知らないんですから、そういう意味で知事さんが言われたのかもしれないけれども、いずれにしろ、あの人は、だから相談するといよいよと言われたと、私はそういうふうにとっただけです。

○石坂委員 言葉のニュアンスについては別に細部のことは結構なんですけど。いずれにしてもそういう中身のことを、昨日、当時下水道課長であった矢澤証人がそういう中身のことを、その当時専務ですね、田中証人から、知事がそういうことをおっしゃっていたよということをお聞きしたということ、昨日証言なされたものですから、その確認の意味でただいまお聞きしたんですけど。するようにと言ったのか、するといよいよと言ったか、その辺のニュアンスはともかくとして、よい人だから意見を聞いたり、相談するといよいよでもいよいよですけど、その発言は知事の発言だということが確認できればいいんですけど。何度もすみません、それでよろしいでしょうか。

○田中証人 そうです。

○石坂委員 その後田中証人は、相談するといよいよと言われた知事後援会幹部と、実際に相談はされなかったと、先ほどからの証言の中ではそのように私は受け取りましたが。それでよろしいでしょうか。

○田中証人 はい。何というんですか、そういうふう決められて、もう方向づけられて、随意契約でやるとか、もうもとに戻されたみたいになって、ときに御指示もなかったし、相談することも、決められてしまっていたんですから、特に相談することもないと。だからお会いしていません。

○石坂委員 それでは、改めて笠原証人にお伺いいたしますけれども。田中証人とのやりとりと言いますか、かわりでは、知事及び土木部長、監理課長など同席した場所で、下水道公社をいずれにしても改革していかなければいけないと、全体の公共事業のあり方、入札制度の改革も手をつけていかなければならないという全体の流れの中で、今のような出来事が、当時2月14日という日にあったわけですが。日程とかそういうことは別にいいんですけども、電話をいただいてお会いになったその知事後援会幹部と、下水道公社の仕事について相談や意見を聞くようにということを、逆にどういう場所、どういう形でも結構なんですけど、知事後援会幹部にはその後一度もお会いになっていないと先ほど証言されましたが。御本人に直接お会いになったのではなくても、下水道課あるいは県当局、土木部長、知事、その筋

の方から相談するようとか、意見を聞くようという連絡、指示などを受けた事実はありますか。

○笠原証人 私、下水道公社を離れて以降のことについては、ほとんど知りませんが。田中専務理事が5階ですし、私、その当時2階におりましたので、このようなことを言われているというようなお話は断片的に聞いた記憶はあるんですが。具体的にどうだということは覚えてはいません。

○石坂委員 そうしますと聞き方が逆になって、さかのぼって恐縮なんですけど。平成14年2月5日に笠原証人は知事後援会幹部と名刺交換をして、お話もお聞きになってお会いになりましたよね。その中身について、逆に次の専務理事になった田中証人に御報告はされたでしょうか。

○笠原証人 平成14年度の維持管理につきまして、私ども公社の、いわゆる基本的な考え方の中で、入札を行って維持管理業者が決まっておりますので、12月28日の関係、それから2月5日のいろいろ知事後援会幹部の考え方、そういうものはもうクリアしたということで、後任の田中さんには引き継ぎはしなかったというふうに思います。

○石坂委員 わかりました。特別2月5日の中身について申し送りや、引き継ぎをしたという事実はないということでしょうか。わかりました。

○竹内委員 どうも御苦勞様です。若干時系列で追って御質問させていただきたいと思います。まず先ほど来のお話の中で、田中さんにお伺いいたしますけれども。政策秘書室で、ちょっと来いやと言われて、知事後援会幹部と初めてお行き会いをしたという経緯がございます。その中で、今までの中で、まだ若干お聞きしたいことがあるんですけれども。いわゆる青山氏からはどのような紹介を具体的にされたのか、この点について。それからもう一つは、ほかに同席された方がおられるのかどうか。その点についてお願いをしたいと思います。

○田中証人 青山さんと私は仲がいいので、私を邦ちゃん、知事後援会幹部だよと言われて、では私もお世話になりますと言って、ただ名刺を交換しただけですから。そのときに行ったのは、確か女の人から電話がかかってきたと思うんですけれども、ちょっと部屋へ来てくれと、私は慌てて青山さんのところに飛んでいったんです。そうしたら、いや知事後援会幹部だよと、そうですかと言って、私と名刺を交換して、それでそのときにいろいろ雑談的に、公社も普及したし、もう役目も終わったんじゃないかと、もうつぶしてもいいんじゃないかというような、冗談のようなことを言ったから、私はそんなことは言わないでくださいよ、30人もいる職員のことを考えるとそんなことはできっこないですよと、私も笑いながら答えて、それで別れて終わりですね。

○竹内委員 そうすると、ほかには同席されている方はおられなかったということですね。そ

れからちょっと、この方が知事後援会幹部だよという中身なんですね、ですから。この方が知事後援会幹部というのはどういう知事後援会幹部なのかという、その具体的中身をお聞きしたいと思います。

○田中証人 当然その知事さんのあれだということを知っているという前提で私に話したんだと思います。私も本当に、今になって考えれば、こんなに何かあって、もういっぺんというなら公社へ来なかった方がよかったなと思いました。そのときはだれもそんなことを言ってくれなかったし、前任者の笠原さんからそういうもめ事があるということも一つもお聞きしていなかったし。そういうもので、本当に何か今になって考えてみれば非常に悲しい思いというか、思っています。

○竹内委員 そのとき名刺交換されたということですけども。その名刺には、肩書きはどんな名刺だったのでしょうか。

○田中証人 知事後援会幹部の関係する会社の名前でしたね。

○竹内委員 それから先ほどの話とも若干前後しますが、このときに何か、もう一度確認になると思いますけれども、渡された文書はあったかどうか、その点お願いします。

○田中証人 先ほど、私、申し上げたように、文書をいただいた、その場でいただいかはわからないし、政策秘書室から届けられたかわからないし、だけどきょう言ったように、5月そのころの文書は、私もそれは見たと。見て持っていたけれども、それは一個人の意見であって、私はただ机の中に入れておいて、そのまま使わずに終わってしまったということです。

○竹内委員 次に、笠原証人にお尋ねいたしますけれども。平成14年3月までですね、お勤めになられたということでした。その3月26日に、いわゆる14年度の入札にかかわる契約が、管理の委託業務に関して行われております。その中で、入札を行った結果とった業者がおりますけれども。そのときに共同企業体が指名競争入札に初めて参加するというのが、これまで議会に提出されました記録の中にございます。このことについては、当時把握されて御存知でしたでしょうか。

○笠原証人 維持管理の入札の方法につきましては、平成13年度当初から、流域下水道の関係について、流域下水道、それから広域維持管理について、下水道課の方と下水道公社双方で見直しの検討をまいりました。その中で、平成12年の12月県議会の中で、地元業者を入札に、優先という言葉がいいのかちょっとわからないんですが、配慮してほしいというような要望があったというふうに聞いておりますし、それから、13年12月県会の前に、県内の地元維持管理業者の方から入札参加の受注の機会というような要望も、下水道課と一緒に受けております。

そういう中で、地元業者をどういうふうにこれから養成していけばいいかというような中

で、今まで単独で発注していた物件につきまして、JV方式と。県外業者と県内業者のJVについて、一定の方向を出しまして、その方針に基づいて入札を実施いたしました。それで、そのときに、今、知事後援会幹部の関係する法人がJVで申請があったということは、私あまり記憶にはないんですが。ただそのときに今までの入札の方法なんです、今までは初年度入札して、あとの4年間は随意契約と。要は5年に1回競争入札をするということでしたんですが、競争性・透明性・公平性というものの中で、5年を3年に1度の入札という方法に切りかえました。そのときに、ちょうど3年が切れたものについて指名競争入札、それから切れないものについては随意契約というふうに決めました。そういう中で、今の共同企業体がちょうど3年目に入ったのかどうかということは、その当時のことは、記憶にはありません、覚えていません。

○竹内委員 おそらく3年が切れてこのときに入札が行われて、初めてこの共同企業体で応募したという時期ではないかなというふうに、私は解釈しているんですが。そういう記憶はございませんでしょうか。

○笠原証人 入札の結果を見れば、そのとおり、もし3年が切れて新たなJVの方式で入札してこの共同企業体があったということであれば、それは事実だと思います。

○竹内委員 それで、知事後援会幹部の関係する法人と共同企業体を組んだ法人につきましては、きのうの当時の下水道課長の証言でも、その後、次の入札のとき、契約をしようとするときに指名停止になっていてという話がありました。この辺の時期というのは、これは田中証人に伺いますけれども、知事後援会幹部の関係する法人と共同企業体を組んだ法人の話については御存知でしょうか。指名停止になったといういきさつ等につきまして、いかがでしょうか。

○田中証人 ちょっと私もあれですけど、多分下流をやっていた会社、そのあと名前を変えていますけれども。それが多分ちょうど切れるときだったと思います、その2年だか3年のときは、それで、入札をそこはやらないといけないなと我々は考えていて、それで、そうしたらそれが指名停止になってしまったわけですね。それで、そのうちに今度は、さっき言ったようにいろいろもめたときに、随意契約でいきましょうとなったときに、そこだけは随意契約ができなかったわけですね、指名停止になってしまったもので。それで、県内1社を含む何か11社ぐらいを指名して、ちょっとはっきりしていないんですけども、その入札をやったはずですよ。その当時、やっぱり下請ということ、県の入札等適正化委員会から打ち出されていて、それで下水道課の方からこういうふうにやりなさいという指示があって、それに基づいてやっていると思います。

○竹内委員 それから田中証人に伺いますが、平成14年11月18日、人事異動がございました。

それで、そのときに公社の人事異動で、当時の理事と技術部長が、変則ですけれども11月18日に異動になると。特に理事については、7カ月あまりの異動で、これがまた異例にも、新たに技術センターに理事のポストが増員されてそちらに異動になったというお話がございます。この辺の経緯について、何か御存知なことをお話いただければ大変ありがたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○田中証人 人事異動については、私たち全然口出しをできないような状態だったんですが。いつだったか、監理課の方からこの土木センターの中で異動があるというお話があったんですよね。うちにそんな異動する人がいないし、来たばかりで全然関係ないと思ったら、全然私は苦しなくて、かわる人もいないしと思って。そうしたらある日突然、理事がかわるということを知って、今でこそ県の介入がないとか何とかという、そのころは県が一方的にやっていたもので、全然私もわかりません。

○竹内委員 わかりました。それから、先ほど来お話が出ています12月25日の「下水道公社改革の方向」が出されたときですけれども、これは1点だけ確認しておきますけれども、この改革の方向という文書を、そのときの様子として、知事の手元から直接どなたかに渡されたものなのか。例えば事前に机に配付してあったとか、そういう状況というのは、出席されていて覚えておりますでしょうか。平成14年12月25日の「下水道公社改革の方向」が知事から言われたときです。そのときの状況として、知事から直接文書が、これはと言ってよこされたのか、あるいは秘書の手元を通じて渡されたのか、あるいは事前に秘書の方が持っていてそれを皆さんに配付したのか、机の上に置いてあったのか、その辺の状況をちょっとわかりましたら。

○田中証人 ちょっと、知事が直接渡したか、秘書が渡したかというのは覚えがないですけれども。いずれにしろ3人が呼ばれて、知事もいる前で、知事が手渡したかどうかということは覚えがないんですけれども。そこまでです、あとはちょっと具体的には。

○竹内委員 それから2月7日ですが、きょうお手元に配付された資料、記録の中に、2月7日付の文書が行っていると思います。これは、当時いろいろ各所に、市町村に出向いてお話をしてもなかなか理解されないという現況の中で、しかしそれには、これは「下水道課長が「個人的には分割に反対」として、私の指示を了解したにもかかわらず、関係者に公言しているとのことである」ということで、これ知事が出した文書ということになっておりますが。このことについて、先ほどのお話のように、一緒に、当時の課長さんと一緒に出向いておられたときに、当時早川氏から、矢澤氏の証言によれば電話があったということで、それで帰られて、土木部長に報告する際に言われたんだということですが。その辺の経緯について、この文書、「下水道公社の発注」ということについても、含めて記憶にございますで

しょうか。

○田中証人 この文書が、私、これ初めて見るわけですがけれども、その場で配られたかわからないかもしれない。高見澤委員さんが先ほど言われたように、知事からそういう何か話があって、それで帰ってきて打ち合わせをやったということは、何回もやっているからあれですがけれども、ただそのときの何か、先ほど高見澤委員さんに見せていただいたように、だれとだれがそういうところへ行って何時から会議をやったという電話記録簿みたいなものがあるもので、そう言われれば、大町から帰ってきて遅くまで何かやったというような記憶があるということですね。それで、だから知事から指示が、私は知事から直接部長がお話を受けたのかと思ったら、多分この文書が来たことを意味しているのだと私は思います。あとのことはわかりません。

○竹内委員 わかりました。それから、きょうお手元に配付されています文書の中に、先ほど来お話が出ています、2月14日付の「下水道公社について」という文書がございます。これが、問題の知事後援会幹部と相談してという中身の文書であって、そのあとに「H15年 下水道公社発注について」という2行の文書がございます。これを、この文書の存在については御存知でしょうか。

○田中証人 この文書も私が持って、ちょっと私も記憶があれで、次のページがあるんですけども、この当時文書をもらう、何かをやるというときには必ず文書でもらっておくということを職員に指示していたんです。下水道課から何か言われたときは、必ず文書をもらわないといけない。だからそういう意味で、私はもらっておけと言ったから、次のことをやったのかなと思って、きのうまで考えていたんですけども、何かきのうのお話によると、この2月14日の「下水道公社について」というのは、何か部長さんが直接お受けになったようなお話だったもので。そうすると、この下水道公社発注についての方の疑義を多分これ照会したんじゃないかと思うんです。その例えば4流域と言っていますけれども、4流域にやる必要がないのであって下流だけやればいいんですから、あ那时候。だからこれを多分、下水道、私が常に言っている文書を残しなさいと言ったのに、彼らが照会文書を出して、それから向こうから文書をよこしたのを、わからない部分を電話で照会したのか、何かそんなふうに感じるんですけども。下水道課からうちへ来ているんですね。だから多分私はそういう意味で、ちょっと疑義があって出したのか、それとも私が文書を常にもらっておきなさいというもので、その辺がはっきりわかりません、今になってしまうと。

○竹内委員 これは、きのうの証言によりますと、最終的にこの2行の文書についても、土木部長の方から、いわゆる知事後援会幹部と会って意見を聞いた文書と確認しなさいということがあって、これ、あした以降の話になるんですけども、当時の秘書的な役割をやってい

た職員の方が本人と確認して出したものと。したがって、その意向を受けて公社の方へもこうやってやりなさいという趣旨の指示であるというふうに私は受け取っているんですが、そうではないでしょうか。

○田中証人 ちょっとわからないですね。

○竹内委員 そうすると、具体的な、ですから平成15年度の下水道公社発注について、この文書にかかわりなく、どんな形態でそのあと下水道課の方から公社の方に指示が出されたんでしょうか。実際にもうこれ日にちがなくなっている段階で、急いで早く契約しなければいけないというところまで来ている日にちの状況だと思えるんですけども、いかがでしょうか。

○田中証人 だからこの前の方について「下水道公社について」ということであつたと思うんです。それが、だから下水道課の方へ来て、下水道課からうちの方へこの文書が来たわけです。ただ私が言っているのは、この文書の出所がないからと文句を言ったから、これが出していたと思ったら、裏のページにも載つたと思ったら違うんで、これが多分手渡されていけば、何もどこから出たという必要なくて、受けた人がいつだれからもらつたといつて書いてくれればよかつたんですけども、それが確認できないので、多分当時きつこうなつたということは、下水道課からこうなりましたよというのをいただいていると思うんです。

○竹内委員 そこで実質的に、4月からはいわゆる知事後援会幹部が役員を務める会社が、下請として入っているわけです。それで、議会の方に提出されました記録でも、実際に受けているということで、金額も含めて記載がされております。2つの施設についてですね。この下請というのは、言ってみれば業者が下請を決める、一つのルールに基づいて決めるわけですけども。ただ、公社として、例えばその発注をしましたと。これ条件をつけて何%か下請しなさいとなっていますね、今度の場合。事実それが入っている。その背景というものは、例えば一つのルールみたいなものが、現在も含めてですけども何かあるんでしょうか。何%ということは当然言うと思うんですけども。その条件的なものという、ルールみたいなことはございますでしょうか。

○田中証人 専門的なことはわからないんですけども。このとき、だから下水道課からもらったのは、1社10%以上で2社入れなさいと言つたけど、そのあとまたいろいろ何か下水道課の方から指示があつて変わっているようなんですけども。それは、みんな専門家がやってくれているもので、任せてあるもので、細かいことは、この場ではお答えできないと思うんですけども。

○竹内委員 そうしますと、平成15年度、下水道処理施設運転管理業務委託における下請業者、これは15年度の業者の中で、知事後援会幹部の関係する法人が県外企業等との下請として入っているということは御存知でしょうか。

○田中証人 入っているということは聞いていました。ただどのくらいかというか、ほかにどこが何社とか、そういうあまり詳しいことは聞いていないんですけども。

○竹内委員 それで、最後の部分になりますけれども、きょうお手元に出されております資料の中に、当時知事から言われて公社独自に検討結果が出されています。「下水道公社改革の方向」についての検討結果、平成15年1月21日、下水道公社。そのうしろに出されている資料の中に、一番下に5ページというふうに書いてあるものですが、**「維持管理業務の入札方法の主な改正点」**という文書があります。これは、公社が知事から言われて検討した結果、改正前そして改正後、そして改正後の変化ということで記載されておりまして、総括責任者あるいは副総括責任者の条件等、配置技術者の要件等も書かれておりまして、順次地元企業が入れるような仕組みをどうつくっていくかということの検討だろうと思います。

その下に特記事項、改正後の変化として、「**県内本店企業の受注実績、技術者の育成等が図られ、次年度以降、県内本店企業の流域への参加可能性が拡大する**」ということで書かれていまして。なぜそういうふうに言われているかと言いますと、**県外本店企業が受注したときは、契約額の30%以上の下請契約を県内企業と行うことが入札条件であると。したがって、下請契約にかかわるものが導入された場合に、地元企業にとって、実績を高めていくには有利な条件として、将来性を見込めますよ**ということで書かれているわけです。

問題は、この検討経緯というものが、この全体の文書につづられている中で、これが言ってみれば、これがすべてではないんですけども。これが政策秘書室の近藤氏ですか、出されたときに、なかなか知事の理念と一致しないという部分で、公社のこの文書だけではですね。それで新たに知事決裁の文書ができてくるという背景にあるわけですけども。このとき検討された中身については、当時専務であった田中証人は、この検討の経緯というものは御存知だったでしょうか。

○田中証人 私、本当にこれは素人なもので、これは下水道課の方とうちの技術者が、こうならいいじゃないかということで検討したと思うんですけども。だから、専門的なことなものでわからないけど、その実際に携わっている技術屋さんたちが検討してくれたんだと思います。

それで、今のこの30%とか何とかというのは、県の入札等適正化委員会というのがありまして、方向が出されて、そういうものに従ったんだと思います。

○下村委員 御苦労様です。田中証人にちょっとお伺いいたしますが、知事後援会幹部とおっしゃる方、初めてお行き会いたときに、その知事後援会幹部の関係する法人の名刺を出されてお行き会いをしたというときに、ほかに何か話題等ございましたか。

○田中証人 特になかったです。

- 下村委員 特になかったというか、そのときに業者の名刺、間違いはないですか。
- 田中証人 業者の名刺です。
- 下村委員 通常業者の名刺で、その担当部署の人が会うということになると、必ず話題というものは移ると思うんですよね。そういう状況はなかったですか。
- 田中証人 多分、青山出納長が私にそういうこと、秘書だか後援会の事務局長だということはおもう私が知っているという前提で会っているもので。だから、特にそういうことは何も言わなかったですね。それで、知事後援会幹部です、田中ですと言っただけで、それでさっき言ったような下水道公社ももう仕事が終わってきたからねと言われただけで終わっていません。
- 下村委員 私はちょっと不思議だと思うんですがね。本当に紹介されて、それだけで、名刺だけでもらって交換して、それで戻ってくる。例えばそのときに、では仕事上の話が出ないということになると、多分その後援会の名刺が何かをもらっていないですか。
- 田中証人 そういうことがなくて、公社を改革しなければいけないと言われて、私は何もしていないでいたもので、12月25日に知事から言われたときに、私は知事からしかられるのではないかと思って、何もしなかったもので。彼と接触もなかったし、それと午前中に申し上げましたように、例の人のことといろいろ公社があったということも一切引き継ぎも何もないものですから、もう全然彼から見れば、私なんか子供みたいに素人の人間ですから、何を言ってもしようがないと思ったのではないですかね。それで、秋の知事さんのときも、これは絶対俺は怒られてしまうなと、そういうふうに感じました。
- 下村委員 知事に何で怒られる必要があるんですか。
- 田中証人 知事後援会幹部というその人は、早く言えばこのままでいけば公社がなくなっちゃうよねというようなことを言われたにもかかわらず、私は何もしなくて、ただ、それをもっと知事後援会幹部、その御本人にすれば、俺はもっと俺のことを知っているんだと思っていたんじゃないですかね。私もだんだん聞いているうちにあれだって、それでは改革をしなければいけないんだ、何とかしなければいけないんだと思って、何もしなくて12月まで来てしまった。これはちょっと知事から、君は何もしなかったんじゃないのかと言われるのではないかと思ったんです。
- 下村委員 ちょっとその辺の認識だと思うんですがね。それで、おそらく知事後援会幹部にしてみれば、俺はうんと偉いんだぞと、後援会のこういう立場の人間を知らないとは何事だと、こういう雰囲気ありませんでしたか、そういう状況の中で。
- 田中証人 あまりそういう雰囲気じゃなくて、何と言えはいいんですかね、お前が何かやってくれるんだらうなというような、期待を持ったような改革ですね、公社の。私はもうてっ

きりこれは注意されると思ったら、案外何もそのときは言われなかったもので、ちょっと不思議にも感じたんです。

だから、何と言うんですか、私が今まで土木の方のポストへ、私、事務なものですから、そこへ行ったということは、何か今までと違うんじゃないかというふうに、彼は感じたんじゃないかと思うんです。ただ、私が行ったばかりに、土木の1ポストをとったなんてみんなにいろいろ言われたんだけど、私もなぜそこへ送り込まれたかよくわからないんですけども、本当に。今になってみれば、改革するために行ったんだけど、何もできなかったということです。

○下村委員 それもちょっとお聞きしたかったんですけども。今までは土木部長が兼務みたいな形で、理事長をやっていたと。ですから、いろいろな下水道課とのつながりというか、業務の中で、ほとんどが承知してやっていたと。そこへ今度は田中証人が理事長に座ったということになりますと、相当の期待感があったのではないかと。これは憶測ですからあれですけども。そんな雰囲気は、先ほどしかられるというようなことがありましたけれども、そんな雰囲気はなかったですか、そのときに。

○田中証人 特に、そのときはなかったんですね、特に。ただ、そのときは今後どういうふうに展開していくのかということも、私もわからなかったし、全然。ただ単純に名刺を交換しただけで終わっちゃって。そのうちにだんだんわかってきて、何か言われるんじゃないかなということは感じていたんだけど、結局何もなく12月まで行ってしまったものですから、それが一番私はああこれはと思ったら、そのまま過ぎてしまったんです。

○下村委員 笠原証人にお伺いしますが、笠原証人は最初に会ったときに、どんな名刺をいただきましたか。

○笠原証人 会社の名刺でございます。知事後援会幹部の関係する会社の社長だか会長だか、どちらかの名前が入っていたというふうに記憶しています。

○下村委員 通常この発注機関と業者が会うときというのは、非常にこう何と言いますか、通常の人との接触とはちょっと違う雰囲気を持たれるのがあれだと思いたいますが。特にそういうあれはなかったですか。

○笠原証人 最初に名刺を交換してあいさつをしたときに、12月28日の文書については、私がいろいろな情報を収集する中で書いたものだというようなお話をされましたので、このことかなというふうに思いました。

○下村委員 その文書というのはどの文書でございますか。

○笠原証人 「下水道公社技術援助業務の値上げ要求」、それから「北佐久広域事業所での下水道公社とN社の問題」、それから「13年度下水道公社見直し作業」という、その3つの文書

です。

○下村委員 ではその文書に対して、その後いろいろな接触はございましたか。

○笠原証人 これにつきましては、先ほども説明をいたしました。12月28日、下水道課の方から公社としての回答を求められましたので、それに対して下水道課の方へ、これの打ち合わせ等する中での回答をしました。2月5日以降は、このことについて接触はありません。

○鈴木委員 笠原証人、田中証人にお聞きしますが、お疲れですね、大先輩方にいろいろお聞きしますが、まず笠原証人、あなたが下水道公社専務をお務めになられたころ、下水道公社の最終的な意思の決定機関、理事長は土木部長ですよね。ですからその場合、専務を中心として、例えば総務畑の理事さんとか、技術畑の理事さんとか、部長とか、内部的な構成はわかりませんが、下水道公社の意思の最終決定はどのような方でジャッジメントをされておられたのでしょうか。

○笠原証人 今までと違う新たな問題につきましては、理事長に説明し、それから評議員会、理事会、そういう中で報告して決定をしていきました。

○鈴木委員 新たな事項が発生した場合は、理事長に報告もしくはそれに従って決裁を受けると。当時、評議員会、理事会ということなんですが、理事会、評議員会はこれ年にどのくらい開かれておりましたか。

○笠原証人 年に2回です。

○鈴木委員 そうしますと、個別具体的な事案で、例えば今回のような入札に対する考え方とか、個別具体的な問題に関してはどうでしょう、評議員会、理事会まで開かれましたでしょうか。あるいは担当の部長さん、理事さんの段階で決裁されたのでしょうか、その辺はいかがですか。

○笠原証人 入札等の問題につきましては、理事長が指名選定委員会の委員長でございます。そういう中で、こう今年を変えましたということを説明して、その指名選定委員会で承認を得てやっております。

○鈴木委員 その指名選定委員会の中には、下水道公社の役職員からは何人が参加されておられましたでしょうか。

○笠原証人 ちょっと記憶が、うろ覚えで申しわけないんですが、下水道公社の課長以上か、部長以上です。

○鈴木委員 課長以上か部長以上ということですね。それで、改めて最終確認させていただきませんが、いわゆる土木部下水道課と下水道公社の本来の機能と役割、それであえてお聞きするならば、どちらが指導的な立場でどちらが現業部門を担うとか、当然役割分担されていたと思うんですね。笠原専務さんの当時は、下水道課と公社の関係というのはどのような機能

分担、どのような役割を担っておられたか、簡単で結構ですが、お示しを願いたいと思います。そのときに、下水道課プラス監理課もかかわっておられたかどうか。

○笠原証人 下水道課と下水道公社の関係でございますが。長野県内の下水道事業を推進するという立場の中で、下水道課は行政部門をやっておりまして、下水道公社の方につきましては、市町村の下水道の普及を促進するというような中で、下水道管渠の施工監理を市町村から受けて、市町村のかわりに施工監理をしていましたし、維持管理につきましても、技術者のいない市町村のかわりにやっているということでございますので、県下全体の下水道の普及促進については、やはり下水道課の方が音頭をとってやって、下水道公社は市町村の技術支援をするという立場の中で、分担でやっておりました。

○鈴木委員 今の御答弁いただきましたように、いわゆる表裏一体となして長野県の下水道事業を推進しておったと。そこで改めてお聞きしますが、個別具体的な事例、当時笠原専務さんの時代に、いわゆる知事部局の政策秘書室から、あるいは監理課から、直接ダイレクトにいろいろな具体的な指示とかメールとか、いろいろな提言等々があった事例は何件かございましたか。

○笠原証人 政策秘書室からは1回も話がございませんし、監理課からは、そういう下水道の関係については、下水道というか人事の関係では話があったかもしれないんですが、下水道事業そのものについては、すべての下水道課を経由してきたというように思っています。

○鈴木委員 田中証人にお伺いいたしますが。きのうの3人の方々、当時下水道課におられて、長い年月御苦労いただいた方々の証言によりますと、従来下水道課と下水道公社の関係に対して、今回は新たに、大変失礼な言い方をすれば、天の声ですが。知事部局の政策秘書室からダイレクトに下水道課、あるいは公社の方にいろいろな指示等が来るようになったというようなことがきのう証明されましたし、私どもお聞きして実感として理解できました。

先ほど、田中証人がいみじくも申されましたように、私は事務屋だと、下水道業務の方はわからないんだと。従来土木部の皆さんが占めていたポストに私が座ったことに対して、何かじくじたるものがあるということをおっしゃいました。これは先ほどのスタートの時点でたまたま、メモリを戻しますと、今の青山出納長が当時政策秘書室長だったんですかね。その辺はどうでしょうか。田中さんと現青山出納長の職場のいろいろな触れ合いの中で、知事後援会幹部を紹介いただいたというときは、青山氏は政策秘書室長だったのでしょうか。

○田中証人 多分そうだと思います、14年ですから。

○鈴木委員 正確な職名、役職は私も定かではありませんが。当時、田中県政が発足して、中枢の部分で青山さんが政策秘書室長という立場で支えておられた。その青山さんから、いわゆる田中県政の黒子と申しますか、ブレーンと申しますか、秘書と申しますか、非常に現知

事に近い立場の方なんだと。だから当然あなたも知っていらっしゃるでしょうというような御紹介をいただいたというような雰囲気の中の最初の出会いというふうに、私は解釈してよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○田中証人 今、ブレーンというのはどういう意味だかわからないんですけども。いずれにしろ、私も副出納長をやったりしていましたから、当然もうそういうことを知っているものとして、前提で私には青山さんは言っていましたものですから、だから今度かわって行けと言って、私は最初下水道公社に行けと言われたときに、まさか専務理事になるとは思わなかったんです。事務屋のポストで理事というポストがあって、私はてっきりそこへ行くと思ったんですよ。そして、総務委員会のお別れ会の日人事課長さんに、俺はどうなるのと、下水道公社へただ行けと言われたんだけどもと言ったら、専務理事なんだよと言われて、私も本当に、いやそんなの俺ができてこないという、全然素人が、そう思ったぐらいで。本当に全然素人が行ってしまったということです。

○鈴木委員 できるかできないか、それはお聞きしていないので。多分おできになったんでしょう。それで私は今の経緯をお聞きしてまして、多分青山氏が政策秘書室長というお立場で、田中県政を支えている立場だと。先ほどブレーンということはともかく、使い走り、何でもいいです。要はこの人は田中知事に非常に近い方なんだということを暗に示し、当然御理解なさっているでしょうという情景描写が私は浮かんでくるんですよ、その知事後援会幹部に関しては。でなければ、いくら親しいといえども、民間の一事業者をあえて紹介しないと思うんです、忙しい公務の合間に、これがまず第1点。

2つ目に、今、専務は非常に、当時の専務、今の田中証人がじくじたる思いで証言なさっておりますけれども、非常に期待に合ったような、私は専務として仕事ができないだろうし、事務屋で無理なんだと。でも言外に、私は秘められた期待というものは、知事後援会幹部を紹介した、それで下水道公社の専務に入られて、知事後援会幹部のいろいろな意見や考えというものを聞きながら、公社改革に取り組んでほしいというようなものが言外に私はあったような気がするんですが、その辺はどうでしょうか、田中証人。

○田中証人 田中知事のブレーンと思われると、非常に私ちょっと悲しいと思います。私が何と言いますか、何と言っているのかわかりませんが、ちょっと答えが。仕事を青山さんと3年間ですか一緒にやって、ずっと別れていて、多分青山さんもだれをやればいいのかというようなことが多分あったのではないかと思います。それで、知事にお話したんじゃないかと。だから、知事は私のところは全然知らないはずですから、青山さんが私を、あれならいいんじゃないかと言ったんじゃないかと私は思います。

○鈴木委員 多分そうでしょう。だから私は今、田中証人に申し上げたのは、要するに知事後

援会幹部は田中知事の、先ほどブレーンであるのか、あるいはどのような関係はともかく、要するに知事に非常に近い方だという意味で、青山氏から見ると身近な田中証人に紹介をし、田中証人はたまたま下水道公社の当時専務という立場で職責を担っておられたということをお私に申し上げて確認をしたんです。

実はきのうわかったことは、知事から、時系列で追っていった先ほど来からも出ております平成14年12月25日ですか、「下水道公社改革の方向」というものが示されているんですね。これは知事から示されておるんです。それで私は、知事は全知全能の神でない限り、普通農家もそうなんです、自分の畑の畑作転換とか、農作物の苗をつくるといったときに、自分の畑の土地の状況とか作物の生育状況を見て、次に何を生育したら、栽培したらいいかと考えると思うんですが。であるならば、現下の県下水道事業の状況というものを、下水道課の職員あるいは下水道公社の皆さんから、全然状況の概況の説明を受けていないんですね。それでこういう報告を出していると、改革を出していると。この状況を見ると、当然、では県庁舎の行政以外のだれかが関与して、知事にこういう方向でどうですかというものを示し、そしてそれを知事がそのまま丸のみというか、受けて、知事として示したと思わざるを得ないんですが、その辺、田中証人どうでしょう。今まで知事に対して、この下水道公社の改革とか、下水道事業の現下の状況について、田中証人もしくは田中証人が御存知の方々に、知事にその概況説明等をされた方がいらっしゃると思いますか、どうですか。心当たりは。

○田中証人 私はないと思います。

○鈴木委員 確信を持ってないと思いますと今お答えいただいたんですが。であるならば、知事はではこのような改革の指針をどなたから意見を聞き、まさか参考書かなんか読んだのですかね、新聞の切り抜きで学んだのでしょうか。どなたからお聞きして、こういう明確なものを示されたと思われませんか。

○田中証人 私もこの文書を見ていくときに、例えば下水道課の職員が何人、公社の職員が何人いるとか、詳しいことを知っている人だなと思ってずっといて。それで私先ほど申し上げましたように、そのときはずっと不思議には考えていたんですけども、最後の知事さんの言葉で、知事後援会幹部に相談すればいいんだよと言われた言葉で、ああでは知事後援会幹部がお手伝いしていたんだなということを感じたわけです。それまではわからなかったです。

○鈴木委員 わかりました。やっぱり一番、日常、公務に精励されておる、現場を把握している県下水道課の職員からも、再三の機会を設けながら、政策秘書室を通じて知事に申し上げても、知事の方からは一度も時間的な面会をとっていただけなかったと、実はきのう証言いただいたんです。下水道の状況はこうですと、公社の現況はこうですというものを知事に

説明したいという機会をつくってほしいという申し出をしたにもかかわらず、知事には受け入れていただけなかったと。きょう改めて、今現場で理事長としてまた専務として、下水道公社の実務に携わっておられる田中証人からお聞きして、公社の方からも、あるいは田中証人の面識あるいはお知り合いの方々からも、多分知事の耳には下水道事業、下水道公社のあり方等についての概況説明は行ってないだろうということをお聞きしました。

平成14年5月16日の「下水道公社の問題点と改革の方向」、「下水道公社改革案」、そして「下水道公社改革の方向」というものが知事から示され、下水道事業についてのポイントということがこの4点があるんですが、これらがすべて、いわゆる正規のラインではない、いわば知事の私的な交友関係にある、当時秘書でもあり、後援会の幹部でもある特定個人から私は示されたのかなというような受けとめをしますが、その辺の事実認識についてどうでしょうか、田中証人。

○田中証人 ちょっと先ほど私、ないと言い切ったような感じで、下水道課が知事に何か報告して、相談することを私は知りません。申しわけないけれども、そこまでは私は、公社自身は特にないということで、別に公社の状況がどうだとか、どうなっているとかが聞かれたことはないです。だから、公社のことを、ここに出てくるというのは、一番よく知っている方がやるよりほかなかったのではないかと思います。

○鈴木委員 大変田中証人らしい、誠意を持った、苦渋に満ちたこと、御説明いただきました。時間もありませんから、ちょっと県民の皆さんから非常にわかりにくい部分があるんですが、実はいろいろな改革の方法が示されて、土木部が間に入り、公社も含め県下の業者の皆さんや関係市町村に対して説明したけれども、結局受け入れられなかったという部分の中で、平成15年2月17日に、知事から下水道公社への発注についての指示というものと、同じ2月17日に、これ土木部長、当時の田中証人、専務ほか市町村を訪問し謝罪と。臼田町、大町、松川村等々と、この行かれたあと知事から下水道公社発注についての指示が土木部長に示されたんでしょうか。そのあと、回られてから土木部長と証人がお行き会いになっているんですか。順序はどのような状況になりますか、御記憶ございますか。

○田中証人 土木部長と行ったのは、ちょっと行ったかどうか、文書は出したことは覚えているんですね、両名で。謝りに行ったかどうかというのはちょっと、ただ、知事が記者会見とかで言ったり、それから文書で謝罪しろというようなことで、現実に行ったのは、ちょっと今頭がこんがらがっちゃってわからなくなっているんですけども。行ったのはお願いに、さっき言ったお願いに行ったのか、謝罪に行ったのか、私が行ったか、ちょっと今頭が混乱していてすみません。あとで集まっていたいて、市町村の方に御迷惑かけましたということで、いろいろ説明して、新しい方向を公社で検討して、皆さんの御意見を十分聞いてやり

ますという会議をやったことは覚えています。ちょっと謝りに行ったかどうかというのは、ちょっと今頭が混乱していて、ここにある文書は連名で出していますけれども、ちょっと…

○小林委員長 わかりました。答弁の途中であります。大変お疲れの御様子も見えますので、ここで15分間休憩をいたします。

休憩時刻 午後3時10分

再開時刻 午後3時29分

○小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○鈴木委員 再開させていただきます。田中さん、気楽に肩の力を抜いてゆっくりやってください。

では簡単に引き続きお尋ねいたしますが。先ほど笠原証人にお聞きしたときは、知事部局の政策秘書室、現経営戦略局等から直接個別的な具体的な事案に対して、関与はそんなになかったとお聞きしました。ところがきのう以来のお三方の証人のいろいろの答弁をお聞きしていると、経営戦略局が直接、非常に関与する事例が最近非常に多く見受けられてきています。

そこで田中証人にお尋ねしますが、経営戦略局というものは、どのような権能、役割を持っているというふうに御認識していらっしゃるでしょうか。その辺について、一つお聞きします。

○田中証人 非常にちょっと難しい質問で、私は昔の組織の方がよかったと思います。私は、今の考えは、すべて下水道課の指示にだけしか従っていません。

○鈴木委員 下水道課を通じ、下水道会社に対するいろいろな命令指揮、いろいろな提言等が寄せられているという一つの流れということで今確認しました。

その下水道課に対して、経営戦略局が個別具体的なものをすべて知事という名前のもとにかかわってくると。ですから、私は、経営戦略局の担当職員が名を指したり、個別的な事案を持っていくということは、全部これは知事の直接的な思い、指示をつなげる役割を持っているのが経営戦略局だと思っております。そのようには、田中証人はどうですか。お考えになりませんか、受けとめになりませんか。

○田中証人 やっぱり経営戦略局が窓口で、知事の命令で私たちは来るという理解で、その命令が下水道課へ来て私たちに来るときは、もう知事の命令が下水道課から伝えられたと思っています。

○鈴木委員 わかりました。では2点目にお伺いいたします。下水道のあり方検討委員会ですか、というものが発足しました。これは下水道のあり方検討委員会の発足に当たって、下水道公社に相談等の事例はありましたでしょうか、どうでしょう。

○田中証人 一切ございませんし、私ども初めてのあり方委員会に出たときに、何か進行を進めるのが経営戦略局でやっているもので、あれと思っただけで。うちの方には一切に何もありません。

○鈴木委員 どうも私もますますこれわからなくなってくるんですが。一番現場の実務に精通していらっしゃる下水道公社、あるいは直接行政の任に当たっている土木部下水道課を抜きにして、経営戦略局が下水道のあり方検討委員会を立ち上げていると。そうしますと、委員の人選等についても、具体的な意見を求めるとか、アドバイスを求めるというようなことは経営戦略局から下水道課にあったでしょうか。あるいは下水道課から経営戦略局に意を呈して、下水道公社ではどうだろうなというような意見を求められるような場面はありましたでしょうか。

○田中証人 委員だかは、ワーキンググループか何かをつくるときに、公社は県の行政をやるんじゃないからあれで、そっちで行政のことをやってもらうので、できたら、ただ技術的なことで何かそういう応援する部分があるのなら、そういうふうに加えてもらってもと言っただけで、特に行政的なことはうちでやっているわけじゃありませんから、そういう意味では特に。

○鈴木委員 一般的に、行政の部分に関与していなくても、一つの根本的な基本的な部分からいろいろな提言を求める場合は、現場に精通している部門からお一人とか、あるいは学者の方がお一人とか、いろいろな分野からの選出を求められると思うんですよね。でないと非常に恣意的な、偏った一つの検討委員会に陥りやすいし、その答申なりが、あらかじめ一つの結論が導き出されるような、私は検討委員会になってしまうということを危惧しております。

今、田中証人あるいは笠原証人からお聞きして、このしばらく下水道行政に関しては、非常に経営戦略局が直接関与し、しかも知事のトップダウンの意向で、発注、入札等についても具体的な指示がなされてきた。しかも下水道行政に精通しておられない知事に、いろいろな意味で具体的なサジェスションをしているのは、知事の政治的な一番身近な盟友である、しかも当該事業者がかかわっているということが浮き彫りになりました。そのことだけ確認して、私の質問は終わります。

○林委員 まず笠原証人に尋問させていただきます。先ほど何人かの委員の尋問の中で、2月5日に知事後援会幹部と、技術部長が同席して行き会っているという証言がございました。そしてその中で、知事後援会幹部は、下水道に対する考え方の基本は何かというようなお話があったというふうに証言されましたが。その際、例えば地元業者を優先するとか、あるいは長野県における公共下水道あるいは流域下水道、終末処理場の維持管理に対する、こうあ

るべきだとかというような話がございましたか。

○笠原証人 下水道事業に対する基本的な考え方というか、知事後援会幹部の考えている下水道のあり方、そういうものをお話したというふうに記憶しております。それで、流域下水道それから広域維持管理等に何かお話があったかということですが、流域下水道の方については、水処理と汚泥処理を分けて、どちらかを地元業者にできないかと。それから、広域維持管理をやっているところでも、下水道の処理方法に標準活性汚泥法という方法と、OD法と言われている非常に維持管理しやすい処理方式が混在しておりますので、そういうものを分けて、地元業者に発注ができないかと。ちょっと言われた言葉のニュアンス、言葉は大分たっていますので、そんなようなことも意見として言われたように記憶しています。

○林委員 知事後援会幹部の基本的な考え方は今わかりましたけれども、改革の方向に対するもっと具体的な要求というものは出なかったのですか。

○笠原証人 その当時、下水道の改革というのは、具体的には出なかったような気がします。

○林委員 具体的な働き掛けがなかったという点は確認しておきたいと思います。またその際、13年12月28日に3点にわたって要求を出されております。これは、この資料ナンバーの2で、知事後援会幹部から県及び下水道公社に手渡された資料一式というのが3点出ていますが、今の行き会われたときにも、12月28日の指摘について語るが多かったと先ほど証言されました。それで伺いたいのですが、この具体的な要求の中で、非常に極めて村や、あるいは下水道管理をされているところで切実な問題であると思うんですけども。例えば、今まで年間、2人の公社職員が月2回派遣されて1時間ほどの打ち合わせを行い、年間198万円支払ったと。さらにその後は、流入量がふえて290万円の要求をしてきていると。流入量がふえても公社の具体的な仕事がふえるわけでないのに、これは問題ではないかという指摘がされているわけです。だからこのことの指摘について妥当性というか、不当な要求だというふうに思われましたか。

○笠原証人 その当時、下水道公社の市町村からの技術支援の料金体制というものにつきましては、当初は流入水量が非常に少ないものですから、どうしても市町村に負担がかかるというような中で、割安に料金の方をいただいて、流入量がある程度ふえてまいりますと、当然市町村の収入の方がふえてきますので。そういう流入量に応じた料金というものを、私が行く前に下水道公社の料金体系ということでつくってございましたので、それが決まって、まだ2年か3年前だったと思いますので、あまり変えるわけにいきませんので、一応継続してお願いをしたと、そういう説明をした記憶があります。

○林委員 そうすると知事後援会幹部の要求は、青木村の立場に立った要求であって、決して第三者が見ても不当な要求だとか、無理難題を押しつけていたというふうに思われな

ですけれども。下水道公社の料金体系から言えば、当初の198万円は、事業が立ち上がった段階でまだ流入量が少ないということで割安にしてあったと。そしてその後の290万円が、流入量に応じた正規の料金だというふうに理解できるわけですか。

○笠原証人 この料金体系につきましては、下水道公社の維持管理に年間どのくらい費用がかかると。それから処理場の数がどのくらいで、流入量がどのくらいで、どのくらいお金をとっていけば、何年後かには黒字になるだろうと、そういう将来的な予測の中で決めていったものでございます。私のまだ当時は、広域の維持管理については確か赤字だったというふうに記憶しています。

○林委員 では2つ目の出された要求の中で、北佐久広域事業所での下水道公社とN社の問題ということで出されております。そこではN社がかなり大手だというふうに、社員数3,400人、資本金2億円、売上高年間390億円、かなり大手ですね。だから、そこでN社との契約の中で、非常に問題点が指摘されております。例えば汚泥脱水作業に伴う残業時間の水増し、これは役場から却下された。あるいはマンホールポンプの点検回数を過剰に計画して、月1回でいいところを2回にしているとか。活性炭交換業務で材料を過剰に発注し、余ってしまい、発覚を恐れて余った材料を他の現場へ横流しした。こういう具体的な指摘がされておるんですけれども。こういう問題については、調査もされて、またこの要求が当然の問題であるというふうに認識されていたのですか。

○笠原証人 この指摘の問題につきましては、町から直接、維持管理業者の方に委託されておるというふうに聞いておりますし、業者の方から聞き取りをしても、ここに書いてあるとおりの回答を得ております。

○林委員 その要求の中の5つ目に、この下水処理場の維持管理は20人体制ですという契約になっていると。有給休暇や夏期休暇等をとるために、20人がそろわることが少なく、12人が13人の業務が続くこともあるが、それらを公社が黙認をしていたという指摘もされておりますけれども、そうした事実は確認されておりますか。

○笠原証人 下水道の維持管理、佐久広域の場合は、下水道というのは24時間動いております。それで、確か中核のところには、職員は24時間体制で1人は張りついておりますし、それから土曜日、日曜日、祭日、そういうものも最低限の監視をやらなければいけませんので、それを年間トータルすると延べ何人必要だと。そういう中で、実際の日曜・祭日、そういうものを除いたときに、何人必要かというような積算をしていると思います。ですから、設計上は20人体制ということですが、実際、徹夜したあと休んだり、それから土日出ますので代休をとるとか、そういうような形の中で、こういう体制でやっているということでございます。

○林委員 そうすると、この指摘は事実であったということですね。過大な請求であるとか、あるいはまた不当な要求であるとか、事実に基づかない要求であるとかということではなくて、こうした具体的な知事後援会幹部の指摘は正確なものであったというふうに理解してよろしいわけですね。

○笠原証人 このところに、回答が手元にあるわけなんです。実績は12人が13人ということを書いてあるんですが。平日の平均勤務人数は18.1人ということで報告を受けておりますので。これは少し過大というんですか、オーバーな言い方だというふうに思います。

○林委員 そこはニュアンスの問題ですから、12人ないし13人でも業務は数日続くこともよくあるということですか、そこら辺、若干状況は違うかと思うんですけども。さらに3点目に、13年度下水道公社業務見直し作業に対する要望が出されております。その中で、直接発注に当たっては県内企業を優先するよう市町村に促してほしいという要望が出ておりますけれども。これに対してはどのように受けとめられましたか。

○笠原証人 ちょっとすみません、もう一度お願いします。

○林委員 この中で、できれば平成14年度より民間企業へ、市町村から直接に発注するようにしていただきたいと。そのために、今年度中に市町村向けの指導・窓口相談を設ける。直接発注に当たっては、県内企業を優先するよう市町村に促すという指導をしてほしいという要望が出されております。これに対してはどのように受けとめられたのか、あるいは公社の内部でこの部分がどう検討されたのか、その点お伺いしたいと思います。

○笠原証人 下水道公社は、あくまでも市町村の要望によって受託をしていくという立場でございますし、市町村の方針等については、下水道公社とすれば言う立場ではないということで、これは下水道課の方のいわゆる行政指導の内容だというふうに理解しています。

○林委員 そうして見ますと、この資料にある知事後援会幹部から県及び下水道公社に手渡された3つの要求というのは決して不当なものではなしに、市町村の声も代弁し、また事実に基づいたものであるという点が確認されたというふうに思います。私の尋問は以上で終わります。

○小池委員 それでは、何点が伺いたいと思います。きょうは田中証人、笠原証人、大変御苦労様でございます。きのうから証人の皆さん方にお話を伺っておるところでございますが。そういう中で時系列的にいろいろわかってきた次第でございます。平成13年の暮れごろから、今のところわかっている状況では、知事後援会幹部が県の下水道行政へ働き掛けをしてきていたというようなことかと思えます。

そういう中で、平成13年の暮れには、政策秘書室におきまして、当時の田中利喜夫さんと懇談をしていたようでございますし、また12月28日ですか、3通の文書を提出されていると。

またそういう中で、2月5日には、笠原証人とその件につきましてお話をされております。このときには、会社名でアポイントをとられてお話をされる中で、実は知事の後援会の者だということもお話をされたところといったことかと思えます。下水道の用件という中で、私は知事の後援会の者でもあるんだというような、こうした行動をしているということだったと思えます。

それから引き続き、年度は変わりまして、今度は、笠原さんは異動になりまして、今度は田中証人に平成14年度からなるわけでございますね。そうしますと、今度は5月15日、田中証人が青山さんのところへ呼ばれると、政策秘書室、5月ごろだったと思えますけれども、呼ばれたわけでありまして。ここでは今度は、青山氏より知事後援会幹部を、この方が知事後援会幹部だよと紹介されるということですね。またここでも知事後援会幹部が、今度は青山さんを通して下水道課の方へ紹介があったというふうに、こういうことになってきているわけでございます。

そこで伺いたいのですが、先ほど尋問の中でいろいろとお話が出ました。会社の名刺を出されたわけですね。ということで先ほど御証言がありました。その中で青山さんからは、この方が知事後援会幹部だということで、知事の後援会の者だというニュアンスで紹介をされたわけですね。そして、出された名刺は、会社の知事後援会幹部の名刺であったということだったわけですね。この点をもう一回、田中証人に伺いたいと思えます。

○田中証人 ニュアンスという言葉はあれなんですけれども、わかっているだろうという意味で、この人が知事後援会幹部だよと。後援会だとか何とかとはおっしゃらなくて、知事後援会幹部だよというだけで別に、当然私はそのことくらい知っているというのを前提で言われました。

○小池委員 そこで下水道行政の話があったわけでございます。下水道改革をしなければいけないというようなお話、これは青山さんからあったのですか、知事後援会幹部からあったのですか。両方からあったのですか。

○田中証人 青山さんは特にそういうことは何もおっしゃらないし、ただ、知事後援会幹部からですか、いや下水道も普及したからというようなお話はあった。ただ私もその前段があるということを全然知らなかったもので、その12年、13年ごろからそういうことがいろいろ言われていたということは全然知らなかったもので。だから、ああそうですかというような、ただプロパーがいるからお願いしますと言っただけで。本当に強く言われたとか、そういう感じではないです。

○小池委員 そうすると田中証人は青山政策秘書室長さんですか、その方とは親しくて呼ばれたということだったんですが。それは、田中さんとして呼ばれたのか、あるいは当時の役職

があったわけですね、これ専務さんをやられておられたと。そういう立場だったから呼ばれたのか。知事後援会幹部からは下水道改革のお話があったのですが、話のニュアンスからすると、田中さんが公社の専務をやられているというような立場だったのでちょっと来てくれという、こういう話になったのではないかというような感じを受けるわけですが、その点はいかがでしょうか。

○田中証人 当然そうだと思います。ちょうどかわったあとですから。その前から、例えば専務さんたちはやりとりがあったわけですから、それで4月にかわったあとですから、今度はかわった田中だというふうに、多分そうだと思います。

○小池委員 そうしますと田中証人は、県の職員という立場で青山さんから知事後援会幹部に紹介をされたとかいうことだということですね、今。そういうことだったということを知りました。そうしますと、ここで気になるのが、青山さん、これ県の重要なポストについていた方ですね。それで、その前で知事後援会幹部から田中専務に対して、県の下水道行政に対する意見がなされたわけですね。当然、知事の後援会の幹部だということで、青山さんも当然承知しているわけです。さらには、出された名刺は会社の名刺であった。さらに県の下水道行政の今後についての話が、知事後援会幹部からなされたということですよ。これは通常あり得る話かなという気がするのです。知事後援会幹部がどういう方だから、その青山さんを介して田中専務に紹介をされたのかと考えると、やはり下水道業者だったからというよりも、知事の後援会の幹部だったから紹介されたのかというように私は思うのですが、どうでしょうその点は。

○田中証人 そうだと私も思います。ほかにも業者はいるんですから、その業者から何もありませんから。

○小池委員 そうですね、私もそのように感じました。県の現職で重要な知事に近いところにいる職員が、知事の後援会の幹部を下水道公社の専務に紹介したということでもあります。そこで出された話が下水道改革の話であったということだったと思います。この点、確認をしておきたいと思います。

その後、知事後援会幹部は実はこういったように、長年かけていろいろな方を介して、あるいは御自身でやったり、青山さんに頼んだりして、県へ接近をしていたわけですね。また一方では、知事に文書を提案されたりして、県の下水道改革の方向を進められて、並行してやられていたのかなと。その文書が平成14年のだいたい5月ごろですから、平成14年12月25日に小市部長さん、あるいは田中専務さんたちが知事のところへ呼ばれて、こういう方向で改革をなさいと出てきたわけですね。その前にも、今言ったように、田中利喜夫さんにお話があったり、笠原さんのところへも来られたり、あるいは田中専務のところへも青山さん

を介して紹介があったりと、ずっと流れがあるわけですね。こんなふうには私は受けとめさせていただいております。

そういった中で、今度は実際に行動に移りなさいということで、知事の方から方針があったわけですが。そういった中で、市町村の方々からなかなかいい御返事をいただけないということだったと思います。それで、きのうの矢澤証人のお話からしますと、当時の政策秘書室ですね、先ほどの青山さんも政策秘書室長だったということなんですけれども。政策秘書室の近藤さんから、この政策を知事の決裁を受けている方針だからやりなさいということで、矢澤証人の方へもなかなかきつい話があったようであり、きのうのお話を聞いていたら。その話が、先ほども質問にありましたが2月7日ごろですか、皆さん方が市町村を回って説明している中でも、前後して直接、政策秘書室の近藤さんから話があるわけですね、ちゃんとやっているのかということで話があったと。

そこでこうやって政策秘書室からやっているのかと、矢澤さんのところへ話があったわけですが。そういった状況は田中証人もその当時感じて、あるいは直接矢澤さんから話を聞いていたわけですね。お願いして歩く中で、政策秘書室からそういった話が随時来ているという状況は知っていたわけですね。

○田中証人 政策秘書室の方から話 came ということですか。それは下水道課から言われれば、政策秘書室からこういう話があったと言われるだけで、いずれにしる政策秘書室からはうちの方へは直接一切話はありませんから。全部下水道課を通してです。

○小池委員 それで、矢澤課長の方へそういう話があったということですが。一緒に回られていて、田中証人もそういった状況にあるということは承知していたわけですか。矢澤さんを通じてでも、そういうような状況だということで、知事の方からそういったことで政策秘書室からそういう話 coming ということは承知しながらやっていたということですね。その点を。

○田中証人 それは我々下水道課とは連絡を密にしていますから、知事からこういうことがあったということは承知しています。

○小池委員 そうしますと、政策秘書室は、一連の今までの流れの中の方針、これを当初は知事後援会幹部の方から皆さん方の方へ話があったわけですが、知事を介して政策として実施しなさいと言われてきたものを、皆さん方が実際に行動に移した。それを今度は知事の近くにいる政策秘書室がしっかりやりなさいということで、今度は随時皆さん方の行動をチェックするようになったのかと思うわけですが。

そしてさらに2月14日にはいよいよ田中専務さんと土木部長さんが、先ほどの話にありましたように、知事から直接知事後援会幹部に相談をして、なかなか難しいということであれ

ば直接話をしてやっていったらどうですかというような、今度話になってきたということかと私感じるわけでございます。今のところわかっているのは平成13年暮れからですけれども、一連の流れがあるなというように思うわけでございます。

さらには、この流れの中で、平成16年度の今度は入札ということになりまして、先ほど田中証人は知事と話をしたあとの土木部長の行動についてははっきりわからないということですが、土木部長が知事後援会幹部と相談をして平成16年度の入札に至ったというようなことかと、私は聞かせていただいたということであります。

その中でちょっと1点聞きたいんですけれども、先ほど田中証人が言われるには、この下水道公社へ移ってから何もしていなかったから、呼ばれて怒られると思ったというようなお話がありましたね。これは12月の時点で感じたお話だったのですか、あるいは5月のころ、知事後援会幹部との話の中で、下水道公社の改革をしなければいけないという話が出たという話があったわけでございますが、下水道公社の方へ移っても何もしていなかったものから怒られるのではないかと思ったというような御発言がありましたけれども、それはいつのお話だったのでしょうか。

○田中証人 知事から一方的に改革をしると出されたわけですね。だから、本来ならば自分たちが改革に取り組んでいかななくてはいけないものを、知事から一方的に出されたので、そういうことを何でやらないんだと私は言われるのではないかと思ったんです。

○小池委員 すみません、それは言われるのではないかと思った会談というのはいつの会談のことを言うのでしょうか。

○田中証人 24日に知事に呼ばれたときに、お前は何で公社の改革をやらないのだと言われてしまうのではないかと、知事に。12月25日ですか。だから、お前がやらないから俺がこういうふうに出したんだと言われて、知事からおしかりを受けるのではないかと思いました。

○小池委員 そうしますと、12月25日に呼ばれたときにそう思ったわけですが、それでは、その前にそう言われていたのは、いつから言われていたことを指すのでしょうか。

○田中証人 さっき言ったように、初めて会ったときに、公社は改革しないとだめですよと。そんなに私は具体的に、特に強くあれしろこれしろと言われたわけではないのですけれども、公社の改革をしないと、公社のもう仕事もなくなって公社がなくなってしまうと言われて、それには改革しなければいけないんだと言われていたもので。それはいつも私の頭にあったもので、それで何もしなくて、特に知事後援会幹部と会うこともなかったものでそのままずっと12月25日まで来てしまって、その段階で知事から出たもので、知事からお前何で改革しないんだと言われるかと思ったのです。

○小池委員 そうしますと、5月ごろ知事後援会幹部に改革しろというようなお話があって、

12月までやらなかったもので、今度はそれを知事に指摘されると思ったということですかね。そうすると、知事後援会幹部と知事はそういうことでつながりがあるということはずっと田中証人は認識をされていたということですか。

○田中証人 そうなるのではないですかね。一方的に改革しろと言ったのが、私は何もしないで、知事さんから言われたのだから。お前改革しろと言われたのではないかとか、そういうふうに言われるのではないかと思ったということです。

○小池委員 そうしますと、田中証人におきましては、下水道公社へ移られた当時、知事後援会幹部から言われたことは、これは12月の時点では知事からやっていなかったからしかかれると感じていたということは、知事後援会幹部と知事はそういうことでつながりを持って下水道の改革をやっていかなければいけないというような認識のもとにおられたと、こういうことでお聞きしたということによろしいでしょうか。

○田中証人 私は前専務さんからそういうことは引き継ぎがなかったですけども、だんだんやっているうちに、これは何かがあるなということは、私はだんだん感じてきました。だから、そういう県と公社との間にいろいろあったのだなと、そうすると、私がここで言われたことが、やっぱり何かやらなければいけなかったんじゃないかと。私は専務さんに申しわけないけれども、何も無いよと、一切そういう問題はないよという引き継ぎを受けていたもので、本当にうまくいっているのだろうなと思っていただけ、だんだん様子を見たり聞いたりしているうちに、これは公社との間に何かあったのではないかと。やっぱり私は最初会ったときに冗談みたいな言い方をしたから、もっと真に受けて真剣に取り組んでいかないといけなかったのではないかと。

それと、当然知事後援会幹部にすれば問題があると言いたかったのではないかと思うのです。だけど私はそこまで考えが及ばなかったもので、その時点でしかられるのではないかと思ったのです。

○柳田委員 今、小池委員の方からお話がありましたので、ちょうどその部分からお話をさせていただければというふうに思います。

田中証人にお話を伺いたいと思いますが、怒られるのではないかと思ったと。それは自分自身が14年の5月の段階で知事後援会幹部にお会いをした。その中で紙をもらった。その中にいろいろ改革をすべき内容が書いてあった。そのこと自身に対して、自分は放置をしてしまった。だから、この12月の段階で知事にしかられるのではないかと思った、こういう理解でいいですか。

○田中証人 そういうこともありますね。書類をそのときに見たときに、さっき見せていただいたのは確か覚えがあって、いろいろああしなさい、こうしなさいというようなことが書い

てあったわけです。だけど私は、それは一つの御意見であると思って理解していたわけです。もめているとか、問題があるということは全然何も専務さんから言われてない、何もないですよ。もう心配しないで、何もないから、失礼な言い方ですけども、専務さんからは今度は仕事をしなくても部下に任せてやってあげば、部下がちゃんとやってくれるから何もないよと言われていたもので。それだから私は特に心配なかったんです。

○柳田委員 そのとき、5月の段階で田中証人は、一つの業者の方からの御意見だと思っていた。それが12月の段階においては、このことをやらなければ怒られる立場にあるのだということ認識されている。ということは、この知事後援会幹部の持っていた文書の意味が、田中証人の中で重みが変わったのです、途中で。5月の段階においては一業者の一提案であったと。それが12月の段階では、知事の意味と同一視を田中さんはされているわけです。だから怒ると思ったのです。いつ変わったのですか。

○田中証人 その文書は、知事に言われたときにその文書をもう一回見たりいろいろしたときに、ああこれはと思ったのです。その間に知事後援会幹部と接触があったわけではないし、そうしたら知事さんから25日に呼ばれて、そのときに私自身も何か本当はやらないといけなと思ったけれども、私が来るときには、副知事から機構改革等があるから頼むと言われていたもので、別にそういう問題があるとは思っていなかったもので。そっちの方を私はいろいろやっていたもので、特に言われたんですけども、そう言えば知事さんに言われてこうだと示されたとき、ああそれでは知事後援会幹部にあのとき渡された文書というのをもっと真剣に考えてやらないといけなかなと思いました。だから私は、そのときにもうお前なんかだめだというふうに言われるかと思ったけれども言われなくて今日があります。

○柳田委員 ちょっと私の認識が違うのかもしれませんが、田中証人は、この呼ばれたときに、呼ばれた瞬間に怒られるなと思ったのですか。それとも、その現場に行ってから、改革案を出されているということがわかって、そしてそのときに怒られるなと、その現場で思い始めたんですか。それとも電話を受けたときにそう思われたのですか。

○田中証人 現場に行っこれを示されたときに、ああこれ俺がやらないといけなかなと思って、これは知事に言われてしまうかなと思いました。

○柳田委員 午前中の証言と違いますね。午前中は、田中証人は、この電話をもらって怒られるのだろうと思って自分を行ったというふうに証言をされていらっしゃると思います。ですので、ちょっと前の話でありますのではっきりしないのかもしれませんが、整理してお話いただければと思います。

○田中証人 この文書を見せていただいているときです。

○柳田委員 そうすれば、このときはなぜ、何のために知事に呼ばれたというふうな認識をさ

れましたか、電話をとるときには。

○田中証人 何で呼ばれるかよくわからなかったです。いきなり来てくれと言われたんですからね。それで、例えば部長と、監理課の牛越さんと私ですから、どういう意味か。うちの例えば職員のだれかを連れてこいとか、そうじゃなくて、牛越監理課長と3人で来なさいと。

○柳田委員 そのときに、これも証言を訂正されましたけれども、これは14年12月25日に田中証人は呼ばれるわけです。そのひと月前に、知事後援会幹部がつくったであろう文書というものがあるわけですね。その文書というものを、見たかもしれないなというふうに最初証言をされました。その後、私はやはり見ていませんという証言に変わりました。これはどういう理由で自分は見ていないんだという記憶の変化が起きたのか御説明いただきたいと思います。

○田中証人 お昼の時間に、12月25日と11月25日のものをよく比べてみたら、まったく同じような内容ですよ。それでは、いくら何でも1カ月もたたないうちに、この文書が、私、見た覚えがあるなんていうことになれば必ず思い出すのではないかと。だけど、一般的に、5月15日にもらったような書類、そのあとも何か政策秘書室からもらった書類があるかもしれないけど、私は今手元に何も無いもので、覚えがないけれども、これは絶対12月25日のことと同じことを書いてあるのに、1カ月もたたないのに忘れてしまうということはないと思って、これは見たことがあるかもしれないので、見たことが、これ、さっきは見たことが、これは見なかったと。そういうふうに、そっちの方が強いということですね。

○柳田委員 わかりました。またちょっと後刻触れられるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから最初のところで笠原証人にお聞きをしたいというふうに思います。これは私どもの百条委員会に提出をされた記録でございますけれども、13年12月28日から記されている、時系列で2月5日まで書いてあるものでございますけれども。実際、最終段階では笠原当時専務がお会いをするという、こういう形になるわけですが、この文書はどなたがおつくりになって、笠原証人はこれ、この時系列のものはごらんになっていましたか。

○笠原証人 ちょっともう昔のことですので、その当時この文書を、この時系列で整理したのを見た記憶がございません。何か今回初めて見たのかなと。これをだれがつくったのかも思い出せません。

○柳田委員 この文書は、下水道公社から知事後援会幹部に手渡された資料一式の中につづられているものでございまして。下水道公社で作成されて、下水道公社から私どもに提出のあった書類であります。

この中で、12月28日に下水道課から公社に対して、3通の問題について示された。これは

笠原証人、先ほどから御説明をいただいている3点についてでございますけれども。そのあと、公社で検討をされ答えを出します。それに対して、下水道課においては、1月8日に下水道課協議を行って、1月9日には、土木部長が協議をすると、理事協議と書いてあって、これ意味よくわかりませんが、部長がかかわっているんでしょう。1月16日には、政策秘書室の室長、それと猿田さんという方に下水道課が説明をしている。一業者が行った一意見にしては大変丁寧な扱いをしているわけです。そして、この1月30日のときに、この時点で初めて陳情者の確定ができたということですね。

1月30日に何があったかという、知事後援会幹部に3通の問題に対する解答を室長、下水道課長が回答をするということなのです。ということは、公社の行動ではないんですよ、これは、公社が説明したのではないのです。下水道課が説明をしたのです。にもかかわらず、公社がこの時点で初めて陳情者の確定ができたという表記になっています。これは下水道課と公社の中で密に連絡をとる中で、この一連の下水道課においての対応というものも、下水道公社として御存知だったのではないかと、私は推察をするんでございますけれども、いかがでしょうか。

- 笠原証人 この文書については下水道公社の方のつづりということでございますので、下水道公社として、下水道課の方からお聞きした内容について、これはあくまでも推測でございますが、担当者が書類を整理する上でまとめたものだというふうに思います。と言いますのは、1月30日のところに知事後援会幹部の名称の間違ひがありますし、ちょっとこれだれがつくったのかというのは、私はわかりません。
- 柳田委員 わかりました、どなたがつくったかわからない。それで、この公社専務と知事後援会幹部との打ち合わせ会議、この専務というのは笠原証人のことであります。このことを、私は電話があってお会いをしたということに関して不可解なものを感じています。その中で、本当にあれですか、電話が、その当時専務に知事後援会幹部から直接あって、電話をとって、約束をしてお会いをされたものでしょうか。
- 笠原証人 私が電話をとって、来たいというのを受けたように記憶しています。
- 柳田委員 その際に、下水道課もしくは政策秘書室と私は思いますけれども、今の流れから言うと、政策秘書室から直接指示があつたりはするわけではない。ならば、下水道課なのかもしれないけれども、下水道課の方から知事後援会幹部と会ってくださいと、会ったらいかがですかと、こういったようなサジェスションはなかったでしょうか。
- 笠原証人 そういう話は下水道課の方からはございませんし、政策秘書室の方からは一切私ども、すべて下水道課を通してのやりとりであったというふうに記憶していますから。
- 柳田委員 それならば、笠原証人が電話をとられて、自分が知事後援会幹部と、昔の話なの

で記憶がないかもしれませんが、知事後援会幹部とお会いすることを約束するわけですね。そのことをどなたかにお話になっていませんか。

○笠原証人 1人は立会いをお願いしました技術部長、それから当然私の行動を把握しております庶務の補佐か管理係長か、総務課長、その方に何月何日こういう方が来ますからということはお話をしていると思います。

○柳田委員 実はこの文書は、2月4日につくられた文書なのです。ということは、笠原証人が会う前の日につくった文書なのです。ということは、笠原証人がどなたかに言っていなければ、この文書というのは笠原さんしかつくれない文書です。それがどなたかにも言っているということでありますので、次の日の予定、笠原証人の次の日の予定を知っている人が書いたわけですね、この文書を作成したに違いないのです。その人のとらえ方というのは、一連の行動というものと、公社専務と知事後援会幹部の行動というものは一つの流れの中にあるものだという認識でいたと思います。だからこういう時系列で書かれたのだと思います。そのはずですね、そういうふうに私は理解するんですけども、そのとき笠原証人の受けとめとしては、以前からこういうものがあつた、実際には知事後援会幹部という者が働き掛けをしていることがわかつた。そういったものと一連の行動で、そのお話のためにいらっしゃるものだという認識されることが自然だと思つたのですけれども、いかがですか。

○笠原証人 ちょっとその辺の、これをつくられた方がどういう意味でつくられたか、わかりませんが。その当時、働き掛けというような理解は、私はしてはおりませんでした。

○柳田委員 わかりました、かなり前の話なので大変恐縮ですけれども、この回答の中で、それぞれ皆さんが知事後援会幹部から指摘を受けて、それに対して回答文をつくっているのですけれども、唯一答えていない質問があるんですよ。それは、13年度の下水道公社業務の見直し作業の中の最後なのです。知事後援会幹部の示した文書のペーパーの中に、以上のこと4点あるんですが、以上の見直し作業の進捗状況は随時報告することというふうに書いてあるんですね。これに対する回答というものは、公社は一切していないんですよ。文書には記述がないんです。どうしてないか記憶がございませうか、証人。

○笠原証人 直接私どもの方に提示されたものではなくて、下水道課の方から経由をされてきているということの中で、私どものつくった書類は、基本的には下水道課の方への資料というふうになっております。それで、今、お配りされているこの資料につきましては、下水道公社から下水道課の方に出された資料ではなくて、これは下水道課が政策秘書室に説明した資料ではないかというふうに思います。

○柳田委員 私どもが持っているのは公社から出た書類ですよ、このつづり自身が公社から出たものですから、公社であることは間違いのないのですが。今の話、言ってみれば、進捗状況

を随時報告すること、この報告する者というのは公社ではなくて、下水道課であろうと。下水道課にもともと来たわけだからとこういう理解なのでしょう、わかりました。

それで、この一連のことに関して私は不思議だと思っただけですけども。あとあとになって、田中証人は先ほども表現されていましたが、何かあったんだということを私は知らなかったんだということを田中証人はおっしゃいますね。私はこの実際に今、笠原証人がやりとりをされている内容、この下水道公社と知事後援会幹部がだれかわからなかったけれども、実際に知事後援会幹部だった、そのあと笠原さんがお会いになったということは、トラブルでもなければ何でもないと思っただけですけども。それが、田中証人は何かかつてあった、やりとりがあった、トラブルのようなものがあったというふうな認識でいらっしゃるわけですか。先ほどちょっとそういうふうな表現がありましたけれども、田中証人にお聞きします。

○田中証人 最初は何もないと思っていましたから。それで、あの文書も単なる1人の意見に過ぎないと思っていて、だから12月のときに、これは何かあったなと思って、知事さんからおしかりを受けると思ったんです。いずれにしろ、12月25日に知事に言われるまでは全然何もなくて、今、先ほどお話ししたように、全国の状況とか、私は外郭団体の見直しのためにいろいろな勉強をしていたし、初めてだったもので、下水道がどうなっているのか勉強をしていたもので、こっちの方は特に何もなかったんです。

○柳田委員 結局、何かあったんだなと思っただけですけども、田中さんは、何かあったんですか、笠原証人。

○笠原証人 この手紙というか、これをいただく前に、既に来年度の発注方針と言いますか、そういうのを既に下水道課と下水道公社の方で来年はどういう形で発注しようかという基本方針というものを決めてございまして。その方針に基づいて諸々の手続をちょうどこのころしている時期と重なっております。

それで、知事後援会幹部と2月5日の日に行き会ってお話したんですが、知事後援会幹部のしゃべり方というんですか、非常にやわらかいしゃべり方で、こうしろああしろということじゃなくて、私はこんなふうを考えているんだけれども、というような感じのしゃべり方でしてましたので、下水道公社の改革とか、その時点ではそこまでは頭が回らなかったと。むしろ入札のことについて、いろいろ言われているのかなというような程度でありました。

○柳田委員 そしてそれは、笠原証人は雑談だと受けとめたわけですね。もう一度確認です、お願いします。

○笠原証人 雑談のようなやりとりだったというふうに言いました。

○柳田委員 田中証人は、それを結局、そのときのことが結果的には尾を引いていて、自分が専務になった時代においても、何か影響を及ぼしていたというふうに認識をされていらっし

やるんですか。

○田中証人 そのころから、いろいろ公社の方へ何か意見を言ったりしていたんだなということです。

○柳田委員 その当時から知事後援会幹部がいろいろやりとりしていたんだなと思ったんですね。そのことは引き継ぎされていない。いつそのことを御存知になられたんですか。

○田中証人 実際に知ったのは今回の事件で、うちの職員が倉庫を調べたらこういう書類が出てきたわけですね。こんなことがあったのかと。

○柳田委員 ということは結局、今日に至るまで笠原証人とやりとりのあったことに関して、業務上何か支障を来したということはないんですか、何かトラブルがあったと思込んでいらっしゃるようですね。何かこの形の中で影響があったから、以前に何かトラブルがあったんだなと認識したのではないんですかと、私はお聞きしているんですけど、いかがですか。

○田中証人 例えば、名刺を交換したときに改革しなければだめだよとか、そういうふうに言われたのが、もっと私、今になれば真剣に考えなくてはいけなかったんだと。そのときに、こういうことがあったんだと教えていただければ、私はそんなふうに、例えばそんな話を知事にまで上げないうちに何とかできたんじゃないかなという、自分が何とかできたんじゃないかなというのがある。その間全然接触もなかったし、またきっと向こうが接触を求めているのを、私は全然そんなことも気づかないで全然済んでしまったもので、何かそういうことですごく、知っていれば何とかなったのではないかという、今になってこういう場が設けられたりするようになったときに身にしみて感じました。

○柳田委員 ということは、知事後援会幹部が働き掛けをしているということを知っていれば、もっと違う対応が自分にはできたなと思ったと今おっしゃったんですか、お願いします。

○田中証人 当然、私もこんな問題になる前に、何と言いますか、例えば政策秘書室長に、今なら経営戦略局長に相談したりして何とかなったのではないかなという。何も来ないよと来たのと、これは同じあのときの書類をもらっても、これはでは大事な書類で、このことをいつも頭に置いて仕事をしていかないといけないんだなということがあれば、何か対応の仕方があったのではないかと思います。

○柳田委員 では場面をちょっと変えて、今の青山出納長さんに呼ばれて行ったと。こういうふうになったときに、田中証人と出納長は非常に懇意の仲なんだとこういう話を伺いました。そのときに、あとあとになって、あれは知事後援会幹部というしなやか会の事務局長だったんだということをお話になった方が私は自然だと思うんですが。そういう会話は青山現出納長とはお話になっていないんですか。

○田中証人 そういう知事後援会ですか、その人とか、そんなことは言わないけれども、当然私が知っているものとして彼はもう話していますから。

○柳田委員 それは、青山出納長はそう思っているんですよ。でも田中証人はだれだかわからないんですよ。業界の人なんだと名刺を見て思っただけなんですね。それは青山出納長が思い込んでいたとしてみても、あの人はだれだったんですかと、何で私は呼ばれたんですかねというふうに聞いた方が、私はすごく自然なことだと思うんですね。

言ってみれば公社の専務という立場において業者と会うというのは、やっぱりデリケートな問題ですよ。そのときに、言ってみれば県の行政のかなりの中枢にいる方から会えと言われた。そして行ったら業者だったということに関して、不自然さを感じないのは、私は不自然だと思うんですね。不自然さを感じた場面においては、懇意である青山出納長に、あの席はどういう席だったのですかと聞いた方が自然だと思いますと、私は申し上げております。そのことに関して会話はしていないのですか、田中証人はお聞きにならなかったんですか。

○田中証人 特にそういう話はなく、ただ会って。例えばもめていれば、もめているというかそういうことがあればどうするんだとかいろいろ相談したと思いますけれども、青山さんも一言もそういういろいろ問題あるんだとも何も言わなかったし、それで、この人知事後援会幹部だよと言っただけで、何しろともこういうふうにしろとも全然言われなくて、ああそうですかと終わっていて。私もそのあと、そのとき文書をもったけれども、その文書は単なるこの人が寄せている意見だなと、一つの意見だなと思ってすごしてただけで。

○柳田委員 それはそのあとの、青山政策秘書室長と田中専務とそして知事後援会幹部が会ったそのあとも何もお聞きにならなかったんですか。知事後援会幹部にお会いになったときも、そのあとも何もお尋ねになりませんでしたか、証人は。

○田中証人 全然会うこともなかったし、青山さんの方へ何か言っていたかどうかはもうしようがないし、だから特に知事後援会幹部と私は接触がなくて、それだからどうも、その12月25日のことがあれで、今度見たときにこういう書類があって、何だそんなことがあったのかという。知事後援会幹部は私に何かいろいろ文句を言うとかそういうことは1回もなかったもので、特に。

○柳田委員 知事後援会幹部と会ったとか、会わないとかではないのですよ。青山篤司さんに対して懇意だとするならば、先日会った人は業者だったけれども、何で私を紹介したんですかねというようなことはお聞きにならないのかということをお聞きしているんです。

○田中証人 ありませんでした。

○柳田委員 非常に不自然であったのか、そういうことがあまり不自然だと、田中証人があまり感じられなかったのかもしれませんけれども、よくわかりません。

あとちょっと先ほどの証言の中で、平成14年5月15日あたりに、政策秘書室であったと、知事後援会幹部と。平成14年、今同じことです、同じ場面のことを言っているんですよ。平成14年5月15日あたりに3人でお会いをされたと言っている中で、その文書、S・Kと書かれた文書、これをそのときにも預かったかもしれないと。そのときの表現で、その書類がいただいた書類の中に入っていたかもしれないという表現をされたんですよ、田中証人が。となると、入っていたというのは、ほかにも預かったものがあったのではないかと私は印象として受けたんですが、そのとき何らかの書類を受け取ったり、あるいは渡したりというような場面はあったんでしょうか、お願いします。

○田中証人 先ほど申し上げたと思うんですが、さっきの文書は5月15日の文書になっていますよね。だから、5月15日に会ったかもしれないということで。だけどいつ会ったかというのは、もっと早い時期に会っているかもわからない、遅い時期に会っているかもわからないし、あの文書がそのときに渡されたのかもわからないし、あとで政策秘書室からよこされたのかもわからない。たださっき15日という文書があったから、それでは15日に渡されたとすれば、15日に紹介されたのではないかなと言っただけで。非常に私の記憶があいまいで、そのときに渡されたんだか、ただ、直接渡されたとすれば会ったときだと。そうすると、文書が15日だったら、その15日には会っているのかなというだけであって。本当にいつ、何月何日に会ったかというのがわからない。ただ、さっき持ってきて見せていただいた文書が5月15日だと。直接渡されたのなら、5月15日のその近辺じゃないかと。それだけど、本当に私はその当時ただ来て、この人が知事後援会幹部だよと言われただけで、ああそうですと終わっているだけで、特にそのあと何もなかったですから。

○柳田委員 すみません、ややお答えになっていないんですが。そのときに、文書の受け渡しというのはあったかなかったかお願いいたします。

○田中証人 そのときにあったか、あとで青山氏が私によこしたかというのは、はっきり覚えていません。だけど、私とその文書を私の手元にあったということは覚えていますが。それでそれを見たときに、ああこれは一つの意見にすぎないんだなと思って、ただこれを問題にしているいろいろやるなんていうことはないだろうと思っていました。

○柳田委員 すみません、場面を変えて。平成15年2月14日、知事に田中証人も呼ばれて、知事後援会幹部に相談してみたらどうみたいな形で記憶していらっしゃるわけですよ。このときも田中証人は、知事から提案を受けるんですけども、知事後援会幹部に会わないわけですよ。何で会わないのですか、お願いします。

○田中証人 先ほども言ったように、私の方からどこへどうやって電話をしてもいいとか、そういう、やっぱり会いたくないという気持ちはうんとありました。それで、こういう問題が

起きたというのも多分知事後援会幹部がいろいろ言ったので。それで何ですか、今回の件について相談しろと言ったわけではないんですよ。全体的なことについて相談するといよいよと言われただけであって、すぐ何かこれについて相談しろとか、あれについて相談しろとかと言われたわけじゃなくて、下水道のことは知事後援会幹部に相談するといよいよと、ただ一言あっただけで。緊急的に何か相談して決めなくてはいけないとか、そういうことは何もなかったもので。

○柳田委員 その場面で、下水道課の皆さんは、これがうわさに聞いていた知事後援会幹部からの結局は指示だったんだなということを感じるわけです。あるいは、いよいよ黒幕と言われていた人が出てきたなと感じている人もいらっしゃるわけですね。なぜかと言ったら、この皆さんとしては、非情に駆けずり回って市町村を回ってきた。できないんだという思いで、非情な思いで行っているわけですよ。そのときに知事が、知事後援会幹部に相談してみたらいいんじゃないですか、会ってみたらいかがですかというのは、そのことに限定されると私は思います。

一般的に、お茶を飲んでいて知事後援会幹部という人に会ってごらんと言ったら、それはおっしゃるとおりでしょう。しかし、そのことは鬼気迫る中において、もう下水道公社にしても、下水道課にしても時間がないんだと。その中において報告に行っているわけでありますので、これはやはりそのことを限定したと見る方が私は自然だというふうに思います。

最後にお聞きをさせていただきたいというふうに思いますけれども。先ほどお話になった、会いたくないと思ったという表現がありました。そして、きょうの証言の中に、下水道課の、2月14日の場面において、知事後援会幹部がお手伝いをしていたんだなと感じたということもお話になりました。ということは、手伝いをしていた人、これが業者であるということがわかった。そして、田中知事の幹部であるということはそのときもう既にわかっている。そのときに会いたくないなと思ったということに関して、一連の動きがおおむねわかってきた。ああそういうことだったのかと思ったときに、証人とすれば、どんな心境でそれを受けとめていらしかったのか、お聞きをしたいと思います。

○田中証人 私はよくわからなかったけど、これほどまでに口を出しているのかなと。

○木下委員 どうも大変お疲れでございます。私の方は1点だけちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。それは県内企業の状況についてお伺いをしたいと思うんです。この1月から2月にかけて、15年ですか、ずっと市町村を回って、そして市町村の方からも大変な、それは県の提案に対しては問題があるということであったわけなんです。それで、特に私のお聞きしたいのは、広域化している中で、そういうものを分割してまで県内企業を優先するよ

うなシステムをつくっていかうと。そういうことについて、市町村が反対した理由の中に、県内業者では非常に不安だと、こういうことを言っておりまして。そのことについて、皆さん方もごもっともだというふうに思ったんだろうと思うんですけども。

どういう点で、その市町村が心配しているとおりに、県内業者を優先して県内業者に仕事を出そうとしても、県内業者がそれまでに背丈が伸びていなかったと。それを県内業者が県外業者を排除して、あるいは随意契約とか、随意契約という意味は県外業者を排除するということの意味だと思うんですけども。ジョイントも組まない。県内業者だけで分割をしてやっていると、そういうことにはなかなか技術もついていかないし、それから陣容も問題があるだろうということではないかと思うんですけども。

その点については、まず下水道公社としては市町村の言うとおりにだなというふうに思われたのか。一番業者の状況を知っているのは、やっぱり下水道公社だと思うんですよ。それで、田中証人は事務屋ではありますけれども、そういう公社の立場ということからいけば、その県の考え方をもって市町村に説得もしなければいけないわけですから、そういう状況については、かなり承知した上で行かないと説得もできないわけですから。そういう意味で、公社としては県内企業のいわゆる実力と言いますか、地力性と言いますか、県内業者にやらせても大丈夫だとかいう考え方を持っていたのか。何も持たなくて、ただ行ったら市町村から指摘されて、たじろいでしまっただけなのか。その辺のまず公社としての状況は、県内業者に対する評価、そういうものはどんなふうにお考えだったんでしょうか。

○田中証人 例えば公社を通さないでやっているところでも、県内業者がやっているところもあるんです、大きな処理場でも。だからそういうことを考えたり、それからちゃんとした技術者をそろえてそれに耐え得るのなら、市町村も一緒に同じ土俵の上に乗ってやってもらえばいいんであって、だめならもうしょうがないということで。だけど一応県内業者の、あのときに調べたら、人数とか規模とかというと、できやしないかということはあるので、表面的に、資格的に見た場合あったもので、それではこれは県内業者にやらせてもいいんじゃないかという。それには公社がやっぱり指導していかないといけないと思いますけれども。だから、ただ資格、下水道課が決める条件ですか、入札の条件とか、参加要件に合えば、別に私たちはできるかできないかということは、私たちの口からは言えないと思うんですね。ちゃんと人もいたり、経験がある会社に向かって、県内業者だからいけないとかとは言えないもので。それは県の下水道課、県の行政の方針で、やっぱり県内業者にやらせてもいいんじゃないかということを決めてやれば、私たちはそれでできたんじゃないかと思います。

全部が全部じゃなくて、例えば県内業者がJVを組んでやる方法もあるんだし、いろいろあるんだから、それはもう頭からできないと決めるのはまずいと思いました。ただ市町村が

一番心配したのは、県内とか県外の問題ではなくて、業者が変わってしまって、今までうまくいっているものがここでストップするようなことがあれば困るという主張なんです。県内業者では嫌だとは言っていないですね。その辺をやっぱり、公社としても県内業者がすべてだめだということは言えなくて、登録の状況とかそういうを見ればできるところもあるんです。

○木下委員 先ほど石坂委員だったですか、この改革についての時期に問題、時期について認識をお聞きしましたですね。それで、そのときに田中証人は、人を減らすことはやらねばならないことだと、あるいは経費を節減することもやらねばいけないことだと。そういうことで、そういう意味ではタイミングとしては改革をやる時期であると、時期にもなっていると、こういうお話があったように思うんですけども。この2点について。

このタイミングという問題からいきますと、このときの改革については、1月、2月にそういうことを市町村へ話を始めて、実際にやるのは3月までに入札をして、そして4月から稼動していかなければいけないわけです。非常に忙しいわけですよ。それで、そういう状況の中で、今のお話ですと、県内企業でもその力があるようにお伺いしたんですけども、そういうことも含めて、そんな対応ができるのかどうなのか。そういうことについては、それはもう、市町村、県内企業が大企業でそういう陣容についてもある程度の余裕も持っていて、いつでも落札になったらすぐパッと切りかえができると、こういう状況ならば、それは市町村に対しても大丈夫だということが言えるだろうと思うんだけど。

説得に行ったのは、県内企業にさせていきたいと、こういうことで市町村を説得したわけですよ。ですから、そういう県内企業がそれだけの本当に切りかえもできたり、そして実力もあると、こういう状況であると把握されていたわけですか。

○田中証人 非常に難しいあれだと思うんですけども。専門的ではないもので申しわけないですけども。下水道課の方から指示が出たわけですけど、そういうふうによれと、それは上からおりてきた問題ですけども。広域を、だから割ってまでやれというふうに言われたけど、それは私たちとすれば、せっかく市町村と一緒につくった広域なんですけれども、だけど広域を割ってまでやれと言われたもので、割ることによっては小さくなっていくから、県内企業でもできるというような考え、それは広域を割るなんていうことは非常に、下水道課長さんも反対したとか、おしかりを受けたような、実際には私も広域ができた経過を見ていった場合に、せっかくつくったものを壊してまでというような、非常に難題だと思いました。

だから、例えば今言った上伊那広域、伊那の広域とか、小諸を2つに割れと。割れれば、確かに県内企業も入れるかもしれない。だけど、その両方を持って行って、割るのはとんで

もないじゃないか、県がやっておきながら。それから、県外でも県内でも関係なく、俺たちは業者を変えてもらっては困るんだと、今の業者じゃなくては嫌だよと言って。それでももう公社へは頼まないと言われたような。しかし、下水道課とか私たちとすれば、非常に無理なことを言われたけど、命令だということになれば何とかやらなければ、もうどうしようもないと考えました。何とか公社と下水道課で一体になってやらざるを得ないのではないかと。私は実現はもう最初から非常に難しい、困難だというふうには思っていましたけれども、強く言われたものでやらざるを得なかった。

○木下委員 今お話をお伺いいたしまして、率直なところだろうと思うんですね。それで、そういうことの裏づけにもなると思うんですけども、このことについての公社の意見というのが、平成15年1月29日付で書類が出ております。これは公社がつくったものなのか、下水道課がまとめたものなのかわかりませんが、その中で、ちょうど該当するところがいくつかありますけれども、その一部分だけ読んでみますが、「5広域すべてを県内企業が維持管理することになり、該当する市町村は、自分の終末処理場の維持管理を今までは規模の大きい県外企業に発注していたものが、規模の比較的小さい県内企業に発注することになり、終末処理場の維持管理に不安を感じることから」、これは要するに県内企業に発注するという、そういうふうに公社の皆さんも言っているわけなんですよ。それでそういうことになって、「終末処理場の維持管理に不安を感じることから、下水道公社に一括管理を頼まず、みずからが県外企業に発注すると判断することが予想される」と、そういうようなことで、「この5広域、7単独の県内の下水道終末処理場を、県内企業の現在抱えている技術者で維持管理することは数的に不足を来し、難しいと思われる」と。こういう公社としての意見を出しているわけなんです。だから数の上からも、それは難しいと。そういうことで、公社としても、この1月29日の時点では、それは難しいと。今の県内企業では無理だと言っているんですよ。

だから公社としては、県内の企業の実力では無理だともう考えていたということは、これ文書になっているんですが。そういうふうに理解して、公社としての考え方ですね、そういう認識であったと考えていいわけかどうか、その辺をまず確認させていただきたいと思います。

○田中証人 私もその文書をいつの段階で出したか覚えがないので、今回のあれで、多分うちの職員が平成15年に出したと思うんですけども。いずれにしろ、命令というか、あれなんですよ。例えばきのうも出たように、下水道課長は、分割しろと言っているのに分割なんかは無理だと陰で言っているとか何とかといったように、そのようにもう本当に、下水道課の方で何か言っても、これはもう知事の決裁事項だとかいろいろ言われてしまっ

うもなかったような状況。だからもう我々も本当に、そのときの下水道課長さんの姿は、今、私も目の前に浮かんできますけれども、本当に一生懸命になって何とかしなければいけないと。それで、私たちも一緒にお手伝いしないとダメだと、もう本当にもうそのときの気持ちというものはもうあれです。本当にそのときはどうするんだというふうになっていると、そういう心境です。

○木下委員 よくわかりました。それで、きのうの矢澤証人も同じことを言っておりまして、そういう問題について私も質問した中では、その業者の状況を確認しているという気持ちのゆとりと言いますか、とにかく命令だからそれはとにかくやらなければいけないということだけであって、ちょっと今、そういうこともありましたけれども。

今のことで関連してもう一つお聞きしたいのは、公社としても、だからもう下水道課かはそんなこと、能力はあるかないか、そんなことを吟味する前にもう知事の命令だから、もうとにかくやるんだと。こういうことしかなくてやってしまったとこういうことでございますが。公社としては一応こういう考え方を持っていたということもあると思うんですけれども。

もう一つ、県内の企業自身は、それではお前さんたちやってくれと、希望参加型の入札をやるから参加してやってくれというふうに言った場合に、本当に受けられる考え方があったのか。そういうことについては、公社としては把握しているんでしょうか。県内業者の気持ちと言いますか、実力と言いますか、自分自身でその実力がどの程度わかっていたか、そういうふうには言え我々も頑張るってやれるとこういうことなのか。

ということは、議会としても県内企業の優先ということについては認めていたわけなんです、陳情に対しても認めていたと。ただ、やり方とか時期とか、それでそんなことを言っても、今の状況では、すぐ1カ月後、2カ月後にそれをやれとこういうふうに言っても、そんな実力もないし、企業自身もそんなことを言われても困ると。もう少し時間をもらって、自分たちもそれなりの実力をきちんと持って、そしてその仕事を受けられるような体制になったら、そうしたらやらせてもらいたいと。こういうことだっただろうと、私は推測するわけなんです。そうしないと、このときの状況ですぐやれなんて言ったって、とてもできるものではないと。

ですから、そういう推測のもとに、公社としてはある程度業者と接点があるわけですから、そういう業者自身の考え方、気持ち、そういうものを把握しておられたのではないかと思います。そういう尋問をさせていただきたいと思いますが。

○田中証人 そのときに、基準の見直しを少ししたわけですよ、もっと入りやすいように。そうすると何社かが参加可能になるんです。それはその実力ということじゃなくて、資格的に見て参加できるそのものが、私たちの公社、あんなところは力がないからだめだとかとは

言えないんです。経験がなくてはだめです、それからこれだけの技術者がいなければだめです、それではこのそろえられたのは県下に何社あるというときに、数の上でいけば、4広域だか5広域だかをやれと言われたときには、数の上ではできるんです。それに公社があつた企業がだめだからなんていうことは言えないと思うんです。きちんと県へ登録してあつて、それで下水道公社が指名するこういう条件で入札をやりなさいと、そこへ合えば別に私たちはだめだとか、いいとかというのは私は言えなかったと思います。だから数の上では、やればできたかもしれません。ただ業者さんたちが自信がなくてやらないとか、また中にはほかのところをやっているけれども、もっといい場所へ出ていきたいという人もいたかもしれないもので、やっぱり私はチャンスを与えてやるのもいいことではないかとは思いますが。

自分で、例えばうんと山の方のやつをやつて、もっと今度は違うところへ行つてやりたいという業者さんだっているかと思うんですよね、資格があつて。だからそれを全然もう最初から排除するというのは、私はちょっと問題があるんじゃないかと。議会の方でも、できるだけ県内業者と言われているし、知事も県内のことは県内という大前提でやっていたもので、私たちも何とか入れるものなら県内の皆さんにできるだけやってもらいたいなという考え方でした。

○木下委員 公社がやれるやれないということを言える立場じゃないというお話が今ありましたけれども。だれに言うかということとは別に、実際にそういう制度に切りかえた場合に、業者の実態もわかっていないとそれは困ってしまうと思うんですよ。あとでこれ15年、16年、17年の問題も出てくるわけですけども。やってみたら、なかなか実態に合わないということもあつたんじゃないかと思うんですけれども、これはあとに譲りますけれども。実際にこれ、この短期間で切りかえてやった場合に、実際にできるのかなと。これ市町村がそのことを大変心配しているわけです。ですから、説得に行くには、やっぱりそれは大丈夫だよと、県内の状況もこういう状況だということを言わないと説得にはならないと思うんですよね。

しかもこの説得に行ったのは、最初に行ったら、知事に言われて行ったらそれはだめだと言われた。そして2月7日ころ、そういう状況の中で、また知事から何をやっているんだと、知事の命じたことを聞けないのかということ、また尻をたたかれてまた行ったわけでしょう、今度は理事者に対して。重ねて行ったわけなんです。それですから、それだけ行くにはやっぱり、緻密な田中証人にしては、ちゃんとそれなりの説得材料を持っていくということだろうと私は思いますし、それで業者の実態を掌握しないということは、数の上ではそういうこともできる数を持っている業者も中にはいたとこういうお話なんですけれども。そういう業者は数を遊ばせて余裕の人を持っている、いわゆる電気技術者それから機械技術者、水質管理の技術者、そういう者を持っている、この施設に対してはどれだけと、こういう基準

があるわけですね。そして、国土交通省の資格、県の資格、そして活性汚泥処理の資格、こういう3つの資格を持っていないといけないというものもあるわけで。そういう状況の中で、数があるということは、その数を持っている業者は、今もう既に市町村の施設や何かの処理をするためにそこへ充当しているわけですね。そして、さらに今度は分割して新たに広域や何かで、それを県内業者にまた割り振っていくということになりますと、その業者は今あるものにさらに上乘せして、その分を受けだけのそういう体制をつくらなければいけないでしょう、1、2カ月のうちに。ですから、これはそれを実際やるつもりがなかったから調べなかったのか、その辺も一つあるようですけども。

それは実際に説得をするには、やっぱりそういうことをきちんと掌握して、業者はどういう考え方でいるのかなと。これをやっぱり私は、今、ずっとお話をお聞きする中では、下水道課も申しあげましたけれども、一番は公社が発注するわけですから、そういうことができるかどうかという、業者の吟味というようなこともやるべきであろうと思いますし、この1月29日に出して、そしてその翌日30日、31日には業者を集めて、きのうも服部委員も、きょうですか質問されましたけれども。県外41社、県内50社を集めて説明会をやっているわけですね。ですから、ゆとりがないとかいうことじゃなくて、県内業者50社も集めて説明するわけですから、本当に皆さんどうなんだと、このぐらいのことは聞くのは当たり前のことだろうと思うんですね。

どうしてそういうことを聞くかということ、このときのこの改革が、県内の業者が本当に望んでいたことかどうかと。そうじゃなくて特定の人が出したことだけなのかね、県内業者が本当にそういうことを望んでいてこういうふうになってくれと、こういうふうに出したのかと。この辺を知りたいための尋問なんですけれども、その辺も含めてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○田中証人 県内業者にやらせるというのは別に公社が決めたわけじゃなくて、下水道課の方から県内業者にやらせたいという、それで理由としては議会でも陳情が採択になっているし、ぜひということであって。我々としては、それをだめだという、ただそうなった場合には、私は公社の人員をふやしてもらって、公社が苦勞をするかもしれないけれども、行政側でそう言うのなら、私はそれを言おうかと思っていました。実際そうなるんだったらね。だけどならないで終わってしまいましたけれども。本当にやって、なれないというか、業者さんがやるようになれば、公社はそれだけ苦勞しなくてはいけないという覚悟はして、県からの派遣の職員もふやしてもらわないといけないだろうなということ、もう私は考えていました。

だから、陳情があつたりいろいろしたもので、それは参加したいということで意思表示があつて、下水道課がその方向に持っていったと思います。

○清水委員 どうもお二人ともお疲れ様でございます。大変時間もたってきました、お二人ともお疲れだと思いますが、テンポよく進めたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思えます。

先ほど柳田委員の尋問に、2月14日の話が出てまいりました。2月14日に田中知事から、知事後援会幹部と相談するようにと、その辺はいろいろニュアンスが若干あったんでありますが、田中証人は、そのことについては、私は相談しなかったとおっしゃってありました。その折、会いたくないからというふうにおっしゃいました。先ほど同じような質問された方もお見えになりました。そのときは、どうせそれは会って話をしても、もう決まったようなことだろうから、私は関係ないんだというふうにもおっしゃってありましたが。その辺をもう一回お聞かせいただきたいんですが。

○田中証人 先ほども申し上げましたように、緊急的に相談することとか、そういうことはもうなかったわけですね。もう具体的にそのとき問題になっていたときのことはもう既にすぐ解決されてしまったわけですね、方向づけされてしまったもので、もう相談して決めるも何も私はなかったし、あとはそれで部長さんの方からこういうふうに決まったぞと言われたんだから、もうそれに従ってやっていくよりは、私たちが決める、相談することなんか、特に県の方針を知事後援会幹部に相談して決めるなんていうことはないから、とりあえずは何もなかったと。

○清水委員 ちょっと、時系列関係が私よく理解できていないんですが。朝、小市部長さんと一緒に知事さんのところへ行ったら。アドバイスをもらう、相談したらどうかと言われた。そのときは何でかという、その前にあるんですね。広域で分割発注をするということを知事さんから言われているが、どうも現場へ行くとうまくいかないと。大変皆さんが困ってもう苦慮して苦慮して、本当に悩まれて朝飛び込んで行って知事さんに直談判をしたと。ちょっと今の話だと若干ニュアンスが違うかなと。大変困って行かれたんですね。別に答えがわかっていて、私はそれについて言ったというのとは違うんですね。その辺はいかがなんでしょうか。

○田中証人 非常に困ったから知事さんだめですよと言ったわけですがけれどもね。そうしたら検討しておく。そして引き続きそのこと、私はそのことには受け取らなかったけど、知事後援会幹部に相談するといいいんだよと、そのことだけじゃなくて、私はそういうふうにとっておりますけれどもね。そのことについて相談すればいいんだよとは、私は言われなかったけど、何か下水道のことであつたら相談すればいいんだよと言われただけで、私はもう、その午後だか何かに、もうこれはなかったことにすると、随意契約にすると、もう結論をそこで出されたもので、もう全然私は相談することも何もなかったから、お会いすることもなかつ

たと。

○清水委員 では知事室から出られて、そのときの意識として、これは別に知事後援会幹部に相談することはない、もう決まったことだと思ったんじゃないかと、あとでというか、もうその日の午後ですね、部長さんからそのことを証人にお聞きになって解決したんだよと。お聞きになったからもうこれは私がいろいろ言う問題でもないし、そう思っている間にはもうことが済んでしまったとこういう解釈でよろしいでしょうか。

○田中証人 それだし、私の方針を決めるのに私が相談するということは、県の方針を決めることですからね、公社が知事後援会幹部に相談するということは、必要はないと思っていました。それで、それはもう、うちでも困っているうちに、もう県の方からこうやるんだという方針が打ち出されたもので、これはもう解決したんだなと思ったんです。

○清水委員 大体わかってまいりました。では、知事後援会幹部と田中証人は、さかのぼること、5月15日ですか、14年の。これはおそらくとおっしゃっていた、それは事実だと思いますけれども。にお会いして、それは出納長さんの御紹介でお会いしたんであろうというような言い方をされました。それ以降、何回知事後援会幹部とはお会いになっていきますでしょうか。おそらく思い出せないとなれば、いくつかということになるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中証人 1度も会っていません。

○清水委員 もう一回聞きますが、5月15日、だろいいいです、それは結構なんですけれども。それから以降は会ってはいない。ずっともう、それ以来ずっと会ってないということですよ。よろしいですか。わかりました。

ではちょっとお聞きしますけれども、14年12月25日に、これもさっきお聞きになった方がおりますけれどももう一回お聞きしますが。下水道公社の改革案を知事のところへ部長さんと監理課長さんとお行きになりますね。そのときに、知事後援会幹部がつくった文書、改革だったものですから、行ったときに同じ改革という言葉が出てきたので、これは怒られるかなと思ったとおっしゃっていましたね。ところがそのときの文書を読んで、これはだれがつくったんだらうというふうに思われましたか。

○田中証人 だれかというのはよくわからないけれども、私たちは何か連絡、下水道課と連絡をとるときに、そこに政策秘書室の何々と書いてあるから、ああそれではそのことはあるけれども、その先はどうなっているかということは、私はよくわからなかったですよ。

○清水委員 そうすると、そのときの率直な気持ちは、怒られるかなと思って行ったら、怒られたわけじゃない。紙を、ペーパーを見せられて、これを検討してくれとこういうふうになされた。それで帰ってきたと。それで失礼ですけど、その知事後援会幹部との5月のとき

の話と関連する思いはそのときはもう全くなかったと。これはあくまでも知事の方から出されたペーパーだと、そういう認識だったということですか。

○田中証人 そのとき考えたことは、私たちが言われたことをやらないから、知事が直接出したという感じがしたもので。これはちょっと改革しろと言われたのに何もしなかった、お前がしないからだと言われるという心配がありました。

○清水委員 わかりました。それで、一つお聞きしますが、先ほどはないとおっしゃったんですが、田中証人はこの問題、ずっと5月の、御就任なさってから、今の立場になさってから、理事になってからですか、下水道公社に行かれてからですね、いわゆる政策秘書室、今で言えば経営戦略局ですけれども、こちらの方とは一度も会っていないという話を先ほどしましたね。青山現出納長に呼ばれて行ったことは別ですが、以来こういった経営戦略局の当時の政策秘書室、今出入りはしていないということでおっしゃったんですけれども、それは確認させていただきますが。

○田中証人 私が経営戦略局と直接つき合うようなことは一切ありません。すべて下水道課からの指示、何かお願いも下水道課にするだけで、下水道課が例えば経営戦略局に相談したかどうかもそれは知りません。すべて下水道課へお願いしました。

○清水委員 先ほど倉田委員の尋問の中に、政策秘書室からもらったものがいくつかあるというような発言をされているんですが、それについて確認をさせていただきますが。

○田中証人 最初の文書のことだと私は思います。だから、その文書が政策秘書室からもらっているかということは、青山氏を通してだと思えるんですけれども。それか、その名刺の交換をしたときにももらったか。そういう文書は私は見たこともあるし、持っていたこともあるということで、政策秘書室に直接呼ばれてこれやれとか、そういうことはないです。

○清水委員 それはわかりました。ただ、一つお聞きしたいのは、政策秘書室からもらった文書がいくつかあれば、それはもらった文書かなということはわかるんですが。政策秘書室とのコンタクトが全くないわけですから、直接政策秘書室から来た文書は、もし仮にあるとすればこの1点だけということですか。

○田中証人 多分青山氏からもらった分だと思います。

○清水委員 もう一回大事なところでお聞きしますね。しょっちゅう政策秘書室からいろいろもらってれば、その中で、きっとこれはいつかもらったものかなという記憶は確かにわからない。これはいたし方ないと思いますね。ただ、接触はほとんどなかったとおっしゃっていました。ということは、文書がおそらく直接来ることはなかったはずですね。にもかかわらず、この文書は政策秘書室から来たかもしれない、そのときもらったかもしれない、これはちょっとあいまいすぎるかと思いますが、いかがでしょうか。

- 田中証人 すみません、文書ってどの文書を指されますか。
- 清水委員 すみません、14年5月15日の文書であります。
- 田中証人 だから私が言っているように、青山氏のところへ行ったときにもらったか、そのときに青山氏があとでよこしたか、知事後援会幹部をそのとき紹介したときに、はいとよこしたか、その辺がよく覚えていないんです。
- 清水委員 ではもう一回確認します。青山さんのところに行ったときには知事後援会幹部がいたんですね。今、青山さんからもらったというのは、そのときに青山さんからもらったという解釈ですか、それとも全く関係ないときに青山さんからもらったとこういう解釈ですか、どちらでしょうか。
- 田中証人 どっちかです。本当に知事後援会幹部が私に手渡したのか、青山さんが私によこすと言ってよこしたのか。私が直接政策秘書室ですか、呼ばれて行って文書をよこされたとか、何かやれと指示されたことは一つもないです。
- 清水委員 ちょっと質問が悪かったのか、あいまいになっています。もう一回確認させていただきます。青山さんに会ったときに、知事後援会幹部から直接いただいたか、青山さんからもらっていただいたか、それは別として、その知事後援会幹部がいたときにいただいたか、全く関係ないときに青山さんからいただいたか。全く関係ないというのは、知事後援会幹部のいないときです。でも証人は確か先ほど政策秘書室の方へは行ったことがない、接触がないとおっしゃっていましたので、もらったとすればそのときではないかと思っているんですが、いかがでしょうかとこういう話です。
- 田中証人 だから、本当にいつ、その知事後援会幹部と行ったのは、さっき言った5月何日だかどうかもわからないんですよ。ただあの書類の日付を見ると5月何日だから、そのころ会ったのかなという、ただそれだけ申し上げただけで。政策秘書室からもらうということになれば、青山さん以外に私はもらってはいないわけです。
- 清水委員 では、聞き方を変えます。政策秘書室には数回行かれていますか。
- 田中証人 政策秘書室はそのころは行ってはいないと思いますね。私はだれのところへも、例えば近藤さんというお名前が出てきますけれども、私は知らないですから、会ったことないですから。
- 清水委員 とにもなおさずそれは青山さんとも会っていないという解釈でよろしいですか。当時ですよ、その一回会ったのは別ですよ。それ以外にはという意味ですけれども。
- 田中証人 青山さんとなら会っているかもしれません。
- 清水委員 すみません、ではそれはいわゆる県庁内の政策秘書室長ですか、当時は。そのときの青山さんの部屋で会ったんじゃないかと、全くプライベートか何かのときに会ったかもし

れないと、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○田中証人 青山さんの部屋はいろいろなことがあったりして、違うことでも行きますから、そういうときに渡されているかもしれないと。だから政策秘書室から出ているというものは、直接向こうからもらっているものは何もないです。だから、青山さんからもらうのも政策秘書室だということになれば、政策秘書室からもらったと。

○清水委員 それでは、また質問を変えますね。手元にあったというのはお認めになられていますね、先ほどから14年5月15日の文書が、それはいつからあったと思われるんですか。いつとわかれば、いつもらったかわかることなんです。それがわからないから、手元にあったと思うとおっしゃっているんでしょうけれども。大体いつごろからあったと思われるんでしょうか。もしよかったら思い出していただきたいんですが。

田中証人 ただ日付でいくと5月15日とか何とかと書いてあるから、そうじゃないかと思うだけで、私。具体的に、それではその5月15日に後援会の方と会ったということになって、会ったとはなっていませんし、4月から5月ごろ、名刺交換ですから、紹介ですから会って。だからそれがたまたま5月かもしれないし、それでそのときにももらったかもしれないし。それではなくて、青山氏に預けられたものを私によこしたかもわからない。本当にそれがわからないです。ただ、私がああ文書を見た覚えがある、私が持っていたことがあるけれど、自分で関係ないと思って処分はしましたということは言っているわけです。

清水委員 証人には非常に申しわけないんです、私、こういう口調でするので責めているように聞こえるかもしれませんが、決してそうではございません。委員長も、この百条委員会が始まる折に、別に罪人をつくらうという、犯罪者をつくらうという話ではないということで。逆にこうやって証人に来ていただいて、尋問を受けていただくということは、協力していただいていると私は解釈をしていますので、口調はちょっときついかもかもしれませんが、決してそんなことはございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。もう一回思い出していただければ幸いです。

それで、当然まじめな証人でございますので、その日の行動はその日全部メモかノートか、コンピュータの何かに入れるか、いずれの方法で記録はとってございませんでしょうか。

田中証人 私、ノートというものは持っているんだけど、一つもつけていないです。昔、私の上司が収賄罪で捕まったときにそのノートを徹底的にやられて、それ以来もう絶対持っていないです。県民手帳は毎年買うけれども、資料編しか使っていません。

清水委員 わかりました。そういう方も当然おられると、それは別に結構でございますけれども。ではちょっと今の、青山さんとの部屋の中のやりとり、これはひとつおきまして、ではもう一回戻らせていただきますが、今度は15年2月14日、小市土木部長さんと一緒に知事

室へ行かれたときの話ですね。知事の口から、決して悪い人ではないからアドバイスをもらったかどうか、相談したらどうか、これはいろいろな解釈あります。それは限定したこのことではなくて、全般にお聞きしたらどうだと、これは確かにそういう解釈をされたのかも知れない。これは証人のおっしゃることはそれでいいのかもしれませんが。一つお聞きしたいんですが、まずこの日は何の目的で知事室へ行かれたんですか。

田中証人 できないということで行ったんです。

清水委員 何ができなかったんでしょうか。

田中証人 知事から例えば広域は分割して県内業者にやらせるとか、そういうことを言われて我々がさっき言った市町村に回って、市町村はもうそういうことは聞いていただけませんよと、もう部長と要するに万歳しようということで、私と部長で、その日は知事が飯田へ行っていました、確か。それでお帰りになるのを、もう時間がとれないというもので、お帰りなるといって時間を見ていて、知事室の入口で待っていて、知事さんにそれを渡してもうだめですよと。そうしたら知事が検討しておくよと。それでその今の知事後援会幹部というようなことは言われたんです。私は、それではすぐ検討して返事があると思って、私は下水道公社ですから土木センターへ帰る、部長は自分のお部屋へ帰っていく。その日はそれで私は終わったと思ったら、午後になったら部長がこういうふうになったぞと言って、それでは解決したんだ、よかったなど。

清水委員 一つそこで問題なんです、困って行ったんですね。何とかしてほしい。そうしたら知事もこういう人がいるから、そこで知事後援会幹部はいい人だという話も出てきますけれども、この話は、前段の話は、知事後援会幹部は全く関係ない話ですよ。分割発注をするという知事の方針を現場に説明に行ったら理解をしてもらえない、弱ったな、何とかしてほしいという話に行ったら、知事後援会幹部はいい人だ、相談してみろという話になって、これはどういうつながりがあるんでしょうか。その会話の中に欠けているものがございませんか。

田中証人 だから先ほど私が言ったように、ここまで彼が口を出していたのかなという感じがしたんです。

清水委員 そうじゃなくて、それはいいんです。それは証人の感想ですから、それはそのとおりだと思います。ただ話の流れをお聞きしているんですが、困った、知事に何とか考えていただきたい、知事後援会幹部はいい人だと急に出てくるわけではないですよ。何かのこう流れの中で出てくる。例えば知事後援会幹部はいろいろこういうことに造詣が深いから聞いたらどうだと言ったのか、それはわかりませんよ。わかりませんが、何かあって知事後援会幹部という名前が出てくるわけですよ。そうじゃなければ、話に行っている内容と知事後援

会幹部は全く直接、表向きは関係がない話ですからね。それはいかがですか。

田中証人 私も不思議だと思いましたよ。検討すると言ったんです、知事がその場で。では検討すると言って。そしてそれで検討してくれると言うもので、私たちがだめだということを検討してくれると思ったんですね。そうしたら知事さんがそこに付け加えてというようなことで言われたんです。

清水委員 ではちょっと整理させていただきますね。知事がおっしゃられて、3人で飛び込まれてきたと、本当に血相を変えて飛び込まれたとおそらくそういう格好だと思います。そのときに話をしたら、知事がでは検討しようと。そこまではいいんですね。そうしたらポツと知事後援会幹部は悪く言う人もいるけどいい人なんだよねとこうきたわけですよ。いろいろな意味で、これはいろいろな意味でというのはおそらく証人のお考えでしょうけれども、相談したらどうだとかこういうふうになったんですけど、そのときに何の違和感もございませんでしたでしょうか。そのときはそのまま、ただ変だな、ここまでかかわっているのかなという、さっきおっしゃっていますけれども、それだけだったんでしょうか。もっとこれは深いものがあるかな、そんな思いもあつたんでしょうか。

田中証人 深いものというか、だからこういうふうによれと知事の指示ですね。それはやっぱりそこまで知事後援会幹部が知事にあれしているんだなというふうに考えました。

清水委員 それではちょっと話戻りますけれども。知事は広域の分割発注の事を持ち出しますね、それは前ですよ、もちろん前ですけども。そのときにあまりにも拙速に、とにかく何とか15年度からやるみたいな話になってきまして、皆さんは右往左往して県内中走るわけですけども。この分割発注という発想をお聞きになったときに、そこには何か感じるものはございませんでしたか。これはどういう考えにあるんだろうと。もちろんいわゆる大義名分は県内業者がとれるようにということになってはいるんですが、当然今まで下水道公社また下水道課の流れは、できるだけ大きいものを見てコストを下げようという格好で来たわけですから、その辺の流れと一気に逆行するわけですね。そのことについては、何のお考えもありませんでしたか。

田中証人 分割発注と知事に言われたときには、それは市町村と相談しなければもう絶対だめなことから、それはもう絶対無理だと私は思っていました。ただ、私が言っているように、私たち公社は特に知事に何も言われているわけではないですからね。下水道課が知事にがんが言われていたんですから、公社は直接言われているわけではなくて。だから非常に私も無理なおっしゃるなというふうな。実際に私はやってもこれはうまくいかないだろうとは思っていました。

清水委員 わかりました。ちょっと質問を変えます。上田千秋さんという方は御存知でしょ

うか。お二人にお聞きしたいと思います。

田中証人 下水道あり方検討委員会の方の何かお勤めしていて、私たちが研修で来ていただいたりして、それで今度生活環境部へ私たちが移ったわけですね。あの人は環境に詳しい方で、いろいろなことをお願いしたいということでお手伝いしてもらっています。

笠原証人 私は存じません。

清水委員 では田中証人にお聞きしますけれども、位置づけはどういう位置づけですか。

田中証人 顧問ということで、1週間に2回来ていただくようお願いして、それで実際に流域のことを面倒見てもらったり、今度公社は生活環境部へ移ったもので、私はそういう面から公社を今度は育てていかなければいけないと思ったので、みんなで相談して、ではお願いしますということです。

清水委員 ちょっとお聞きしますが、この方は現在経営戦略局にいる方ではございませんよね。

田中証人 おいでになったけど、その人は何か10日間ぐらいしか向こうにはお仕事がないようなので、あとの10日間ぐらい、うちで面倒見ていただけますかということです。

清水委員 すみません、経営戦略局に籍がある方ですかというふうにお聞きしていますがよろしいでしょうか。

田中証人 籍が今はないと思います。

清水委員 ではいつからいつまであったんでしょうか、籍が。今はないなら過去あったはずですから、いつからいつまであったか、知る範囲で結構です。

田中証人 多分あり方検討委員会が設置されている間だと思います。

清水委員 ちょっとまたあの方に質問を譲りますけれども、一応16年度の下水道あり方検討委員会では、所属 経営戦略局、職名 事務局長、氏名 上田千秋とこうなっているんですね。この方は、実はある方の紹介か何かでおそらく皆さんにされているかと思うんですが、どなたが紹介されたか覚えていますか。

田中証人 よく知りません。ただ、私たちが研修会でお願ひしたり、非常にいいお話をさせていただいたもので、それで私たちもぜひああいう人をアドバイザーにほしいということでお願ひしたら、経営戦略局の方は月何日としか決まっていない。では残った方をうちの方でお手伝いしていただけますかと言ったら、本人はいくらでもお手伝いしてあげますよということで、お願ひしました。

清水委員 では、この方はどなたの紹介で下水道公社へ、皆さんがお知り合いになったか、また出入りするようになったんですか。

田中証人 私の知ったのは研修会をやるうとしたときに、うちの係員かだれかが、上田さん

にいろいろお話してもらえばいいじゃないかとなって、それで知り合って、それで職員にも研修会をやって非常にためになるお話をしていただいたし、そういう人がいるから、ではこれから環境のことをやらなければいけないからということで、みんなで相談して。

清水委員 申しわけございませんけれども、その職員、田中証人にそれを紹介した職員、お名前を教えてください。

田中証人 職員と言いますか、紹介というか、うちの職員が上田さん、だからあり方検討委員会にもうちの職員は傍聴に行ったりしていますよね。そのときに上田さんという人を研修会の講師に呼べばいいではないかということで、それで呼んだのだと思います。だからだれかに紹介されて言ったのではなくて、自分たちであの人に来てもらえばいいと。私もそういうことならちょっと聞いてみようかと言ったら、いや向こうの勤めは何日あるんで、あとは公社の方のお手伝いをしてもいいですよということでお願いをしたんです。

小林委員長 質問中ではありますが、清水委員はそう言って田中証人に教えてくれた職員の名前をお聞きになっているわけです。それにお答えください。

田中証人 多分そのときの管理係長かだれかで、計画したのは、職員が計画してくれるわけですから。

清水委員 ちょっと一つ確認します。あり方検討委員会で入られている講演会に下水道公社の皆さんが出かけていったら、たまたまいい講師の先生なので、我々も1回話を聞いたらどうだとかいう流れでおつき合いが始まったというような話だったのですが、それは間違いないでしょうか。

田中証人 それまでは私、上田千秋さんという人を知らなかったもので、それで今のプロパー職員の研修会のときに講師ということなら、うちの職員があの人ならいいとセットしてくれて、それから私もおつき合いが始まったということです。

清水委員 くだいようですけど、そうしてもそのお名前が知りたいんですね。行って、これはいい話だと言った、別にその責めるわけではないですが、その方にもどうしてもお話を聞きしたいなと思いますので、できればもう一回よくよく考えて、その課長さんか、技術課長さんですか、だれかわからないとおっしゃっていましたが、だれだか、すみませんがどうしてもこれだけは聞きしたいんですが。

田中証人 多分管理課長だと、研修会のときですから管理課長ですね。現在、排水対策室長の松沢が多分講師として頼んだと思います。

清水委員 それでは一応話は松沢さんから入ってきておつき合いが始まったという解釈をしてよろしいかと思うんですが。上田千秋さんは、田中証人に、今あっちの方で10日ほど仕事があるという話をされたとき、それをもうちょっと詳しく、あちはどこですか。あっちと

言っているのはどこなんですか。それからそれはどういう仕事をしている、またはどのような関係の業務をしているというような話はされておりますか。

田中証人 そのときに言われたのは、上田さんはあそこの事務局ですか、何かあり方検討委員会の。それでそれは月何日と決まってしか行かないようになっている、予算的にね。それでその契約が何日となっているので、あとはあいていますからと言ったから、私たちはそれではいろいろお願いしたいねと言ったら、ではそのあいている日ならいいですよということを言われて。そうすると週2回ぐらいお願いして、では来ていろいろ教えてもらったり、職員の相談に乗ってもらったり、私も環境のことを少し勉強したいし、お願いしますということです。

清水委員 わかりました。ではちょっと話をまた全体の話させていただきますけれども。今、下水道の当然お仕事をされていまして、全体に、先ほどもちょっと話がございましたけれども、その改革が、いろいろな入札制度の改革が始まってきて、15年、16年、17年、ちょっと私に言わせれば混乱があったなと思うんですけれども。今のお立場でおられて、今のこの改革の進み方、下水道公社の改革の進み方、またはこの事業全体の流れ、率直にどういう御感想をお持ちでしょうか。最後にお聞きしたいと思います。

田中証人 どっちかというと私が見ているのは、今までに割と資金をためてあるわけですね。だけど使うときはやっぱり使わないといけない。今の時期に使った方がいいんじゃないか。ただためておいても、職員が退職するとかそういう積立金はきちんとできているし、特に今土木の仕事がなくなってくる。流域の仕事がやってくる。そうすると職員研修をして、土木の職員が流域の仕事ができるよう持っていきたいと。それが今で、そういうときには私はお金をそっちの方へ使ってもいいのではないかと。ただ貯金して置いておいてもしょうがないので、使うときは使い、だから市町村がもしあれでも値上げなんかしないで、とりあえずはこの市町村が財政的に困っているときには、できるだけ貯金などしなくて、値上げしなくてもいいように、貯金を何かそんなにためる必要はないんじゃないかとそういう私は考えて、使うときは使った方がいいという考えです。

毛利委員 私の方からはまず笠原証人にお尋ねをしたいと思います。平成13年末に3つの文書が出されまして、それは「下水道公社技術援助業務費の値上げ要求」というのと、「北佐久広域事業所での下水道公社とN社の問題」というのと、「13年度下水道公社業務見直し作業」という文書が出されて、これは私どもちょっと読んでも、質問と思えないわけですが。これについて、翌年の正月にかけて回答をおつくりになったわけですが。この文書は、出し主、下水道課からいただいたということは御証言いただいておりますけれども、だれから出されているものかということは御存知でしたでしょうか、その当時です。

笠原証人 12月28日、この文書をだれが持ってきたかということについては聞いておりません。聞いても政策秘書室の方からいただいたということで、事実関係を調べて回答してくださいというふうに言われました。

毛利委員 きょうの御証言の中で、これは今となっては、今話題になっている知事後援会幹部から出されたものだということですが、2月5日に初めて笠原証人は電話をいただいて知事後援会幹部と打ち合わせを公社で持ったと。そのときに自分で田中知事の後援会の幹部だと言ったと。そして名刺の交換もなされた。そしてそのときに、12月28日の文書は自分が書いたものだと言ったということなので、この流れを見ますと、回答を一生懸命書いたときはだれのものかよくわからなかったんだけれども、2月5日になってその話の中でわかったということによろしいですね。

笠原証人 私がこの文書をだれが書いたかというのは、本人から聞いたときに確信をしたということでございます。

毛利委員 どうもありがとうございました。今の問題は結構でございます。次に田中証人にお伺いをいたしますが、今、清水委員の方から全体的な公社の改革のことで尋問がありまして、そのお答えの中で、特に公社の業務にかかわって積み立てておくよりも、市町村が大変なんだから少しでも市町村に低額で管理委託業務というか、できるようにした方がいいんじゃないかというふうに思っておられるというふうにおっしゃったわけですが。私の方からもっと全体的な長野県下の下水道公社全体、事務事業ということだけではなく、全体の中での中でちょっとお伺いしたいと思うんですね。

先ほど来お答えいただいていることの中では、平成15年1月から2月にかけての改革は、非常に性急なものであって、しかも実際問題として、期日も短いし、分離発注というようなことで、市町村固有の事務に対して分離発注をしるというような無理な要請もあって、これは無理があったということは御証言いただいているとおりですが。1点御確認させていただきたいんですけども、大きな流れとして、先ほども県議会でも地元業者に仕事を受けてもらったかどうかということで陳情があったことについても、それを採択しているというようなことがあって。全体的には地元業者をできるだけ育てながら事業をやってもらうというような配慮をすることや、あるいは公社全体の改革も必要な時期に来ているという認識についてはおありだったかどうかということなんです。先ほどは公社の積立金との絡みでお話があったんですが、どうでしょうか。

田中証人 積立金をふやすというか、そういうことよりも、今市町村は非常に財政的に困っているもので、そういう値上げをしないように、公社がとりあえず赤字になっても私はしようがないじゃないかと思っています。だから、今の積立金を崩してまでというのではなくて、

どんどん積み増してまでいく必要はないのではないかと。多少赤字になっても運営して、もっと市町村が合併したりいろいろしていけば、それから今問題になっている、私たちが下水道課へ常に言っているんですけど、市町村が技術者を置かないで民間業者だけに処理場を運転させているわけですけど、これは法律違反なんですよね。それだからそういうことをやっぱり公社に、自分で人を雇ってやるより公社へ頼んで公社がお手伝いした方がずっと安上がりですよとできたのが公社なんです。だからそういう意味で私たちは、今一番不満を感じているのは、頼まないでやって、法律違反をやっているまま放っておくというのが非常におかしいんじゃないかと私は思って、常に言っているんですが。その法律があるから公社ができたのに、だからその法律を守らなくてもいいというならもう公社は本当にいらないので。

ただ、今、国から打ち出されているのは性能発注と言って、もうほとんど民間でやらせなさいと。そのかわりにちゃんとした監督機関というか、評価する機関をつくりなさいと。だから公社はそれに今変わろうとして努力しているわけです。そうすると、今、何人がついて毎日その業者さんの監督をする必要がなくて、例えばひと月に1回行って仕事の状況を見たり、それから毎日の帳簿がつけてあるかどうかとか、こっちで注文しているとおり機械を運転しているかどうかということ、やっぱりチェックする機関、そういうものをつくりなさいと言っているもので、私たちは今それに生まれ変わろうとして、できるだけ浅く広く公社は仕事をして、その自分たちの生きるための運営費を得ようと今そっちの方向へ持っていこうと、私は考えております。

毛利委員 今の御証言についてはありがとうございました。もう1点確認させていただきたいわけですが、国全体の流れとしても、いわゆる仕様書発注から性能発注ということで流れがシフトされているということの中で、地元の業者を育成するという点では、公社としても大いに技術指導もしながら対応していくという意向を持っていると、そういう全体の改革の方向を持っているということで御確認させていただいていいですか。

田中証人 県内の育成ということは、前の専務さんがやられたように、県外業者とJVを組みましょとやってきたわけですね。そうしたら、その15年だか何か県のあり方の中で、JVはいけないと、下請でやりなさいと。それに対して非常に県内の業者さんも県外の業者さんも、下請よりやっぱりJVの方がお互いに責任も持てるしいいじゃないかという御意見は出ていました。だけど県の方針としてそうやるんだからしょうがないと、その当時はそうだったんですけど、新しい、JVを認めてというような県の方針がまた変わって、今年は、17年はそうやったんですけど。だから下請という形だとなかなか無責任だからJVにしたいというのがあれで、それによって県内業者を育てていきたいというふうに考えています。

毛利委員 どうもありがとうございました。新しい見直しの中では、JVの組み方としても県内・県内ということもありますし、県外と県内ということもありますし、あるいは県内の業者が1社で請け負うということもあるということの流れの中で、今進めつつあるというふうになっていると思うので、その部分をそう受けとめさせていただきました。

あと、この間の改革の流れの中で、特に知事の、あり方についてということで指示された部分で、平成15年の初頭ですね、本当に先ほども下水道課長のありさまを見ていけば本当に一生懸命飛び回って、職務命令なのでそれに沿うようにということで一生懸命やったけれども、とても無理だったというお話がありました。ああいう急激な、しかも分離発注というようなことをどうしてもやれということは無理だけれども、全体的な改革の流れというか、改革はしていかなければいけない時期に来ているという点では必要だと感じているということではいいのですか。そういうことで確認させてもらっていいですか、全体の流れということでは。

田中証人 本当に今は変わるときです。だから分割発注がいいのかどうか、今一番取り組んでいるのは、市町村との関係ですね。市町村がどういうふうにお考えになっているのか、今たたき台をつくっていきまして、それから市町村にこれから相談して、それで市町村がいいように私たちはやろうと。それから県のやつは、県がどういうふうに流域を持っていくのか知らないけど、県にお願いして公社がかかわれるようお願いしたいと。もうどこの県もそうですけど、流域を運営するために公社ができています。長野県だけが市町村にも手を出しているわけです。本当はほかの県みたいに流域だけやっていたら楽なんですけど、長野県は他県に先立っているいろいろなことを考えて、市町村のためを思って市町村と県でお金を出し合っただけの公社ですから、できるだけ市町村のためにお役に立ちたいと思っていますから。

小林委員長 ここで15分間休憩をとらせていただきます。

休憩時刻 午後6時

再開時刻 午後6時18分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

宮澤(宗)委員 大変、朝から長時間に渡ってご苦労さまでございます。お疲れだと思えますけれども、もうしばらくお願いをいたします。

笠原証人にお伺いしますが、平成13年頃、下水道課から公社に来て、12月28日暮れ、仕事納めのころですかね、そこで、検討事項3項目の内容等を持ってこられた。こんなことで、

それからこれは知事への手紙として伺っているというようなお話でしたが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

笠原証人 はい、そのとおりです。

宮澤（宗）委員 そのときにどんなことをお感じになられたか、あるいは下水道課の方から言われたということですが、だれからということは記憶に呼び起こせない、だれにおっしゃられたのか。

笠原証人 下水道課からは政策秘書室の方からいただいたと。だれからということは、話はありませんでした。ただ、そのときにどういうふうに思われたかということなんですが、内容的に見ますと非常に現地の細かいことまで御指摘になっているから、この事実関係をまず調べるのが先決ではないかなというふうに感じました。

宮澤（宗）委員 下水道課は政策秘書室からということですが、そのときの下水道課の職員はどなたが笠原証人とはコンタクトをとられましたか。

笠原証人 ちょっと、私どもが呼ばれていったのか、下水道課のだれが持ってきたのか、私が直接受けたのか、ちょっと記憶が定かではありません。ちょっとわかりません。

宮澤（宗）委員 そうするとそのときは、知事への手紙ということのみで、どなたが出された手紙であるのか、そういった内容については一切おわかりになりませんでしたか。

笠原証人 知事への手紙ということを下水道課の方が話をしたのか、ちょっとそれも記憶はありません。私がこういうものを政策秘書室の方から来たということを知ったときに、そういうふうに1人で思い込んだかもしれません。ちょっとそこら辺のところは、言った、言わないはちょっと記憶にありません。

宮澤（宗）委員 そういった知事への手紙というようなものを通じながら、知事後援会幹部が2月になって、1月ですか、いずれにしても下水道公社の方へも伺ってきて、改革等についての提言をなされていったとこんな経過であります。田中証人、大変初歩的な質問で恐れ入りますが、下水道公社の果たすべき任務というようなものについては、どのように受けとめられておりますか。

田中証人 私たちは市町村の下水処理は市町村長の責任になっていきますもので、そこのお手伝い。それから管渠の工事も市町村で技術屋さんを雇ってやるということはなかなか大変なもので、公社で雇って。民間でできるところは民間に任せているんですけど、やっぱり市町村長さんがやらなければならない、管理者がやらなければならない部分を公社が請け負っているということです。だからつくるときにも、市町村、県で出資してもらった団体でございます。

宮澤（宗）委員 市町村のお手伝いということですから、技術の指導であるとか維持

管理、ある面ではこう技術集団でなければならないというような役割が非常に重要だというように認識をさせていただいてよろしいですか。

田中証人 はい、私はそういうふうに理解して、職員にもそういうことを言っております。

宮澤(宗)委員 そうしますと、先ほどお話に出ました上田千秋さんなる方は、週に2回ほど来てアドバイスをいただいているというお話でございましたが、どんな内容のアドバイスをいただいていたのか。またいつごろからこの方はお見えになって、契約をされた時期というようなものについて、お伺いをさせていただきたいと思います。

田中証人 来たときは私の部屋へ来ていろいろなことを言っていただいて、環境問題とか、それからうちの職員が病気で休んだりいろいろしたものでその間いろいろ、今問題になっている民間に任せる指定管理者制度とか、そういう制度のこととかいろいろ教えていただいたり、それから処理場へ行って、こういうところが不都合ではないかと、こういうところはあれじゃないかというようなアドバイスをしてもらったり、それからいろいろな資料をつくっていただいたり、そういうようなことをしていただいています。

宮澤(宗)委員 これは契約されているわけですね。顧問というような肩書きになるのか、どんな契約内容になっておりますか。

田中証人 顧問と言えはあれなんですけど、いわゆる嘱託ですね。

宮澤(宗)委員 嘱託としての契約の時期、それから報酬と言いますか、手当と言いますか、これはどのようになっていますか。

田中証人 昨年の5月ごろからだと思いますが、ちょっと手元に資料がないもので。それで金額は何か県の方で何日か来てもらっている額と同じ額、1万いくらですね。

宮澤(宗)委員 1万いくらというのは時間でですか、1日当たりということですか。

田中証人 1日当たりです。

宮澤(宗)委員 嘱託に昨年の5月ごろからということですが、どなたからの紹介で嘱託になされたんですか。

田中証人 紹介ではなくて、私がそういう人がいた方がいいじゃないかと思って、それでちょっと内部で相談したら前にも研修でいい人がいたし、時々公社へも顔を出しているいろいろなことを言うってくれる、ではあの人をお願いしたらどうかということになって、私がお願いしました。

宮澤(宗)委員 公社の理事にしたらいかがかというようなお話が出ているやに聞いておりますけれども、そういうことはございませんか。

田中証人 全然そういうことは考えたことはありません。

宮澤(宗)委員 わかりました。いずれにいたしましても、平成13年ごろから知事後援会幹

部のいろいろな改革案と言いますか、働き掛けと言いますか、そういうものがあって、それから田中理事長さんが14年4月1日付で公社の方へ行かれました。それで従来はこの下水道公社は、技術職、土木の關係の皆さんが専務理事を務められてきまして、事務職で行かれたのは田中さんがおそらく今まででは初めてだと思いますが、それでよろしいでしょうか。それで、そのときにどんな、事務職から全くその技術集團のところの公社へ行かれるというときに、どんな感想をお持たれになりましたか。

田中証人 最初に私に行けと言われたのは、多分事務職のポストが1個あるからそこだと思っていたわけです。それで実際に行くことになって言われたのは専務理事ということで、土木職のポストです。だからこれはどういうことかなと。そのころ何かダムの問題、特にいろいろもめていたからそういうことかなとか、いろいろ私は推測したけど、行けと言われたもので行かざるを得なかったということで。もし私、第二の人生になるもんですから、そういうことがいろいろあるのなら多分お断りしてやめてしまったと思うんですけど。何も問題ないと言われて行って、結果的には何か全部責任を背負わされたような感じになってしまっ

宮澤(宗)委員 笠原証人と田中証人にお聞きをいたしますが。下水道公社の人事というのは、ほとんど県の方からの異動の指示によってというのか、あるいは人事異動をするときには、前もっての何か御相談というようなものはないわけですか。

田中証人 ありません。特に私は不満を持って。この間、うちの事務局長がかわったんですけど、事務局長をかえるにも私にも一切お話がなく一方的にやられてしまうもので、何で県が関与をしないんだと言いながら一方的にやる、いろいろ抗議をしようと思ったけど、もう私もそれならそれでいいと思ってもう。こんなことをされるのでは、自分の考えで全然その仕事ができなくなってしまう。

笠原証人 派遣の県職員につきましては、県職員と同様に異動の希望調書、そういうものは出してありますし、だれがどこへ行くということは県の方で決めて異動をしていました。プロパー職員につきましては、プロパー職員の希望等、異動調書を取りまして、その中で勤務先の長短で適材適所に配置がえをしていました。

宮澤(宗)委員 田中証人にお伺いいたしますが、笠原証人の時代は一応職員の言うことを聞いたり、若干そういった話があったということですが。今は全くないということで、大変やりにくさも感じているとこういふことでしょうか。

田中証人 今回のその事務局長の人事に対しては、私はそう思っています。だからそういうことが平気で行われるということは、非常に公社としてもやりにくい。人事異動の時期でこちらが内示してやっていくのならいいけど、そうでなかったら私はあらかじめ相談があってもいいんじゃないかと。

宮澤（宗）委員 人事権という問題もあろうかと思いますが、やはり組織でありますのでスムーズにいくことがいいわけですし、お互いに相談できるようなところは相談してやっていくことがいいとは感じます、私も。そこで、この14年4月1日付で異動があった中で、14年11月18日にはこの4月に赴任してきた、わずか6、7カ月になりますか、6カ月程度の方、これ技術職の理事と技術部長、この方を出して、理事に下水道公社の現地機関で非常勤で働いていた県職のOB、65歳の方を入れてきたとこういうことですが。この方は小林繁夫さんでよろしいですか。

田中証人 結構です。

宮澤（宗）委員 この65歳ということは、職場では囑託ということによろしいのか、それから職務の内容はどんな内容でしょうか。

田中証人 そのときの、もう65歳ですからすべて終わって、臨時職員ということで、あの人は電気の専門家で、どうしても電気の職員が今公社は不足しているもので、それで面倒を見てもらったと。臨時職員でした。

宮澤（宗）委員 現在はどんな形になっておりますか。

田中証人 今はお家におられるんだと思います。

宮澤（宗）委員 そうするとあれでしょうか、おやめになったのはいつごろですか。

田中証人 16年の3月ですかね。14年度、15年度の間いたということですね。

宮澤（宗）委員 臨時で入られたと、理事。当初は、14年4月1日付、あるいは途中で異動になって14年11月18日、異動になったあと入ったわけですね、県職OB、非常勤で勤務をされていた。この方が、14年12月25日に知事に呼ばれたときに、小市部長と牛越監理課長と、それから公社の田中専務理事とこういうことでしたが、そのときには小林さんも一緒ではございませんでしたか。

田中証人 小林さんは、多分指名はなかったけど一緒に行ったと思います。

宮澤（宗）委員 田中利喜夫さんのこの下水道公社からの記録内容を見ますと、お手元にあると思いますが、村田総務部長さんも御出席で、公社からは3人ですね。それでしかも先ほどからお話がごさいますように、65歳で県職のOBで非常勤で勤務をされている理事さんが、こういった重要な会議に同席をするというのは、ちょっと私は腑に落ちないんですけども。どんな関係でそこへ同席されたのでしょうか。

田中証人 お年とかそういうことはどうか知りませんが、うちの理事ですから。

宮澤（宗）委員 でも理事にしても、もっと経験の深い理事というか、責任を持たれるような立場の方はおいでにならないでしょうか。

田中証人 だからそういう役員も県の方で決めてきますもので、私はそれに何も特に言えな

いということです。

宮澤(宗)委員 そうすると、そのときは理事としては、どんな内容のお仕事を担当だったんでしょうか。

田中証人 私から見れば非常に現場のことをよく知っているもので、非常に助かりました。だから、理事さんでそのお年で来られたということについては、ちょっと私もそういう県の方の人事がどういうことかなとは思いましたが、来たらすごくいろいろな知識があったりして、職員のことにもよく面倒見てくださったし、私はそういう面では非常にありがたかったと思っています。

宮澤(宗)委員 この方は電気職であって、下水道の未経験者、下水道関係はね。全く未経験者の方だということにお聞きをいたしております。そこで、どうもこの一連の流れを見ていくと、最初に田中証人が現在の出納長、青山さんとお会いになったときに、知事後援会幹部からこの公社をつぶしてもいいのではないかなというようなことを言われ、あるいはいろいろの改革、あるいは提言書というか、提案書をもらったかもしれない。こんな流れの中から、全く今までは専門職であった、従来は専門職の方が公社に行っておいでになったのを、田中さんが初めて事務職で行かれた。そして全く臨時的この未経験者の県職OBの方を理事として入れられた。こういうことは、ある面ではその後は15年の4月1日付で矢澤下水道課長、当時の。それから田中専門幹は大分長い間いたということで異動の時期だろうなど。それで早川氏はわずか4カ月で異動になってしまった。こういう一連の人事を見ますと、何か技術集団としての公社、あるいは市町村のお手伝いをする、あるいは維持管理業務をしっかりとやっていかなければいけない管理監督をするという立場の、この技術集団がどんどん弱体化をされてしまっているのではないかなとそんな思いでございますし、またこの弱体化に対して、どこかで何か力が動いているのかなというようなことを感じますが、いかがなものでしょうか。

田中証人 小林さんは電気の専門ですけど、流域に長くおられて、流域はどうしても電気、処理場は電気が一番大事な職務なんです。だから県にも電気の職員がいなくて、うちもほしいんですけどなかなか確保できない。そういうことで、私は、小林さんは下水道には最も、土木の方より詳しいはずだと思っていましたし、本当に知識を持って私はよく助けていただきました。

宮澤(宗)委員 平成14年11月18日付で出された理事の方は、技術センターに理事を増員して行かされているわけなんですね。それで御案内のとおり、今公共事業がどんどん減少をしている時期ですし、14年その当時も大幅に減少をしていた時期なんです。一方で技術センターの理事ポストをふやすというのは、全く私は必要性がないのではないかなというような

こんな感じ方を持つんですが。田中証人はどんな感じ方でしたか、それで出されたときに。田中証人 実際に私も県は何を考えているかよくわからなかったです。ただ、小林さんに来てもらって、私は仕事を助けていただいたことだけはあれですけど。だけどそれも、人事という、そういう特に役員の人事になると全然私たちには話があるわけではないし、もう県が一方的に決めてきてしまうもので、それは向こうの権限でやられてしまうもので、私たちは何も言えない立場です。

宮澤(宗)委員 いずれにしても、ごく短い形で理事になられた、14年11月18日に県職のOBの方、65歳の方が理事になられたわけですね。それでもうその年の1カ月もたたない間で、14年12月25日、知事室へ呼ばれた。1カ月もたたない新しい理事の方がそこへ呼ばれて、一緒に立ち会って「下水道公社の改革の方向」について検討指示をされたということなんですが。ちょっとその辺が、私は不自然かなという思いがいたしておりますが、いかがですか。

田中証人 一般的にですね、そのときに多分部長たちも、私たちが行くということになれば後ろの方に控えているのが普通ですし、特に小林理事だけお前行くなとも言えないし、役員ですから知事に呼ばれているから、では一緒に行ってみませんか。別にそこで討議するか何とかは考えていなかったの、知事から何か御指示があるんだろうということで行っただけですから。私は別にそれが不自然だとは思いません。

宮澤(宗)委員 それで12月25日と言えば暮れに近いわけですし、それから1月9日に「下水道公社改革の方向」について土木部長と協議をして、この内容について検討をされたということですが、ごく暮れから正月にかけてということで、この指示に対する対応というものは大変だったというふうに私は推測をいたしておりますが。この短い期間でどのように対応をされたのか。出されたものが、大体12月25日に出されたものと同じ方向で集約をされてきているように見受けられるんですけども。その間に大変苦労をされたようなこと、あるいは対応、どのような形で内部では相談されてやられたのか、おわかりになる範囲でお答えをいただきたいと思います。

田中証人 第一にたたき台を下水道公社でつくれという御指示をいただきましたもので、部長からですね。それですぐ取りかかりました、みんなで。それでつくって、一番の中心になってやってくれたのが担当課長ですけども、つくって、我々もそれをお手伝いして、残業までしてやりました。

それで余計なことかもしれませんが、このうちの文書のところに「はじめに」というのをわざわざつけているんですけど、これ私がつけてくれと言ったのは、知事さんは下水道のことをあまり知らないのではないかとということで、理解してくださっていないのではないかと

ということで、これわざわざ僕が係の方をお願いして、こういうことを入れて、下水道公社というものをよく理解してもらった方がいいじゃないかということで。だけど今になって考えれば、余計なことをしたなという感想です。

宮澤（宗）委員 知事は下水道公社のことや下水道のことをあまり知らないだろうと。そんな思いの中でつくられた資料だということですが、いずれにしてもこの努力があまり報われなかったし、大変現場を回る場合にいろいろと御意見が出たというように、この改革案が市町村に受け入れられるというように受けとめられましたか。大変これは無理な内容だなというように受けとめられましたか。下水道課の職員と言いますか下水道課や土木部との話し合いというようなものがそういうところで持たれて、土木部なり下水道課の意見というようなものがこの中へ大分取り入れられたというようなことがございますか。経過についてですね。どんな意見が論議をされたのか、おわかりになる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

田中証人 結局、僕らがつくったものがもともになっていると思うんですけど。例えば私は不思議だったのは、その人員を10人減らせといても我々はいろいろやり繰りしても7人しか減らせないと出したら、何かもう1人減らせと。何を根拠にそういうことを言うのかと非常に私はもう不信感を持って、それでその下に何か政策秘書室の人のメモがついていて、これはもう知事の決裁事項だから、決裁事項で変えられないなら私たちはそんなことを言う必要がないので、もう命令されているのと私たちはもう同じというふうに理解して。もうそういうふうになれば、これは全部知事の命令なんで、何とかみんなでやらなければならない。そういうことでさっきの抗議も下水道課へしたりしたけれども、下水道課だってもうどうしようもなかったというような感じですね。いずれにしろ、部長さんのところで最低限このくらいで出そうと言って出していったわけです。

宮澤（宗）委員 それから2月14日に移るわけですが、土木部長と田中専務理事さんと小林理事が知事に説明をされているわけです。そのときに、先ほど来話が出ているように、知事は指示せずに土木部長へ、知事後援会幹部に会って意見を聞いてこの対応を決めるように指示されたということですが。そのときにほかの会話と言いますか、あるいは田中理事さんの思いというか、そんなことを知事にお伝えをしてお話をされたり、市町村の実態はこうだったよというようなお話をされたことはございますか。何か記憶にございましたら、あることをすべてお聞かせをいただきたいと思います。

田中証人 だめだという資料をつくって、知事が前日飯田へ行ったんです。何かの機会に部長と一緒にいるときがあったんですね、その14日の前に。そのときに部長さんが知事に資料をお渡ししたんです、だめだということ。それで私たちは、知事に時間をとってくれと言ってもなかなかとれないと。それで飯田から帰ってくるというもので、私と部長、確か2人

ただだと思うんですけど、知事室の入口で待っていて、知事さんあれを見ていただけましたか、どうでしょうか。知事が慌てて、うちの時間なんかとってないんですからね、慌てて検討しておくよ、そう言って次のことを言われたんです。だから知事は、私は検討して、ではあとで返事があるものとして待っていたわけです。

宮澤（宗）委員 どうもありがとうございました。

平野委員 大変お疲れ様です。私が最後になりますので、御辛抱いただきたいと思います。ただ1点だけ確認をさせていただきます。今、最後に宮澤委員もお聞きしましたし、また何人かの委員の方が聞きました。一番ポイントになる2月14日の件であります。田中証人は、事実を言っていたいただきました。知事は田中証人あるいは小市土木部長同席のところで、知事後援会幹部を悪く言う人がいるがそんなに悪い人ではないので下水道のことは知事後援会幹部に相談したらよいとこういうことを言われたわけであります。

ただ、田中証人は何となく一般論として聞こえたところなふうな証言をされたわけですね。ところが、まず土木部長はもうすぐその日の午後、もうせっぱ詰った状況でしたから、知事後援会幹部と相談して善後策を決めている。あるいは3日後の2月17日にも別の件でやはり知事後援会幹部に確認して、この下水道行政の関係を決めているということで、まさにこの日を境に小市部長は知事になりかわって知事後援会幹部のすべて指示を仰いで、まさにこの仕事をされているわけであります。まさにこれは小市部長にしてみれば、一般論ではなくて業務命令として受けたわけであります。

もう一つ、矢澤課長ですね。矢澤課長は、これは田中証人からこの2月14日の朝の話を聞いたと言っているんです。矢澤さん自身のメモを見ますと、知事は土木部長へ知事後援会幹部にあって意見を聞き対応を決めるよう指示される。それから知事は、知事後援会幹部を悪く言う人がいるがよい人だと言われたと。要するに、やはり受けとめ方は業務命令として、まさにこの矢澤課長も受けているということでもあります。

人の同じ言葉でも、やっぱり受け方によっては、それは人によってこれは気持ちの問題ですから違うのは無理もないわけですけど、しかしながら、一緒に聞いた土木部長はまさに業務命令としてもうすぐ動いている。田中証人から聞かされた矢澤課長も、まさに業務命令として受けている。ですから、私はむしろ知事言葉は、せっぱ詰った状況でありますので、むしろ業務命令として耳に受けとめた方が自然だと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

田中証人 本当に私はそういうふうには思わなかったですね。私が知事後援会幹部に接してそれを決めるわけにいかない立場で、それはもう行政側で決めることですから。だから私はすぐ、飛んでいって聞いてこなければいけないとか、そういうことは私自身は考えなかった

もので、一般的に、知事は検討しておくよと言われたからすぐ検討してくれるものだと思いますし、それでそこへつけ加えて言われた感じだったもので、一般論として私は受け取ったというふうに。そうしたら、何かきのうのあれしたら、すぐ何かそういつて部長さんがお会いになったとかと言われたもので、ああそうだったのかなという、私は初めて感じました。

平野委員 今のはわかりました。ではこういうふうに解釈するのはどうでしょうか。つまり確かに田中証人は公社という立場なものですから、直接はすべて下水道課、土木部と相談しながら決めていると。要するにそのときは政策秘書室であろうが、当然知事はふだんからいませんから、あるいは当然知事後援会幹部だろうが、直接は意見を聞くわけにも接触もない。常に土木部が直接相談相手である。ですから知事の言葉、知事後援会幹部に相談しろということも、自分たちは直接ではなくて、これはもうまさに土木部の問題だと。だから逆に言うと土木部はその言葉をまさに業務命令と聞いたけれども、自分はちょっと間接的な立場だからそこまでは聞かなかった。だから逆に言うと、土木部長も下水道課長も業務命令としてその日から動き始めた。こういうふうに私は、話を総合して解釈すると、私のこの解釈というのは妥当だと思いますか、どうでしょうか。

田中証人 そうかもしれません。いずれにしろ私が言ったのは、この件を相談しろとは私は受け取らなかったもので。ただ私がそのときに言ったのは、簡単に言えば下水道の問題は、いいんだよ、知事後援会幹部に相談すればあの人は詳しいからというような、私は感じをただ受けただけです。

平野委員 ありがとうございます。以上で終わります。

小林委員長 ここで宮澤副委員長から総括的な尋問をお願いいたします。

宮澤（敏）委員 それではお二人とも大変御苦労様でございました。最後に総括ということで、昨日、当時の下水道課長並びに2人の方にお越しいただきまして、知事の、要するに命令がどこまで行き渡ったか、こんなような話もされながら、きょうは下水道公社の皆さんに、理事長さん、前専務さんにお越しいただいてお聞きをしているわけですが、私の方からそれぞれの委員さんの尋問をまとめてさせていただきます。

まず昨日、矢澤元下水道課長の発言を聞いておりますと、ほかの県に比べて下水道行政が遅れてきたと。その分をしっかりと背負ってやって、技術者として誇りと、国やそれぞれの事例を参考にしながら、決定プロセスをしっかりとやってきたとこういう、技術者としてのプライドを感じたわけでございます。このような中で、知事が求められる方向とは若干違って、下水道関係者の中には今までのやってきたことと、それからプライドの中で、やっぱりこれ、今までやってきたことをしっかりとやらなければいけないんじゃないかというようなお話をきのう感じたわけでありまして。

笠原専務さんに、同じ技術者として、その今までやってきたプライドと、それから当面終わり際に笠原さんが感じられた、今までになかった、要するに知事部局からの、知事からの圧力というもの、このことについて、技術者としてどうお感じになられたか、当時去られる前に感じたことをお聞かせいただきたいと思います。

笠原証人 今、副委員長さんの方から言われましたが、私が下水道にかかわるようになってから、当時長野県は下水道の普及率が全国に比べて大分低い状況でございました。そういう中で、今後長野県の下水道を普及していくには、どうすればいいかというようなことにも携わってきましたし、下水道公社の設立のときにも携わってきました。

それから、まず下水道普及をさせるためには、やはり市町村の、流域下水道の処理場と主要な管渠につきましては県で施工するんですが、そのほかのいわゆる下水道の面整備、そういうものは公共下水道と言いまして市町村がやっておりますので、いずれにしても市町村の下水道に対する取り組みが必要だということで、その後下水道の広域管理構想、あるいは下水汚泥の処理構想、そういうものを作成しながら、市町村の技術支援をしながら、1日も早く下水道を普及したいというふうに取り組んできました。

それと同時に、いわゆる維持管理をするメンテ会社、そういうものに対しましても、地元の業者がふえてまいりましたし、地元業者が今後維持管理をやっていききたいというようなお話も聞いておりますので、そういう地元の業者がどのようにすれば維持管理に入っていくかというような中で、先ほどもちょっと話したんですが、大きい会社と、それから小さい会社のJV、そういうものを活用することによって技術の習得が進むのではないかというふうを考えて、下水道の行政を進めてまいりましたし、それから今現在の下水道の普及率、そういうものを見ても、ひとところに比べて大分下水道等ということで、公共下水道、特環下水道、農集排、それから浄化槽、そういうものの普及率は全国の平均を、私が下水道に携わっているところ、全国普及よりも進んで普及したというふうに思っております。

宮澤（敏）委員 そういう一生懸命やってきたプライドの中で、急激に知事から新たな下水道の改革、これは一連の中でそれには知事の後援会の幹部からの大きな働き掛けがあったということが今回わかったわけでございますけれども。そういうような経過の中で、下水道の実際にやっている公社の現場、それから下水道課長、こころ辺のところと、下水道課の皆さんとの大きな要するに摩擦、こういうものがあつた。それを取り除いたものが平成15年3月31日、担当者も全く青天のへきれきだと言われたような3人一緒の異例の要するに職がえ。これがあつたと思うんです。3人ともそのことについては、非常に不信に思っておりましたし、まさに課長補佐に至っては4カ月ですか、4カ月でかえられるということは全く今までは思っても見なかったと、こういうような異例な状況があつたと。こういう形の中で、この

きのうは3人とも、今まで知事が特命で出してきたことと意に沿わないので我々は人事としてかえられたんだとこういうような思いもありますということで、きのう尋問に答えて証言をされたわけですが。ここら辺のところ、14年のときから専務さんになられて、相手方であります下水道課のことをごらんになっていた田中証人は、それをどんなふうにとらえておられたでしょうか。

田中証人 私も行ったばかりでわからなかったんですけど、どうしてこんなふうになってしまうのかと。これでは本当に下水道行政がおかしくなってしまうのではないかと。だから私たちの方も、だから今かんがみれば私みたいな者が行ったのも何か不思議なふうに感じます。

宮澤（敏）委員 今、県政のベテランとして御活躍をされた田中証人もそのような非常に危惧を覚えられたということでもあります。笠原証人は、手短で結構でございますが、このような人事等々について、技術を知っている人間としてどのように思われましたか。

笠原証人 私は、そのときは土木部に在籍はしておりましたが、何でこんなに早く、3人、確か流域下水道系の補佐だけが残って、あとは動いたと。いわゆる行政の継続性、そういうものが本当に保たれるのかなというふうな危惧をいたしました。

宮澤（敏）委員 それで、きょうこれは田中証人としては非常に、私は不本意だというふうなお話がありまして、全くそれを肌で感じましたんですが。先ほど服部委員さんから出されました、5月15日のこの4枚のペーパーでございます。要するに青山、当時の政策秘書室の室長から渡されたと言われた、田中証人が言われていたその2ページでございます。先ほどごらんになられたということでございますので、私が読みますので、その改革のプログラムのこれからの進め方というところでございますが、「知事、副知事もしくは総務部長が公社の改革プログラム及び改革理念を、公社理事長である土木部長に指示し、その実行を命じる」というのが1点でございます。2点目は、「今回、土木部出身者ではない田中専務理事が就任したが、もう1人理事として民間から下水道事業に造詣の深い人物を迎え入れる」。3番目、「田中専務理事と民間理事を中心に公社改革プログラムを進めることを、公社専任理事全員立ち会いのもとで理事長に命ずる」ということでもあります。4番目として、「公社改革プランの進行状況は、定期的に知事部局に報告させる」と。

先ほど来ずっと問題になっているこの箇所の3番目、このところは、はっきり申し上げますと、後援会幹部が、理事長はそのあと理事長になられたわけですが、要するに公社の人事に影響を与えたと。5月15日のとおりに今、現在、進んだわけですが。これは理事長が意図しているということは、私は全然思っておりません。先ほどのように、要するに今回の人事はあまりにも急激に、上からの、まさに知事からのトップダウンで行われたということでございますので、このものを見られたときに、今現状として、お立場というこ

とはいろいろあることで、私は今のお立場を何も言っているわけではありません。こういうような、5月15日のこのような人事の、出されている一本のとおりになっている現実を、田中証人はどのように、当事者に聞いてまことに申しわけないんですか、どのようにお感じになられるかお答えをいただければと思います。

田中証人 その文書も確かに私1度見て、その中に私の名前も出ているんですね。だから私も、笠原前任者から何も今は問題がないんだよ、うまくいっているんだよと言われたから、不思議なことだなとは思っていたんです。だけど今になってみて、その文書を、私は今手元がないから見れないけど、何か、やっぱり自分は何か利用されてしまったのではないかなという、非常に悔しい思いです。

宮澤（敏）委員 田中証人のお気持ちはよく手にとるようにわかりますが。ただこの事実、事実はそのようになったと。5月15日に田中知事の後援会幹部がみずから称し、また作成し、そして政策秘書室の幹部から田中証人に渡されたと言われている文書、この中のとりに現在下水道改革の基本が進められているという、こういう事実はやっぱり事実として私ども認めて、しっかり見詰めていかなければならないと思うと同時に、こういう改革をするために公社としては、下水道課の言うことを全部聞く。下水道課の方は、とにかく上からのラインの言うことは全部聞く。ラインの一番上には知事があるわけですから、きのうのお話になりますと、土木部長ももう飛び越えて知事のトップラインの声が全部下までとおると。そうするとそれを公社のところまで全部行き渡るようにするように、この要するに新たに田中証人が、技術系から事務系として登場せざるを得なかった、そういうような部分。これを新たに秩序づけたというようなことを、私自身としては感じるわけでございますけれども、これは田中証人の中でこんなような感じ方は間違っているかどうか、その件だけで結構でございますので、短いセンテンスで結構でございますので、お話いただければと思います。

田中証人 そういうことでしょうということです、私は、一生懸命仕事をしてきたことが、それが何かマイナスに出てしまったという感じです。

宮澤（敏）委員 今、田中証人がお感じになられている思いを、私も感じております。それからきのう、3人の下水道課長さん、それから技術専門幹さん、それから課長補佐さんも、同じ気持ちでおられたというふうによく感じました。特にもう今まではいろいろありましたけれども、今もう知事トップダウンの指示が全部おりるような体制を今回つくったと。それがこの時期で、それが下水道改革に一つずつ行っていたと。ですから今はもう既に知事、今、事務局長の人事のお話もございましたけど、知事の命令が全部トップからいかなる情報も入るようになっていっているんだとこういうふうに私は理解したいと思いますが、最後でございます。どうかそのこのところの事実だけ、田中証人にお話いただいて終わりとさせていただきます。

田中証人 関与はないという約束があるわけですけど、結局そんなのはうそであって、結局県に振り回されてしまっていると。理事長なんて言っても何もないということです。

宮澤（敏）委員 田中証人、そしてまた笠原証人、きょうは本当にお忙しいところありがとうございました。本当に有意義な証言をいただきましたことに、最後に尋問する者として感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○小林委員長 以上で、田中邦治証人及び笠原武証人に対する尋問は終了をいたします。証人におかれましては、長時間にわたりましてまことにありがとうございました。御苦勞様でございました。ありがとうございました。どうぞ御退席して結構でございます。

[各証人退席]

本日出頭を求めました証人に対する尋問はすべて終了いたしました。この際、申し上げます。昨日の委員会で提出された矢澤久男証人が作成した資料についてであります。竹内委員からの資料の提出要求に基づき、委員会で提出をお願いすることを決定したということでもありますので、御了承願います。なお、この資料の取り扱いについては、十分注意されますようお願いをいたします。

次回委員会は明8月12日午前10時から協議会を開催し、終了後引き続き委員会を開催することとし、記録の提出要求の決定を行い、午後1時から証人尋問を行います。この際、何か御発言がございますか。

（「なし」という声あり）

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

閉会時刻 午後7時13分